



ふじさわジェンダー平等プラン 2030

～ 藤沢市男女共同参画計画～

2021年（令和3年）3月

藤沢市

はじめに

～ジェンダー平等を実現しよう～



市内の各所を歩いていると、見る場所や季節、時間によってさまざまな姿を見せる富士山に励まされることがあります。同じ音を持つ、“不二”ということばには、富士山を意味すると同時に、二つにあらず、つまり、対立し、分かれて見えるものも実は一つであるという意味や、二つとない、唯一無二という意味があるそうです。

“令和”という新しい時代を迎え、藤沢市では、2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）の向こう10年間を目標年次とする、「ふじさわジェンダー平等プラン2030～藤沢市男女共同参画計画～」を策定いたしました。

新たなプランでは、SDGs（持続可能な開発目標）における目標の一つである「ジェンダー平等の実現」（ジェンダー＝社会的・文化的に形成された性別）を踏まえるとともに、次世代に向け、多様な生き方や考え方を認め合うまちづくり、誰もが生きやすい社会の実現をめざして、「共に生き、共に創ろう、未来につなぐ、ジェンダー平等のまち“ふじさわ”」を将来像として掲げております。

人は誰もが二つとない尊い存在です。そして私たちが暮らす社会において、多様性と包摂性への共感がこれまで以上に求められる中、「ジェンダー平等」ということばに馴染みのない方にこそ、ぜひ、このプランをお手に取っていただければ幸いです。必ずや、これは自分のことだ、あの人のことだと感じるとともに、新たな発見があり、その思いを誰かと共有することで豊かな輪が広がっていくものと思います。

結びに、今回のプラン策定にあたりまして、ご提言をいただきました「ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会」委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様や関係機関・団体の皆様に心より感謝申し上げます。

2021年（令和3年）3月

藤沢市長

鈴木恒夫

目 次

第1章 計画策定の趣旨と背景	3
1 法律の施行・改正	4
2 国や県の動向	6
3 新型コロナウイルスとジェンダー	10
4 男女平等から男女共同参画、そしてジェンダー平等へ	12
5 藤沢市の現状	15
第2章 計画の基本的な考え方	29
1 プランの名称	29
2 将来像	29
3 3つの基本理念	30
4 6つの重点目標	30
5 全体像「将来像・3つの基本理念・6つの重点目標」	33
6 計画の位置づけ・基本的方向	34
7 計画の期間	34
8 ふじさわジェンダー平等プラン2030～藤沢市男女共同参画計画～体系図	36
第3章 重点目標と課題・施策の方向性	43
1 重点目標と課題・施策の方向性	43
重点目標1 人権を尊重したジェンダー平等の社会づくり	43
重点目標2 あらゆる分野でのジェンダー平等の促進	51
重点目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進	64
重点目標4 あらゆる暴力の根絶	75
重点目標5 多様な性を尊重する社会づくり	86
重点目標6 誰もが安心して暮らせる社会づくり	90

2 具体的事業一覧.....	98
重点目標1 人権を尊重したジェンダー平等の社会づくり	98
重点目標2 あらゆる分野でのジェンダー平等の促進.....	99
重点目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進.....	101
重点目標4 あらゆる暴力の根絶.....	103
重点目標5 多様な性を尊重する社会づくり	106
重点目標6 誰もが安心して暮らせる社会づくり	107
第4章 推進体制と進捗管理	111
1 推進体制	111
2 計画の進捗管理.....	112
3 ふじさわ男女共同参画プラン2020（改定版）成果指標の達成状況	113
4 ふじさわジェンダー平等プラン2030～藤沢市男女共同参画計画への指標項目	116
資料編	121
1 策定の経過	121
2 ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会要綱	123
3 ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会委員名簿（第16期）	125
4 藤沢市男女共同参画推進会議委員名簿.....	126
5 1975年国際婦人年以降の男女共同参画関連の動き	127
6 男女共同参画社会基本法.....	136

第1章 計画策定の趣旨と背景

第1章

計画策定の趣旨と背景

藤沢市では、1990年（平成2年）に、「ふじさわ女性行動計画」を策定、2001年（平成13年）には、女性行動計画の理念や「男女共同参画社会基本法」の理念を尊重して、「ふじさわ男女共同参画プラン2010」を策定しました。

その後、2011年（平成23年）には、「男女で共に創ろう豊かなまち“ふじさわ”」の実現をめざし、社会のあらゆる場面で男女が対等に参画し、生涯を通じてそれが自立した豊かな生活と自己実現を図ることができる男女共同参画社会を形成していく上での基本計画として「ふじさわ男女共同参画プラン2020」が策定されました。

「ふじさわ男女共同参画プラン2020」は、2011年度（平成23年度）から2020年度（令和2年度）までの10年間を目標年次としており、この間を前期・後期に分け、2016年（平成28年）3月に、東日本大震災、女性活躍推進法の成立、DV・ストーカー被害等の増加といった社会情勢の変化などに対応するため、改定を行っています。

しかしながら、こうした改定以降も、私たちを取り巻く環境においては、性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく社会慣習・社会制度は依然として根強く残っているとともに、セクシュアルマイノリティ（性的少数者）といった多様な性への尊重と理解、あるいは、増加するDV・虐待の防止等、困難を抱えた人たちが安心して暮らせる社会づくりが求められています。また、この間、SDGs（持続可能な開発目標）の17の目標の一つであるジェンダー平等の達成に向け、多様な主体による積極的な取組や働きかけがある一方で、2019年（令和元年）12月以降発生が報告された新型コロナウイルスの脅威は、私たちが暮らす社会や人々の行動、今後のまちづくりに大きな影響を及ぼしています。

この計画は、「ふじさわ男女共同参画プラン2020」に掲げている課題や施策の方向性について、各種法令の制定及び改正、自治体を取り巻く社会情勢等、時代の変遷を踏まえるとともに、これまでのP D C Aサイクルによる進捗管理や「藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」〔2019年（平成31年）3月〕などを踏まえ、“共生社会の実現をめざす誰一人取り残さないまち（インクルーシブ藤沢）”の視点に基づき、向こう10年間、2030年（令和12年）を目標年次とするものです。

◊インクルーシブ藤沢◊

2021年度（令和3年度）から始まる「藤沢市市政運営の総合指針2024～2040年に向けた持続可能なまちづくりへの転換～」の中では、3つのまちづくりコンセプト（めざすべきまちの姿の明確化）として、「1 藤沢らしさを未来につなぐ持続可能な元気なまち（サステナブル藤沢）」「2 共生社会の実現をめざす誰一人取り残さないまち（インクルーシブ藤沢）」「3 最先端テクノロジーを活用した安全安心で暮らしやすいまち（スマート藤沢）」が示されています。

1

法律の施行・改正

(1) 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（候補者男女均等法）」の公布・施行〔2018年（平成30年）5月〕

多様な国民の意見が政策立案や決定に的確に反映されるために、政治分野における男女共同参画が重要となるため、国や地方議会の選挙において男女の候補者の数ができる限り均等となること等を基本原則とした法律が公布・施行されました。

基本原則

- ① 衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることをめざして行われるものとする。
- ② 男女がその個性と能力を十分に發揮できるようにする。
- ③ 家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるようにする。

(2) 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」の施行〔2019年（平成31年）4月〕

働く人々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する“働き方改革”を総合的に推進するため、各種法律の改正が行われました。「労働基準法」、「労働安全衛生法」においては、長時間労働の是正が、また、「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム・有期雇用労働法）」、「労働契約法」、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（労働者派遣法）」では、同一企業内における正社員とパートタイム労働者との間の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、不合理な待遇差を解消するための規定の整備や労働者に対する説明義務の強化が図られています。

（3）「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」等の改正〔2019年（令和元年）6月〕

2015年（平成27年）9月に、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るために法律が施行され、都道府県や市町村は、当該区域内における女性の職業生活における活躍の推進に向け、国が策定した基本方針等を勘案して、推進計画を策定するよう努めることとされました。また、国や地方公共団体、一部の民間事業主に対しては、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を定めた行動計画の策定・届出・公表等が義務付けられました。

2019年（令和元年）6月には、仕事と家庭生活の両立や諸外国と比べて低水準にある女性管理職比率などの課題を踏まえ、女性の職業生活における活躍をさらに推進することが必要であることから、基本方針の変更があり、女性の職業生活における活躍に関する情報の公表への追記、女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業の認定への追記、中小企業における行動計画の策定の促進への追記がなされました。

また、「女性活躍推進法」のほか、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）」、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」において、パワーハラスメント防止対策の法制化が図られるとともに、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等の防止対策の強化につながる措置が示されました。

（4）「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」の改正〔2019年（令和元年）6月〕

2001年（平成13年）10月に、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため法律が施行されました。

2019年（令和元年）6月には、児童虐待防止対策及び配偶者等からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化されました。また、保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることも明確化されました。

2

国や県の動向

**(1) 【県】「かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）」の策定
〔2018年（平成30年）3月〕**

「男女共同参画社会基本法」第14条に規定された、県における男女共同参画社会の形成を促進する施策についての基本的な計画です。「かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）」は、未だに低調な政策・方針決定過程への女性の参画状況や、結婚や出産に伴う女性の就業継続の難しさ、長時間労働を前提とした働き方、高齢単身女性や母子世帯の貧困などのさまざまな課題や社会環境の変化を踏まえ、女性と男性がお互いを尊重し、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、より実効性のある取組を行うため、2018年（平成30年）3月に策定されました。

【基本目標】 ともに生きる社会、ともに参画する社会へ

【基本理念】

- | | |
|---------------|---------------------|
| I 人権の尊重 | III ワーク・ライフ・バランスの実現 |
| II あらゆる分野への参画 | IV 固定的性別役割分担意識の解消 |

**(2) 【国】「婦人保護事業の運用面における見直し方針」（厚生労働省）の検討
〔2019年（令和元年）6月〕**

婦人保護事業は、DV、性暴力、貧困、家庭破綻、障がい等、さまざまな困難を複合的に抱える女性の支援を行っており、2018年（平成30年）からは、「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」を開催し、新たな制度の構築に向けて、検討が進められています。その際、地方自治体に対しては、相談から心身の健康の回復や自立支援に至るまで、すべての過程における支援が、より当事者本位なものとなるよう、必要な対応を行うとされています。

見直し方針

- | | |
|------------------------|-------------------|
| ● 他法他施策優先の取扱いの見直し | ● SNSを活用した相談体制の充実 |
| ● 一時保護委託の対象拡大と積極的活用 | ● 一時保護解除後のフォローアップ |
| ● 婦人保護施設の周知・理解、利用促進 | 体制等の拡充 |
| ● 携帯電話等の通信機器の使用制限等の見直し | ● 児童相談所との連携強化等 |
| ● 広域的な連携・民間支援団体との連携強化 | ● 婦人保護事業実施要領の見直し |
| | ● 母子生活支援施設の活用促進 |

(3) 【国】「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の策定〔2020年（令和2年）5月〕

東日本大震災をはじめとするこれまでの災害において、さまざまな意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題を踏まえ、2020年（令和2年）5月に「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」（内閣府男女共同参画局）が策定されました。

女性の視点の重要性は、第3回国連防災世界会議〔2015年（平成27年）3月：仙台市〕の成果文書である「仙台防災枠組2015-2030」においても確認され、防災・復興に関する取組の基本的な考え方の一つとして世界的に共有されていますが、このガイドラインは、国の「防災基本計画」「男女共同参画基本計画」「避難所運営ガイドライン」等において、防災に関する政策・方針決定過程と防災の現場における女性の参画の拡大や、指定避難所の運営における女性の参画の推進等について定められていることを踏まえ、地方自治体の防災・危機管理担当及び男女共同参画担当をはじめとする関連各部課が、女性の視点からの災害対応を進める際に参照できるよう、「基本的な考え方」「平常時の備え」「初動段階」「避難生活」「復旧・復興」の各段階において取り組むべき事項を示しています。

7つの基本方針

- (1) 平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる
- (2) 女性は防災・復興の「主体的な担い手」である
- (3) 災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮する
- (4) 男女の人権を尊重して安全・安心を確保する
- (5) 女性の視点を入れて必要な民間との連携・協働体制を構築する
- (6) 男女共同参画担当部局・男女共同参画センターの役割を位置付ける
- (7) 要配慮者への対応においても女性のニーズに配慮する

(4) 【国】性犯罪・性暴力対策の強化の方針〔2020年（令和2年）6月〕

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであることから、その根絶に向けた取組や被害者支援を強化する必要性を踏まえ、2017年（平成29年）に、性犯罪に関する刑法改正が行われました。

これを受け、法務省において、ワーキングチームが立ち上げられ、性犯罪の実態等に関する調査を行い、2020年（令和2年）3月にとりまとめが発表されました。併せて、「性犯罪に関する刑事法検討会」（有識者会議）が発足するとともに、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）の下、「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」を立ち上げ、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が取りまとめられました。

誰もが、性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、社会全体でこの問題に取り組む必要があることを自覚し、2020年度（令和2年度）から2022年度（令和4年度）までの3年間を「集中強化期間」とし、「被害申告・相談しやすい環境の整備」「切れ目のない手厚い被害者支援の確立」「教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防」等を柱としています。

性犯罪・性暴力対策の強化の方針（概要）

性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」（令和2年度～4年度の3年間）

刑事法に関する検討とその結果を踏まえた適切な対処	<ul style="list-style-type: none"> ○「性犯罪に関する刑事法検討会」における検討 ○児童や障害者など被害者の事情聴取の在り方等の検討
性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実	<ul style="list-style-type: none"> ○専門的プログラムの拡充の検討 ○出所者情報の地方公共団体への提供 ○仮釈放中の性犯罪者等へのGPS機器の装着等の検討
被害申告・相談をしやすい環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○被害届の即時受理の徹底 ○二次的被害の防止（女性警察官の配置、研修） ○警察の性犯罪被害者相談支援 ○ワンストップ支援センターにつながるための体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・全国共通短縮番号の導入、無料化の検討 ・SNS相談の逐年実施の検討 ・夜間休日コールセンターの設置検討 ・センター等の増設の検討
切れ目のない手厚い被害者支援の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○ワンストップ支援センターと病院等の関係機関の連携強化 ○中長期的な支援（トラウマ対応の専門職育成、福祉との連携） ○障害者や男性等の多様な被害者支援の充実
教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防	<ul style="list-style-type: none"> ○生命（いのち）の尊さを学ぶ教育、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育 <ul style="list-style-type: none"> ※「水着で隠れる部分」、SNSの危険、「データDV」等 ○学校等の相談対応体制の強化 ○わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分（懲戒免職、告発、教員免許状の管理等の見直し） ○社会啓発（4月を若年層の性暴力予防月間など）
方針の確実な実行	<ul style="list-style-type: none"> ○7月に具体的な工程 ○毎年4月にフォローアップ ○性暴力の実態把握

出典：内閣府「共同参画 2020年7月号（No.135）」

(5)【国】「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～（5次計画）」〔2020年（令和2年）12月閣議決定〕

「男女共同参画基本計画」は、「男女共同参画社会基本法」第13条に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、2000年（平成12年）に初めて策定され、5年ごとに見直しが図られています。

「5次計画」では、政策・方針決定過程への女性の参画拡大や、新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響、女性に対するあらゆる暴力の根絶、貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の尊重、生涯を通じた健康支援などを盛り込んでいます。

第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～

1 男女共同参画基本計画のめざすべき社会

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に發揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

2 社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大と「新たな日常」への対応
- (2) 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
- (3) 人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革
- (4) 法律・制度の整備と政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画拡大
- (5) デジタル化社会への対応
(Society5.0)
- (6) 国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識
- (7) 頻発する大規模災害
- (8) SDGsの達成に向けた世界的な潮流

I あらゆる分野における女性の参画拡大

- | | |
|------|---------------------------|
| 第1分野 | 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 |
| 第2分野 | 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和 |
| 第3分野 | 地域における男女共同参画の推進 |
| 第4分野 | 科学技術・学術における男女共同参画の推進 |

II 安全・安心な暮らしの実現

- | | |
|------|--|
| 第5分野 | 女性に対するあらゆる暴力の根絶 |
| 第6分野 | 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備 |
| 第7分野 | 生涯を通じた健康支援 |
| 第8分野 | 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進 |

III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 第9分野 | 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備 |
| 第10分野 | 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進 |
| 第11分野 | 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献 |

3

新型コロナウイルスとジェンダー

2019年（令和元年）12月以降発生が報告された新型コロナウイルスの脅威は、私たちが暮らす社会や人々の行動、今後のまちづくりに大きな影響を及ぼしていますが、とりわけ女性を取り巻くさまざまな課題を浮き彫りにしています。海外では、早くからロックダウン（都市封鎖）などにより、女性へのDVの増加が深刻な問題として取り上げられていましたが、わが国でも例外ではありません。

国の「すべての女性が輝く社会づくり本部」〔2014年（平成26年）10月設置、本部長：内閣総理大臣〕では、例年「女性活躍加速のための重点方針」を決定していますが、2020年の方針では、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、外出自粛や休業等により、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映し、家事や子育て、介護等の家庭責任が女性に集中していること、生活不安・ストレスに起因するDV等の増加・深刻化、女性が多くを占める飲食、観光、サービス分野における雇用の危機などが指摘されています。

また、2020年（令和2年）11月には、内閣府に設置され、有識者で構成される「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」が緊急提言を行い、「新型コロナウイルス感染症の拡大は、特に女性への影響が深刻であり、“女性不況”的な様相が確認される」と指摘しています。とりわけ、10月の女性の自殺者数が879人と、前年同月と比べ413人増加し、6カ月連続の増加となるなど、極めて深刻な問題です。

他方、オンラインの活用による在宅勤務や、それによる業務の幅の広がりなどにより、ワーク・ライフ・バランスの推進や生産性の向上に資するものとして、働き方改革及び女性活躍の新たな可能性も指摘されているところです。

方針では、新型コロナウイルス感染症に起因する社会変革や人々の行動変容が生活に与える影響を考慮し、「新たな日常」の構築につながるよう、今後の事態を見極めながら、必要な取組の加速と柔軟な対応の必要性に言及しています。

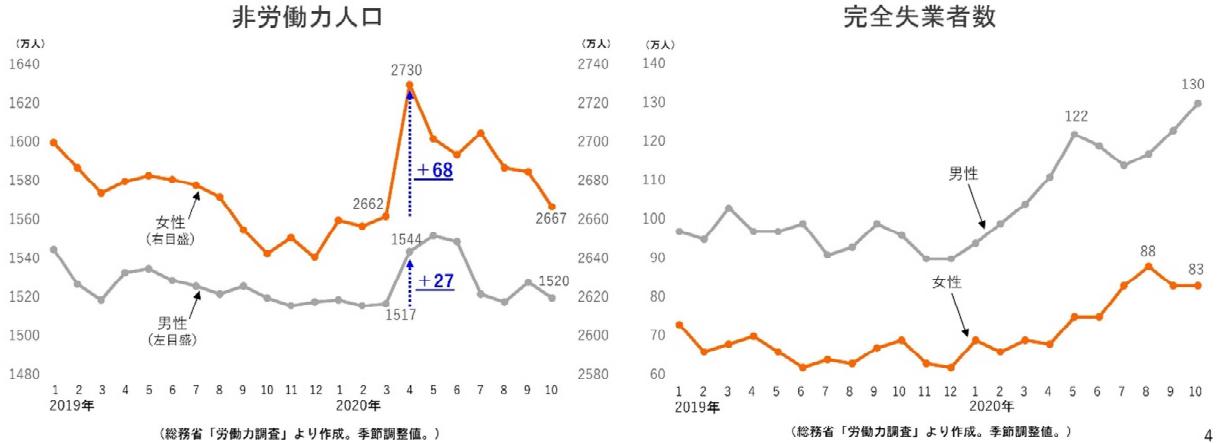
女性活躍加速のための重点方針2020〔2020年（令和2年）7月〕 ～新型コロナウイルス感染症拡大による女性への深刻な影響及び女性活躍の新たな可能性への対応～

- | | | |
|--|---|--|
| <p>I 女性の活躍を支える
安全・安心な暮らしの実現</p> <ul style="list-style-type: none">● 女性に対するあらゆる暴力の根絶● 困難を抱える女性への支援● 生涯を通じた女性の健康支援の強化● スポーツ参加の促進やスポーツ分野における男女共同参画の推進● 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組 | <p>II あらゆる分野における
女性の活躍</p> <ul style="list-style-type: none">● 男性の暮らし方・意識の変革● 女性活躍に資する多様な働き方の推進● 地域における女性活躍の推進● あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成 | <p>III 女性活躍のための基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none">● 國際的な協調及び貢献等● 子育て・介護基盤の整備● 性別にとらわれず多様な選択を可能とするための意識改革、理解の促進● 女性活躍の視点に立った制度等の整備 |
|--|---|--|

1. 就業面等

非労働力人口・完全失業者数の推移

- ✓ 非労働力人口は、男女とも2020年4月に大幅に増加。特に女性の増加幅が大きい。（男性：27万人増、女性：68万人増）その後、男女とも減少傾向にある。
- ✓ 完全失業者数は、男女とも2020年4月以降、増加傾向にある。

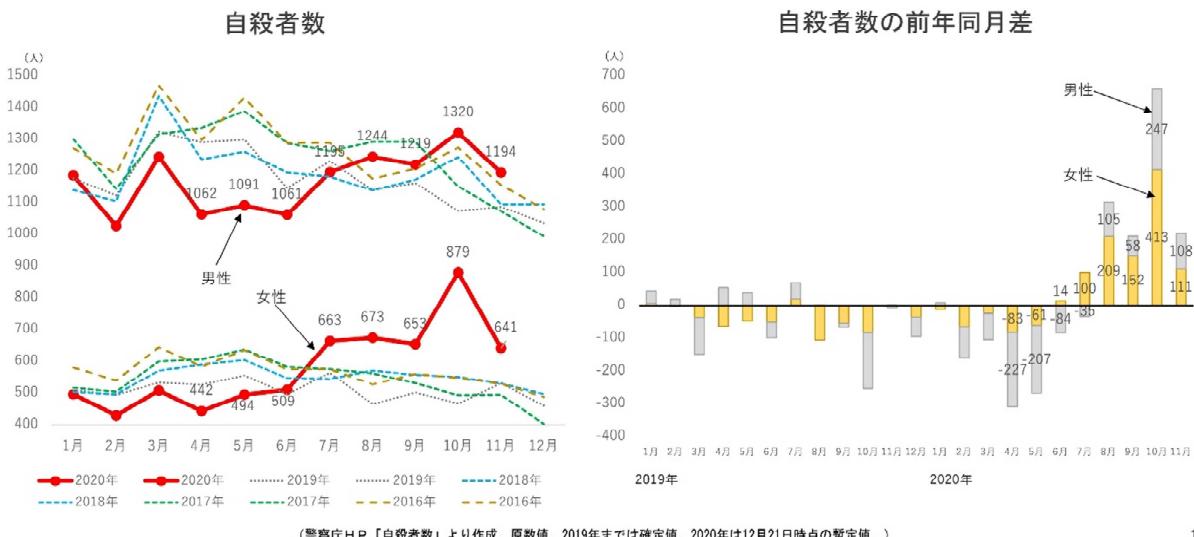


出典：内閣府男女共同参画局「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会（参考データ）」
〔2020年(令和2年)12月〕

3. 自殺者数の推移

自殺者数の推移

- ✓ 女性の自殺者数は、2020年10月は879人、対前年同月で413人増加。2020年11月は641人。対前年同月で6カ月連続の増加。



出典：内閣府男女共同参画局「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会（参考データ）」
〔2020年(令和2年)12月〕

4

男女平等から男女共同参画、そしてジェンダー平等へ

(1) 男女平等、男女共同参画

1946年（昭和21年）に日本国憲法が制定され、すべての国民は法の下に平等であり、性別によって、政治的、経済的、社会的関係で差別されないことと定められ、「男女平等」が保障されています。

日本国憲法（抜粋）

第十四条　すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

1999年（平成11年）には、こうした憲法に基づく男女平等を当然の前提とした上で、「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

この法律は、現実の社会において、人々の意識の中に形成された固定的役割分担意識等からくる事実上の男女の格差の存在、特に国際的水準から見ても遅れている政策・方針決定過程への男女共同参画の現状など、さまざまな解決すべき多くの課題が残されていること、女性と男性が互いにその人権を尊重し、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化など社会経済情勢の急速な変化に対応していく上でも極めて重要であること、などを背景とするもので、男女共同参画社会の形成に関する基本的理念とこれに基づく基本的な施策の枠組を定めることにより、社会のあらゆる分野において国、地方自治体及び国民の取組が総合的に推進することを目的としています。

男女共同参画社会基本法（抜粋）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

この法律において、“ジェンダー”という表現は、当時その考え方がまだ一般には理解されにくいという点もあり、用いられていませんが、第1条（男女の人権が尊重されることの緊要性を規定）、第3条（個人として能力を発揮する機会が確保されることという意味でジェンダーの問題意識が含まれている）、第4条（この規定全体にジェンダーの問題意識が込められている）、第5条（従来、女性が物事の決定過程になかなか参画できなかったことを踏まえたもので、ジェンダーの問題意識を含めたものである）、第6条（固定的な役割分担のために女性に家事の負担が重く課せられているという現状を踏まえ基本理念を定めており、ジェンダーの問題意識を反映している）等に言及しています*。

*内閣府男女共同参画局 執務概要：衆議院・内閣委員会〔1999年（平成11年）6月8日〕での答弁

◊ジェンダー◊

生まれについての生物学的性別に対し、社会通念や慣習などに基づき、社会的・文化的に形成された性別のこと。

「ジェンダー平等」とは、誰もが性別に関わらず、人権が守られ、平等に機会を与えられること。

「ジェンダー主流化」とは、あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、すべての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むことをいい、最近では、「ジェンダー投資」など、より多くの資金をジェンダー平等と女性のエンパワーメントに向ける経済分野での積極的な動きも推進されています。

（2）持続可能な開発目標“S D G s”～ジェンダー平等を実現しよう～

この間、多様な主体と連携し、国内外でジェンダー平等社会の実現に向けたさまざまな取組が行われる中、2015年（平成27年）9月、国連サミットにおいて「持続可能な開発目標 “S D G s”（Sustainable Development Goals：エスディーゼーズ）」が、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、全会一致で採択され、2030年（令和12年）を期限とする包括的な17の目標（ゴール）が設定されました。これらの目標はその対象を世界中のすべての主体としており、その達成に向けたプロセスにおいては、地方自治体も参加することが求められています。



そして、前文及び17のゴールの一つとして「目標5 ジェンダー平等を実現しよう：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」が掲げられていますが、これは、女性のエンパワーメントとジェンダー平等が持続可能な開発を促進する上で欠かせないことから、重要なテーマと考えられているためです。

国の「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」〔2016年（平成28年）5月設置、本部長：内閣総理大臣〕公表による「SDGsアクションプラン2018」〔2017年（平成29年）12月〕においても、3つ柱の一つとして、「SDGsの担い手として次世代・女性のエンパワーメント」が盛り込まれるとともに、「SDGsアクションプラン2020」〔2019年（令和元年）12月〕では、政府によるSDGsを推進するための主な取組の一つとして、「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」が掲げられています。

他方、各国の社会進出における男女格差を示す指標である「ジェンダー・ギャップ指数」においては、2019年（令和元年）、日本はこれまで過去最低の153か国中121位となり、意思決定への参画やリーダー層の男女比に課題があることから、政治や経済分野で女性が活躍する環境や制度を整えること、女性リーダーの起用促進に向けた支援等の重要性が指摘されています。

ジェンダー平等は、誰もが性別にとらわれることなく、個性と能力を十分に發揮できるようにすることをめざすものであり、これまでの男女共同参画を否定するものではありません。めざすべきまちの姿の一つである“共生社会の実現をめざす誰一人取り残さないまち（インクルーシブ藤沢）”の実現に向け、今後は、男女の性別に関わらず、セクシュアルマイノリティ（性的少数者）も含めたジェンダー平等の視点と“多様性と包摂性のある社会”への共感を持つことが重要となります。

◊ ジェンダー・ギャップ指数 ◊

世界経済フォーラム（WEF）が毎年公表する各国の社会進出における男女格差を示す指標。「経済活動への参加と機会」（経済）、「政治への参加と権限」（政治）、「教育の到達度」（教育）、「健康と生存率」（健康）の4分野の14項目で、男女平等の度合いを指数化して順位を決めています。

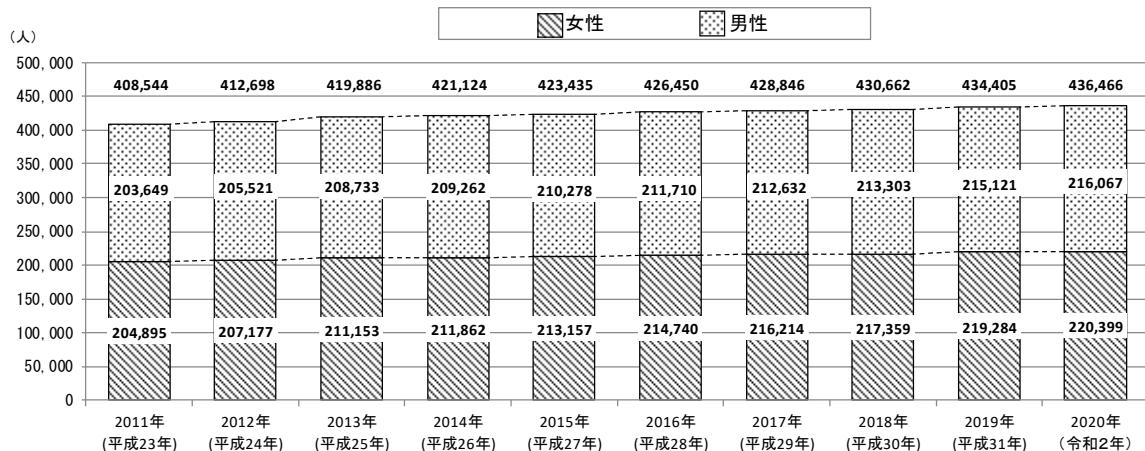
日本は、国会議員の男女比や女性閣僚の比率などから男女格差を測る「政治分野」と管理的職業従事者の男女比、同一労働における賃金の男女格差などから男女格差を測る「経済分野」の指標が低いことが順位を下げる大きな要因となっています。

5

藤沢市の現状

(1) 人口推移

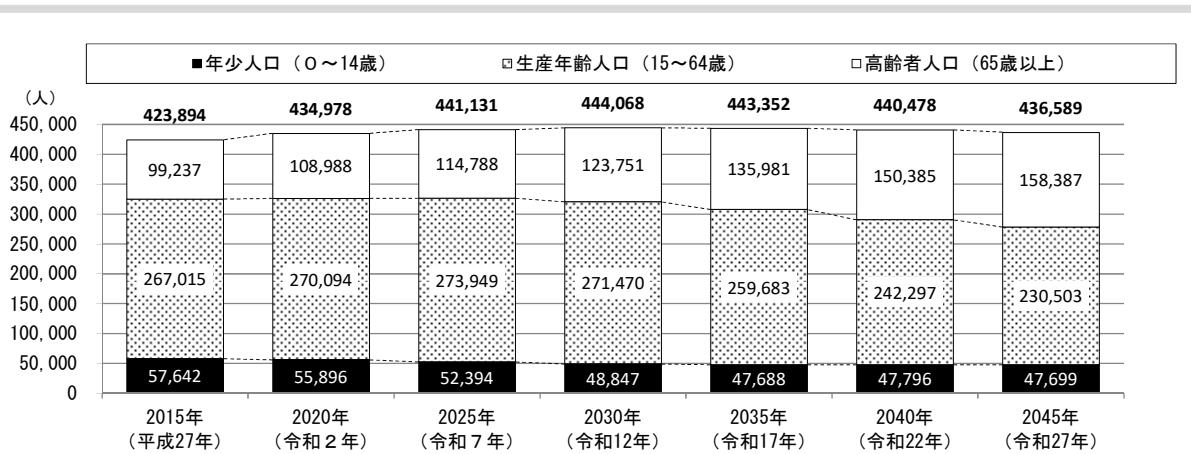
藤沢市の人口の推移は、増加傾向が続いており、2020年（令和2年）4月1日現在、436,466人となっています。男女比では、女性が男性を上回っています。



資料：藤沢市住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 将来人口推計（年齢3区分別）

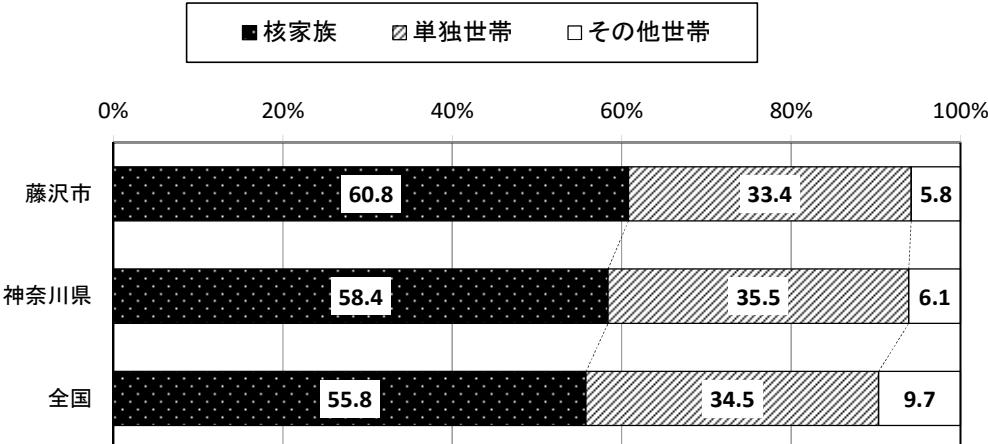
藤沢市の将来人口推計については、2030年（令和12年）にピークとなり、その後減少に転じる見込みです。年齢3区分別でみると、年少人口（0～14歳）はおおむね減少傾向を見込んでいます。生産年齢人口（15～64歳）は2025年（令和7年）までは増加傾向を見込んでいますが、2030年（令和12年）以降は減少傾向を見込んでいます。高齢者人口（65歳以上）は増加傾向が継続する見込みです。



資料：藤沢市将来人口推計について／国勢調査〔2015年(平成27年)〕を基準とした推計値

(3) 家族類型

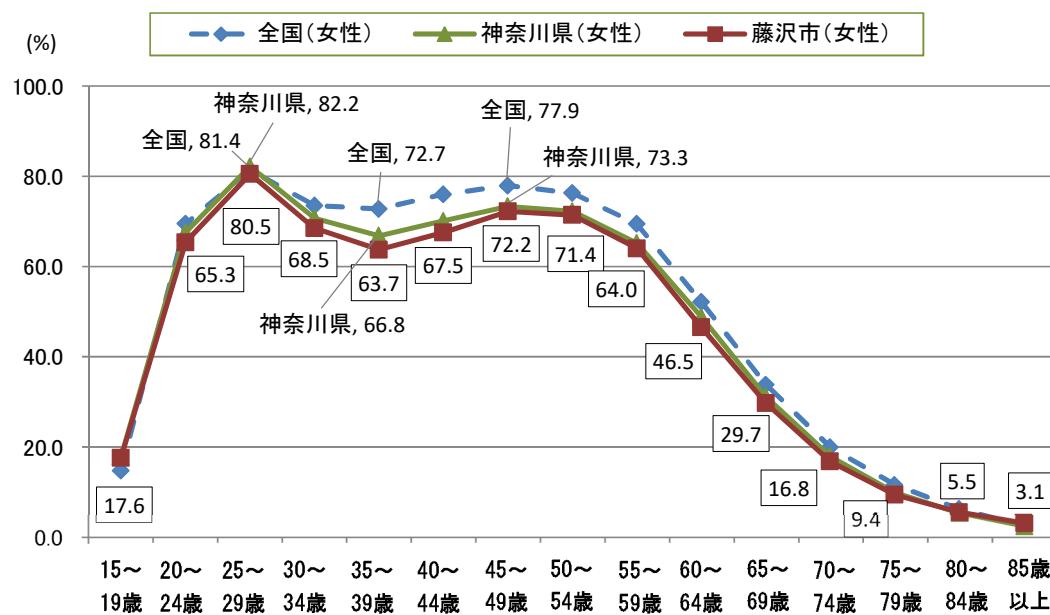
藤沢市の家族類型は、核家族世帯が 60.8%、単独世帯は 33.4% となっており、神奈川県や全国と比較して核家族の割合が高くなっています。



資料：国勢調査〔2015年(平成27年)〕

(4) 女性の労働力率

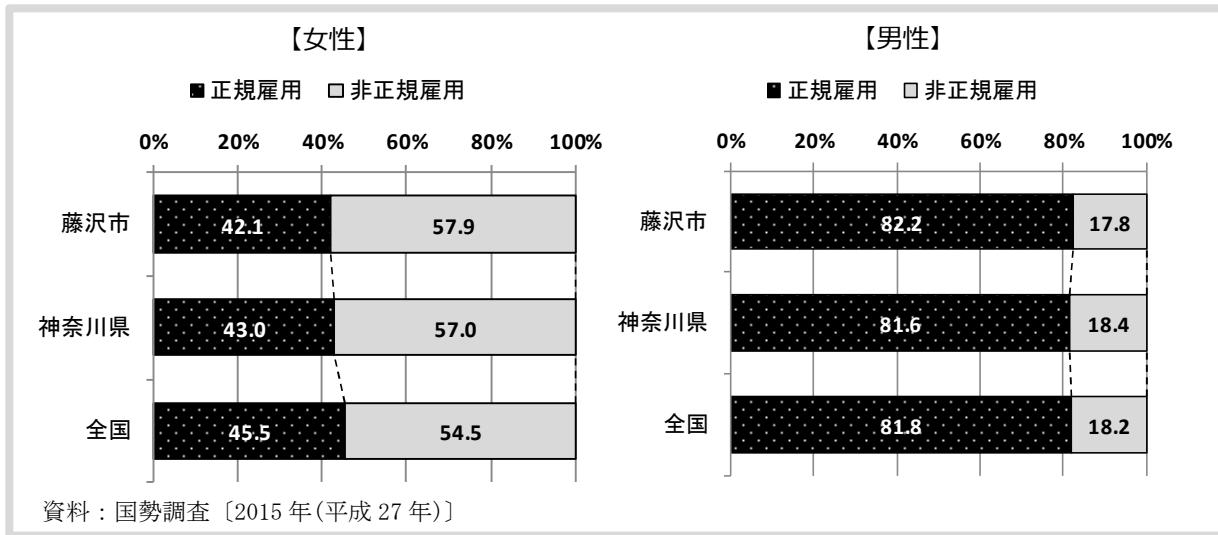
藤沢市の女性の労働力率を年齢5歳ごとにみると、30歳代で労働力率が大きく低下するいわゆるM字カーブとなっていますが、神奈川県と比較すると、大きな差異はみられませんが、全国と比較すると、M字の谷が深くなっています。



資料：国勢調査〔2015年(平成27年)〕

(5) 雇用形態

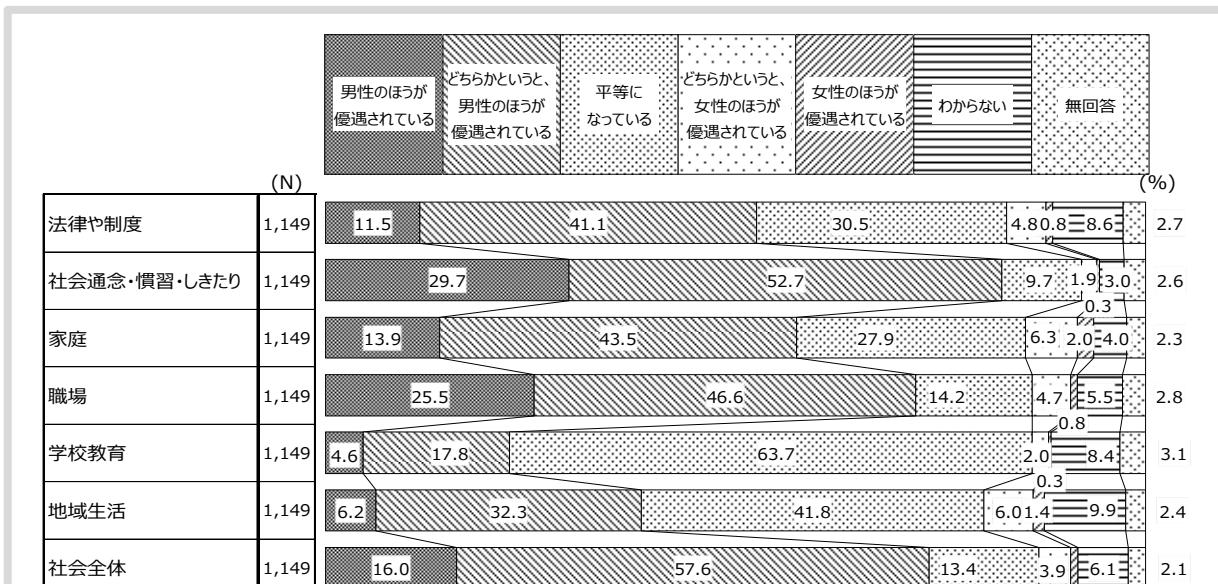
雇用形態は、藤沢市、神奈川県、全国いずれも男性では正規雇用が8割を超えておりのに対し、女性では藤沢市で42.1%、神奈川県で43.0%、全国で45.5%となっています。



(6) 各分野における男女の地位・立場について

各分野における男女の地位の平等感は、「平等になっている」は『学校教育』が63.7%で最も高く、『地域生活』(41.8%)、『法律や制度』(30.5%)、『家庭』(27.9%)も高くなっています。

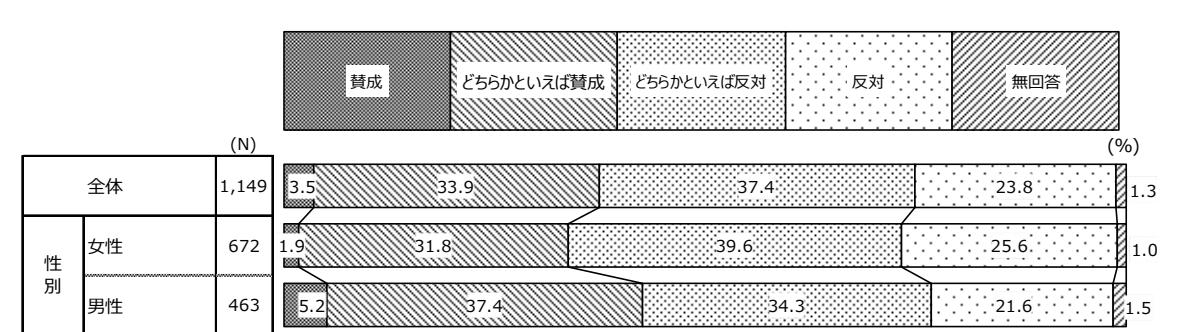
「男性のほうが優遇されている」と「どちらかというと、男性のほうが優遇されている」の合計は、依然として『社会通念・慣習・しきたり』が82.4%、『社会全体』が73.6%、『職場』が72.1%で高くなっています。



資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年(平成31年)3月〕

(7) 性別役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」という考え方）

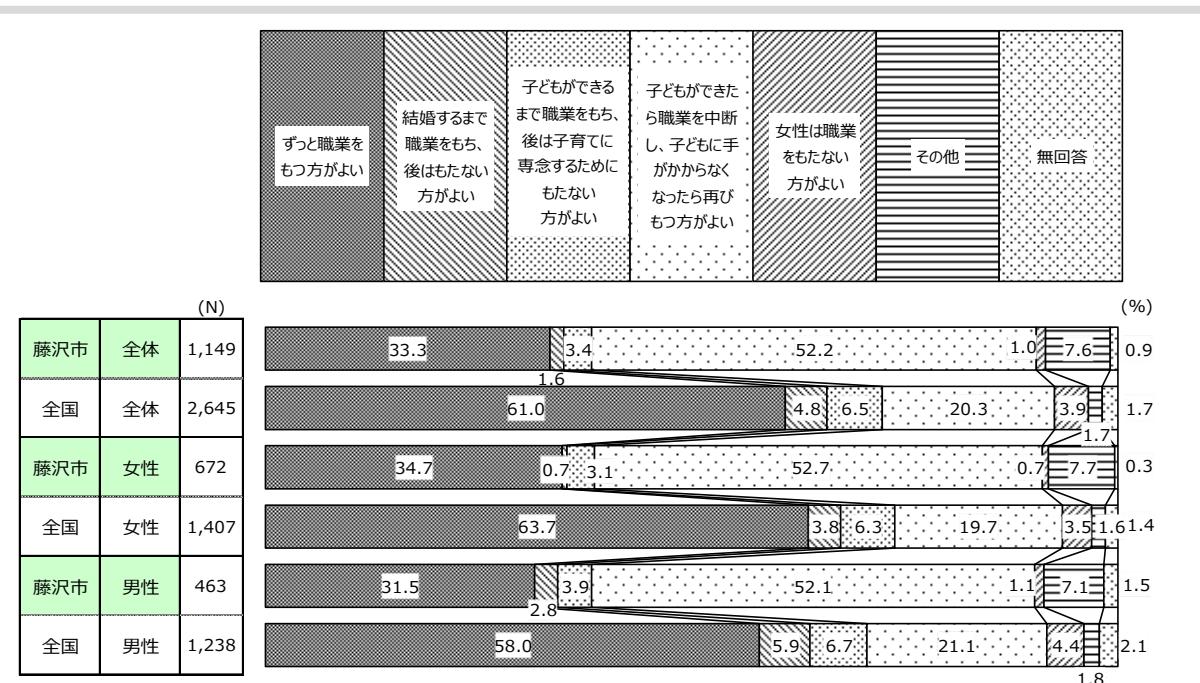
性別役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」という考え方）は、「反対」「どちらかといえば反対」と考える人が 61.2%で、「賛成」「どちらかといえば賛成」と考える人が 37.4%であるのと比較すると、反対と考える人が 23.8 ポイント多くなっています。



資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年(平成31年)3月〕

(8) 「女性が職業をもつこと」についての考え方

「女性が職業をもつこと」については、「子どもができたら職業を中断し、子どもに手がかかるなくなったら再びもつ方がよい」という再就職型を考える人が 52.2%で最も高く、全国の調査と比較すると、藤沢市が 31.9 ポイント高くなっています。一方、「ずっと職業をもつ方がよい」という就労継続型を考える人は 33.3%で、全国の調査と比較すると、藤沢市が 27.7 ポイント低くなっています。

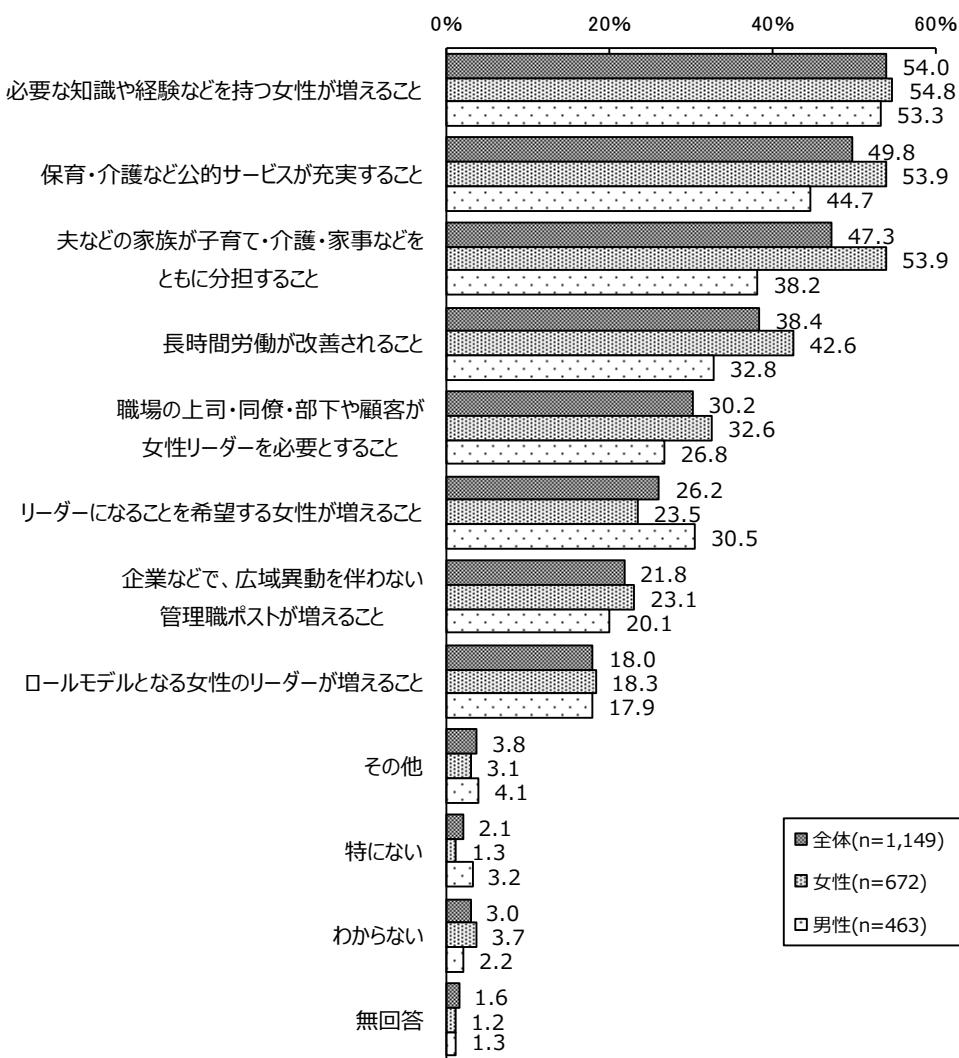


資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年(平成31年)3月〕

内閣府男女共同参画社会に関する世論調査〔2019年(令和元年)9月〕

(9) 女性の活躍を進めるために必要なこと

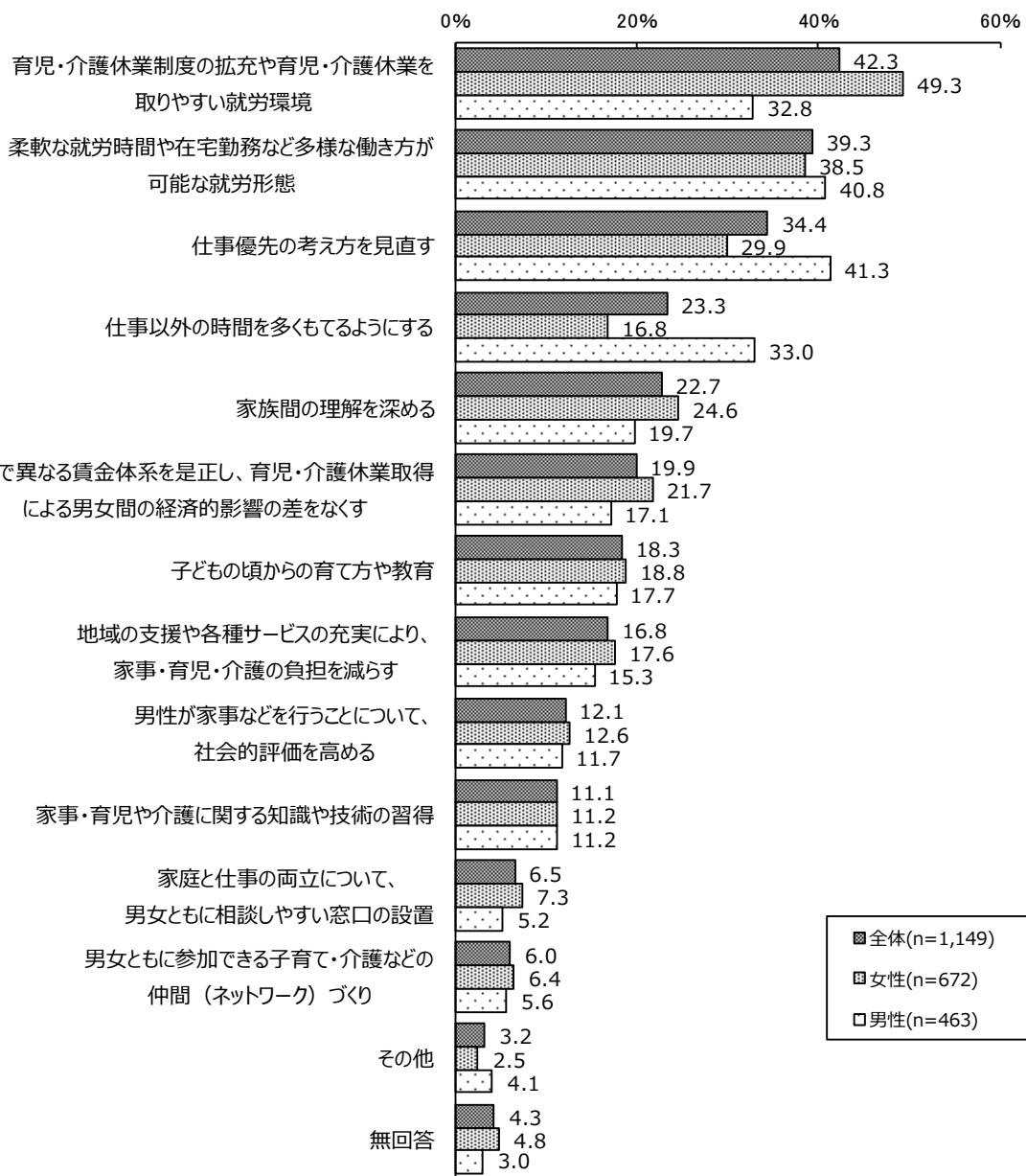
女性の活躍を進めるために必要なことは、「必要な知識や経験などを持つ女性が増えること」(54.0%)、「保育・介護など公的サービスが充実すること」(49.8%)、「夫などの家族が子育て・介護・家事などをともに分担すること」(47.3%) が 50% 前後で上位となっており、どれも女性が男性より高くなっています。



資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書 [2019年(平成31年)3月]

(10) ワーク・ライフ・バランスを実現するために必要だと思うこと

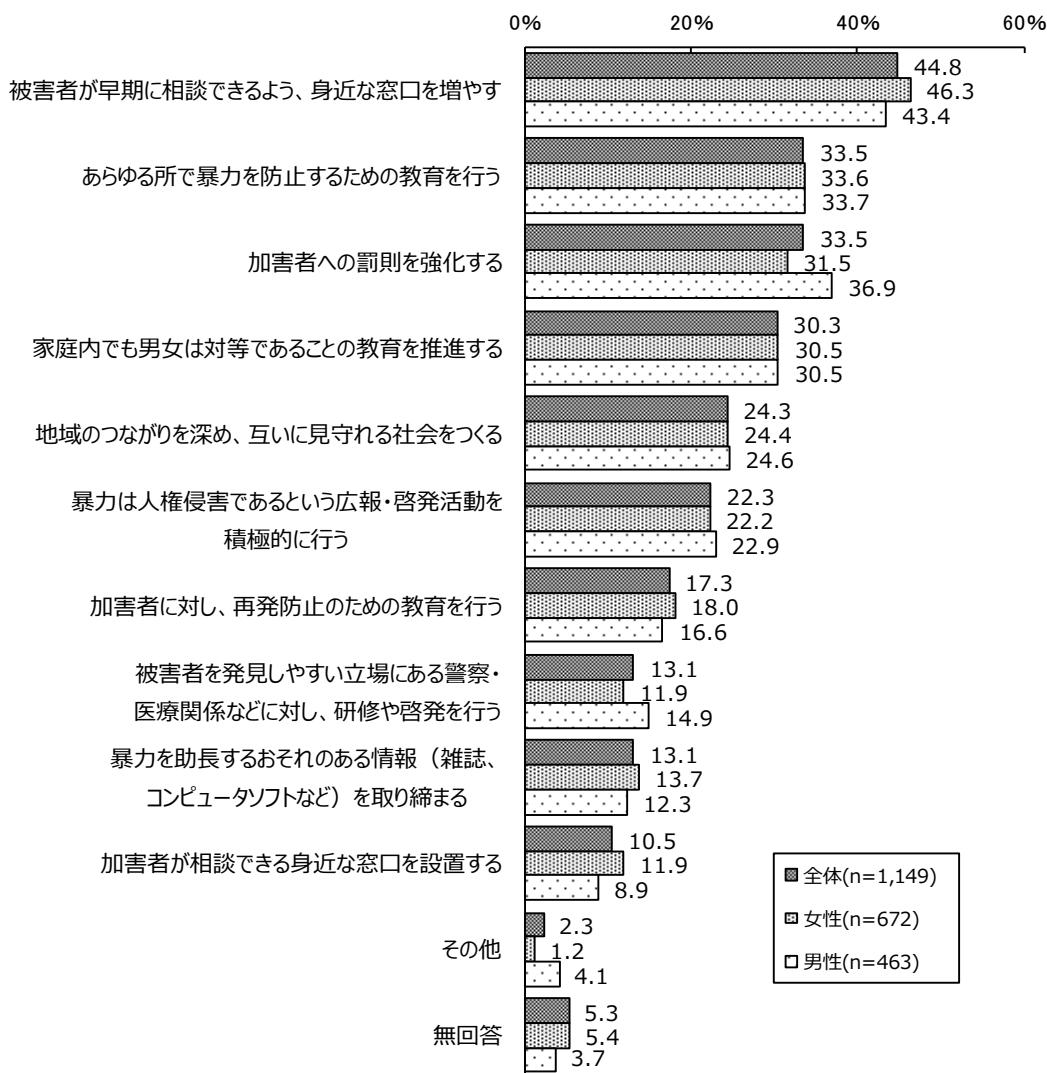
ワーク・ライフ・バランスを実現するために必要だと思うことは、「育児・介護休業制度の拡充や育児・介護休業を取りやすい就労環境」が42.3%で最も高く、次いで「柔軟な就労時間や在宅勤務など多様な働き方が可能な就労形態」が39.3%、「仕事優先の考え方を見直す」が34.4%となっています。



資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年(平成31年)3月〕

(11) DVを防ぐために重要だと思うこと

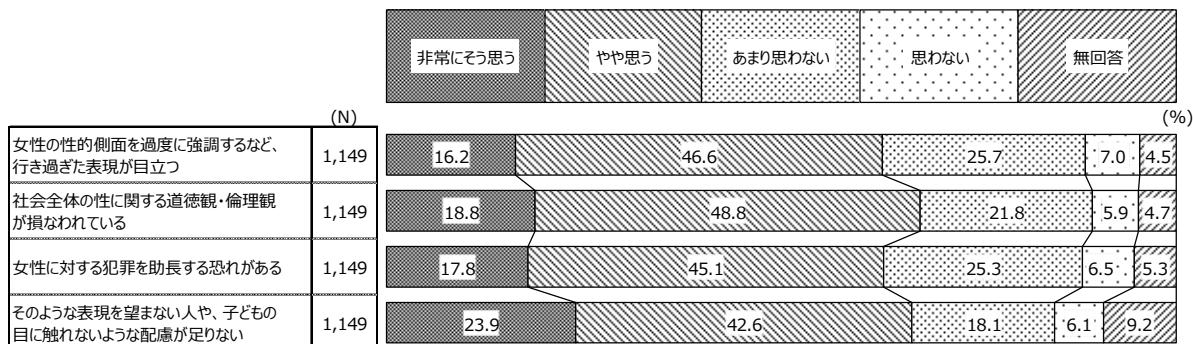
DVを防ぐために重要だと思うことは、「被害者が早期に相談できるよう、身近な窓口を増やす」が44.8%で最も高く、次いで「あらゆる所で暴力を防止するための教育を行う」、「加害者への罰則を強化する」がそれぞれ33.5%、「家庭内でも男女は対等であることの教育を推進する」が30.3%となっています。



資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年(平成31年)3月〕

(12) メディアにおける性表現・暴力表現についての考え方

メディアにおける性表現・暴力表現についての考えは、「非常にそう思う」と「やや思う」の合計は『女性の性的側面を過度に強調するなど、行き過ぎた表現が目立つ』(62.8%)、『社会全体の性に関する道徳観・倫理観が損なわれている』(67.6%)、『女性に対する犯罪を助長する恐れがある』(62.9%)、『そのような表現を望まない人や、子どもの目に触れないような配慮が足りない』(66.5%) のすべてが6割以上と高く、全般的に否定的な様子がうかがえます。

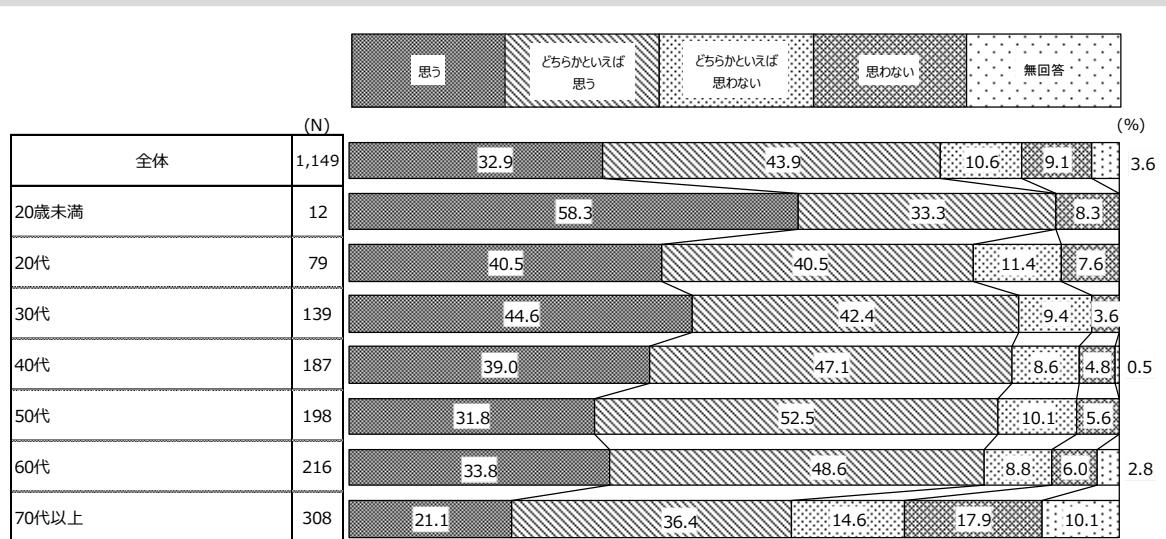


資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年(平成31年)3月〕

(13) セクシュアルマイノリティの人にとって生活しづらい社会だと思うか

セクシュアルマイノリティの人にとって、偏見や差別などにより、生活しづらい社会だと思う人は「思う」(32.9%)と「どちらかといえば思う」(43.9%)を合わせると、全体の4分の3以上を占めています。

年代別でみると、「思う」と「どちらかといえば思う」の合計は20代から60代が8割以上で、30代(87.0%)、40代(86.1%)でやや高くなっていますが、母数が少ないため参考値ではありますが、20歳未満でも「思う」が58.3%、「思う」と「どちらかといえば思う」を合わせると91.6%となっています。



資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年(平成31年)3月〕

(14) セクシュアルマイノリティの人に対する偏見・差別をなくし、生活しやすくなるために必要な対策

セクシュアルマイノリティの人に対する偏見・差別をなくし、生活しやすくなるために必要な対策としては、「学校教育の中で、性の多様性について正しい知識を教える」が 61.7% と特に高く、これに「法律等に、セクシュアルマイノリティの方々への偏見や差別解消への取り組みを明記する」が 27.0% で続いています。

	N	学校教育の中で、性の多様性について正しい知識を教える	法律等に、セクシュアルマイノリティの方々への偏見や差別解消への取り組みを明記する	企業などが、働きやすい職場環境づくりの取り組みをする	生徒や市民への対応を想定し、小中高などの学校教員や行政職員への研修等を行う	相談窓口等を充実させ、周知する	行政が市民等へ周知啓発を行う	当事者や支援団体、行政等を交えた連絡、意見交換を行う	わからない	その他	無回答	(%)
全体	882	61.7	27.0	24.4	20.5	10.5	9.6	6.6	7.8	2.3	1.4	
20歳未満	11	63.6	36.4	45.5	18.2	9.1	-	-	9.1	-	-	
20代	64	65.6	32.8	31.3	25.0	1.6	6.3	9.4	4.7	3.1	1.6	
30代	121	63.6	24.8	24.8	24.0	4.1	6.6	3.3	8.3	5.8	0.8	
40代	161	64.0	24.8	26.1	24.2	7.5	11.2	5.6	7.5	2.5	-	
50代	167	58.1	34.1	25.7	15.0	9.6	4.2	5.4	10.2	3.0	0.6	
60代	178	64.6	27.0	24.2	23.6	11.2	11.2	9.0	6.7	-	-	
70代以上	177	57.6	20.9	16.9	15.8	21.5	15.8	7.9	7.9	1.1	5.1	

資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年(平成31年)3月〕

◊セクシュアルマイノリティ◊

からだの性と性自認が異なる人、性的指向が同性（あるいは両性）に向いている人などを、セクシュアルマイノリティ（性的少数者）と呼ぶことがあります。また、セクシュアルマイノリティを表すことばとして、LGBT等があります。LGBTはレズビアン（Lesbian）、ゲイ（Gay）、バイセクシュアル（Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender）の頭文字を組み合わせたものです。

その他にも、恋愛感情や性愛の感情を抱かないアセクシュアル、自身の性別や性的指向を分類できないと考えるクエスチョンングや、身体的に男女の区別をつけにくいインターーセックス、性自認を男女のいずれかと認識しないXジェンダーなど、多彩なセクシュアリティが存在します。

(15) 生活や身の回りの環境の5年前との比較

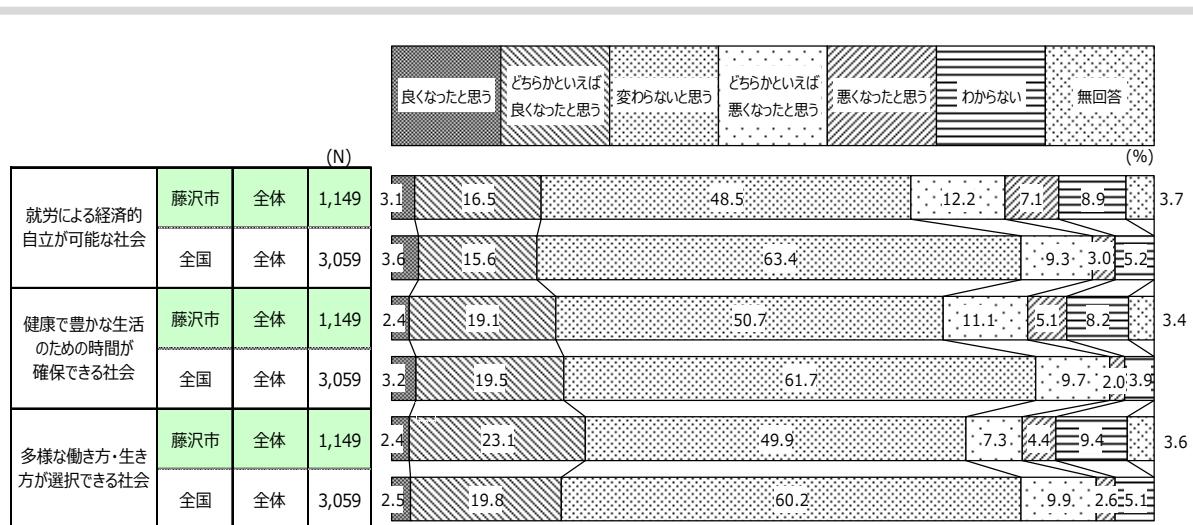
国では、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現した社会」について、『就労による経済的自立が可能な社会』、『健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会』、『多様な働き方・生き方が選択できる社会』の3つの項目を掲げています。

『就労による経済的自立が可能な社会』は藤沢市、全国とも「変わらないと思う」の割合が高く、藤沢市48.5%、全国63.4%で藤沢市が14.9ポイント低くなっています。「良くなったと思う」「どちらかといえば良くなったと思う」の合計（以下「良くなった（計）」という。）は、藤沢市、全国ともほとんど差はありません。「悪くなったと思う」「どちらかといえば悪くなったと思う」の合計（以下「悪くなった（計）」という。）は、全国12.3%に対し、藤沢市は19.3%で7.0ポイント高くなっています。

『健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会』は藤沢市、全国とも「変わらないと思う」の割合が高く、藤沢市50.7%、全国61.7%で藤沢市が11.0ポイント低くなっています。「良くなった（計）」は藤沢市、全国ともほとんど差はありません。「悪くなった（計）」は全国11.7%に対し藤沢市は16.2%で4.5ポイント高くなっています。

『多様な働き方・生き方が選択できる社会』も同様に「変わらないと思う」の割合が高く、藤沢市49.9%、全国60.2%で藤沢市が10.3ポイント低くなっています。

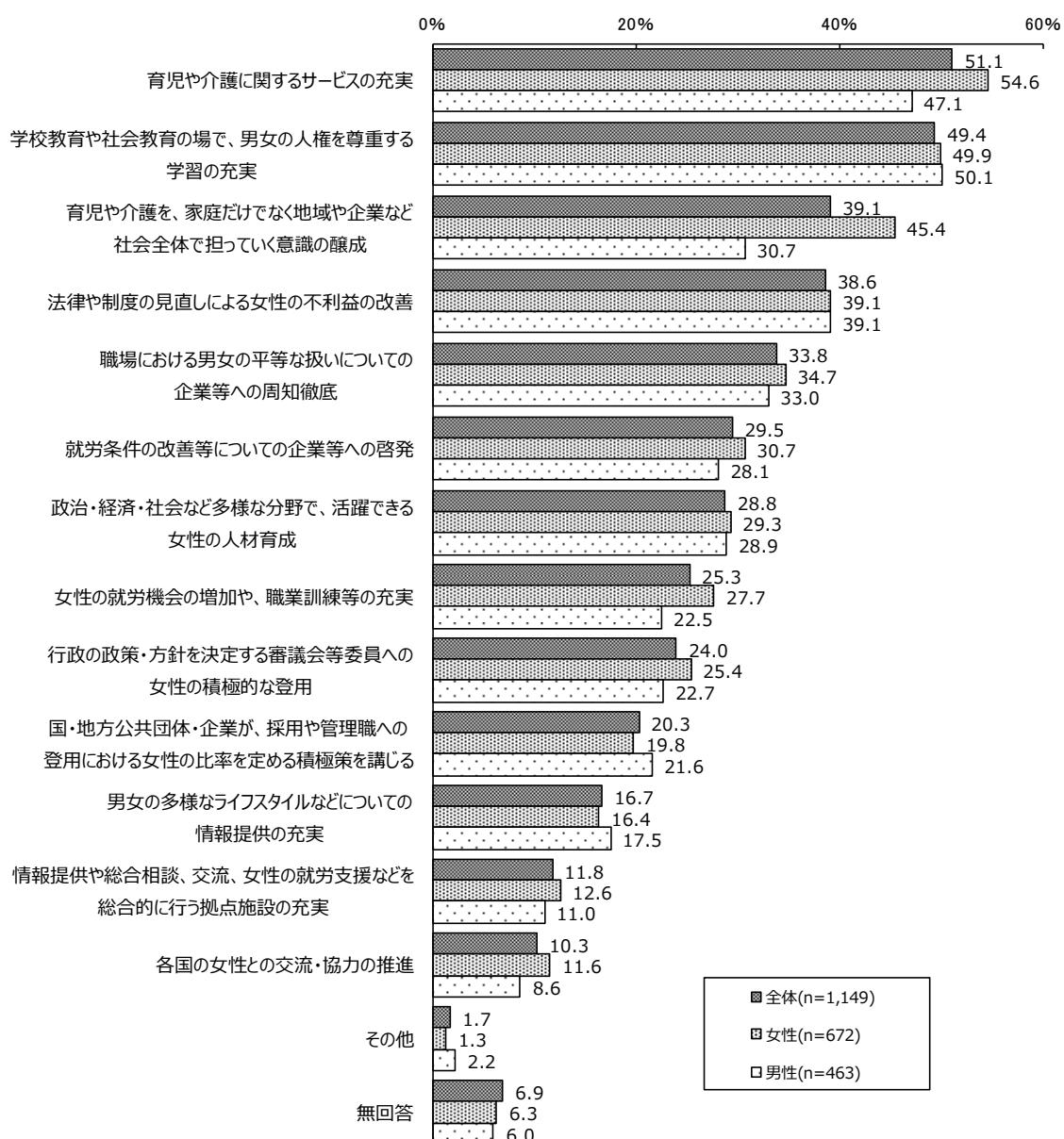
「良くなった（計）」は藤沢市25.5%、全国22.3%で藤沢市が3.2ポイント高くなっています。「悪くなった（計）」は藤沢市、全国ともほとんど差はありません。



資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年(平成31年)3月〕

(16) 男女共同参画社会を実現していくために行政に望むこと

男女共同参画社会を実現していくために行政に望むことは、「育児や介護に関するサービスの充実」が 51.1% で最も高く、次いで「学校教育や社会教育の場で、男女の人権を尊重する学習の充実」が 49.4% となっています。



資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年(平成31年)3月〕

第2章 計画の基本的な考え方

第2章

計画の基本的な考え方

1

プランの名称

藤沢市では、前述のとおり、1990年（平成2年）に、「ふじさわ女性行動計画」を策定後、2001年（平成13年）に「ふじさわ男女共同参画プラン2010」を策定し、男女共同参画の推進を図るため、プランの改定や策定を行ってきました。

今後は、SDGs（持続可能な開発目標）における17の目標の一つとして「ジェンダー平等の実現」が掲げられていること、また、次世代に向けて、多様な生き方や考え方を認め合うまちづくりをさらに進め、「男女」に限らず、誰もが生きやすい社会の実現に向けためざすまちの姿を示すものとして、プランの名称を「ふじさわジェンダー平等プラン2030～藤沢市男女共同参画計画～」と称します。

2

将来像

「ふじさわジェンダー平等プラン2030～藤沢市男女共同参画計画～」は、一人ひとりの人権を尊重し、皆で協働して「ジェンダー平等」のまちを創ることをめざします。

将 来 像

**共に生き、共に創ろう、未来につなぐ、
ジェンダー平等のまち「ふじさわ」**

3

3つの基本理念

将来像“共に生き、共に創ろう、未来につなぐ、ジェンダー平等のまち「ふじさわ」”を実現するため、3つの基本理念を定めました。

3つの基本理念

- 固定的性別役割分担を解消し、人権を尊重したジェンダー平等社会を実現する
- ワーク・ライフ・バランスの実現をめざすとともに、誰もが多様な分野に参画し、互いに認め育て合う社会を実現する
- 困難な状況にある人々への支援をはじめ、誰もが健康で安心して暮らせる社会を実現する

4

6つの重点目標

3つの基本理念の実現のため、次の6つの重点目標を掲げ、積極的に施策を推進していきます。

6つの重点目標

- | | |
|--------------|----------------------|
| 重点目標1 | 人権を尊重したジェンダー平等の社会づくり |
| 重点目標2 | あらゆる分野でのジェンダー平等の促進 |
| 重点目標3 | ワーク・ライフ・バランスの推進 |
| 重点目標4 | あらゆる暴力の根絶 |
| 重点目標5 | 多様な性を尊重する社会づくり |
| 重点目標6 | 誰もが安心して暮らせる社会づくり |

重点目標1 人権を尊重したジェンダー平等の社会づくり

ジェンダー平等の社会を実現するためには、性別及び性的指向、人種、年齢、障がいの有無などにとらわれず、誰もが個人として尊重され、お互いに対等な存在として認識することが出発点であり、一人ひとりが自らの人生を豊かにすることができる社会づくりが重要です。このため、社会教育や学校教育などあらゆる場において、こうした人権尊重の精神に基づく、ジェンダー平等の視点に立った学習機会を充実するとともに、家庭、地域社会、職場等における性別による固定的性別役割分担意識の解消を図る必要があります。

重点目標2 あらゆる分野でのジェンダー平等の促進

あらゆる分野において女性の参画が拡大することにより、多様な視点・価値観を政策や方針に取り入れることが可能になります。それは、一人ひとりの人権を擁護するだけでなく、社会の多様性と活力を高めることにもつながります。このため、政策・方針決定過程への女性の参画の促進をはじめ、女性の参画が進んでいない分野においては、実効性のあるポジティブ・アクション（積極的改善措置）などを推進するとともに、より多くの女性が主体的に参画する意欲を高められるよう取組を進めていくことが重要です。

重点目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進

ジェンダー平等の社会を実現するためには、働きたい誰もが社会の対等な構成員として、その個性と能力を十分に發揮できることが極めて重要です。そのためには、育児休業や介護休業取得の啓発、女性に対して妊娠中または出産後も安心して働き続けるために母性健康管理の推進や起業・再チャレンジの支援、また男性に対しては長時間労働など働き方の見直しが重要です。ワーク・ライフ・バランスは、女性だけの問題ではなく、広く社会構造に関係する課題であることを踏まえ、男女が対等なパートナーとして働くことができるよう社会全体で支えていくことが必要です。

重点目標4 あらゆる暴力の根絶

配偶者等からの暴力(DV)をはじめ、虐待や性暴力といったさまざまな暴力は、犯罪となる行為を含むだけでなく、重大な人権侵害であり、ジェンダー平等社会の実現を阻害するものとして許されるものではありません。こうした認識が市民に浸透するよう、DVやデートDV等を防止するための広報・啓発の取組を継続とともに、被害者、とりわけ、声を上げにくい状況にある人々への支援体制の強化と相談体制の充実に向け、きめ細かな対応を図ることが重要です。

重点目標5 多様な性を尊重する社会づくり

性的指向、性自認などにとらわれず一人の人間としてその個性と能力を十分に發揮し、社会的責任を分かち合い、ともに家庭、地域社会、職場等のあらゆる分野に参画できる社会を実現するためには、セクシュアルマイノリティ（性的少数者）の立場を理解し、認識を深め、定着させていくことが重要です。また、性的指向、性自認などを理由に悩み、生活のしづらさを感じている人々の支援も社会全体で進めていく必要があります。

重点目標6 誰もが安心して暮らせる社会づくり

国全体で人口減少と少子高齢化がより一層進行し、私たちを取り巻く環境が急速に変化するなか、社会のさまざまな場面で弱い立場にある人が、さらに困難な状況に陥り、悪循環に苦しむことのないようなまちづくりが求められています。ひとり親家庭の自立支援や、高齢者や障がいのある人が安心して暮らせる環境づくりを進める必要があります。また、誰もが生涯を健やかに暮らすためには、日頃からの心身の健康づくりが重要です。女性は、妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じ女性と男性で異なる健康上の問題に直面することに留意することを引き続き啓発していくことも重要です。

5

全体像「将来像・3つの基本理念・6つの重点目標」

将来像

3つの基本理念

6つの重点目標

共に生き、共に創ろう、未来につなぐ、
ジェンダー平等のまち「ふじさわ」

固定的性別役割分担を解消し、人権を尊重したジェンダー平等社会を実現する

ワーク・ライフ・バランスの実現をめざすとともに、誰もが多様な分野に参画し、互いに認め育て合う社会を実現する

困難な状況にある人々への支援をはじめ、誰もが健康で安心して暮らせる社会を実現する

重点目標

1

人権を尊重した
ジェンダー平等の
社会づくり

重点目標

2

あらゆる分野での
ジェンダー平等
の促進

重点目標

3

ワーク・ライフ・
バランスの推進

重点目標

5

多様な性を尊重する
社会づくり

重点目標

4

あらゆる暴力
の根絶

重点目標

6

誰もが安心して
暮らせる社会づくり

6

計画の位置づけ・基本的方向

この計画は「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。

この計画の重点目標2の課題1及び2、並びに重点目標3の各課題については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下、「女性活躍推進法」という。)第6条第2項に基づく「市町村推進計画」を包含して策定しています。

この計画の重点目標4の課題2については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下、「DV防止法」という。)第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」を包含して策定しています。また、「ふじさわ男女共同参画プラン2020」の別冊として、2013年(平成25年)3月に策定した「ふじさわDV防止・被害者支援計画」を包含して策定しています。

この計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」、県の「かながわ男女共同参画推進プラン(第4次)」を勘案するとともに、「藤沢市市政運営の総合指針」及び各種関連計画と連携した計画です。

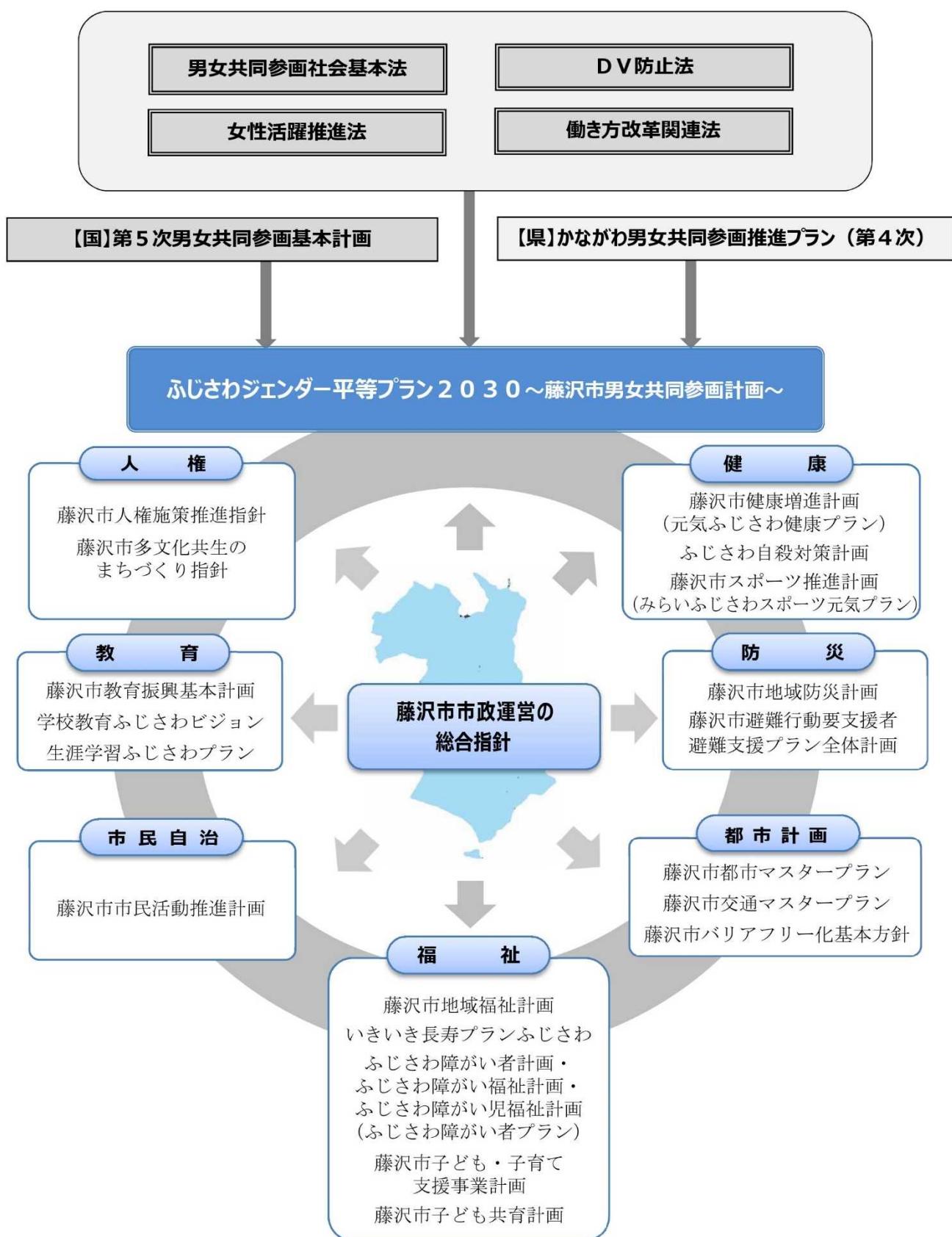
この計画は、ジェンダー平等社会の実現をめざして、直接的、間接的に関連する施策を体系化し、市民、NPO、ボランティア、大学、企業、行政、それぞれの活動主体が連携し、協働して実施していくものです。

7

計画の期間

この計画は、2021年度(令和3年度)から2030年度(令和12年度)までの10年間を目標年次とした計画です。

2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)
ふじさわジェンダー平等プラン2030～藤沢市男女共同参画計画～									
前 期					後 期				



将来像

基本理念

重点目標

課題

**共に生き、共に創ろう、未来につなぐ、
ジェンダー平等のまち「ふじさわ」**

- 固定的性別役割分担を解消し、人権を尊重したジェンダー平等社会を実現する
- ワーク・ライフ・バランスの実現をめざすとともに、誰もが多様な分野に参画し、互いに認め育て合う社会を実現する
- 困難な状況にある人々への支援をはじめ、誰もが健康で安心して暮らせる社会を実現する

重点目標1

**人権を尊重した
ジェンダー平等の社会づくり**

重点目標2

**あらゆる分野での
ジェンダー平等の促進**

重点目標3

**ワーク・ライフ・バランスの
推進**

課題1
ジェンダー平等社会の
意識づくり

課題2
ジェンダー平等学習の
推進

課題3
ジェンダー平等社会実現
のための人権意識の醸成

課題1
政策・方針決定過程への
女性の参画

課題2
女性の職業生活における
活躍の推進

課題3
地域におけるジェンダー
平等の推進

課題4
防災分野におけるジェンダー
平等の促進

課題1
働き方改革の推進

課題2
家庭におけるジェンダー
平等の推進

課題3
ワーク・ライフ・バランス
の実現に向けた環境の整備

参画計画～体系図



将来像

基本理念

重点目標

課題

**共に生き、共に創ろう、未来につなぐ、
ジェンダー平等のまち「ふじさわ」**

- 固定的性別役割分担を解消し、人権を尊重したジェンダー平等社会を実現する
- ワーク・ライフ・バランスの実現をめざすとともに、誰もが多様な分野に参画し、互いに認め育て合う社会を実現する
- 困難な状況にある人々への支援をはじめ、誰もが健康で安心して暮らせる社会を実現する

重点目標 4

あらゆる暴力の根絶

課題 1
あらゆる暴力の根絶に
向けた社会づくり

課題 2
DV（ドメスティック・
バイオレンス）の根絶

課題 3
ハラスメントと虐待の
根絶

重点目標 5

**多様な性を尊重する
社会づくり**

課題 1
性の多様性への理解と支援

重点目標 6

**誰もが安心して暮らせる
社会づくり**

課題 1
さまざまな困難を抱える人々
への支援と自立の促進

課題 2
リプロダクティブ・ヘルス/
ライツの保護

課題 3
“人生 100 年時代”に
向けた健康づくり

施策の方向性

取組の内容

①暴力を容認しない社会づくり

- 41 あらゆる暴力防止のための周知啓発
- 42 被害の早期発見の促進
- 43 子ども・青少年に対する暴力を認めない社会づくりへの理解促進

①安心・安全な保護体制づくり

- 44 相談機能の整備・充実
- 45 相談時におけるプライバシーの保護と安全の確保
- 46 一時保護、安全の確保に向けた支援
- 47 DV被害者の子どもへの支援
- 48 推進体制の充実

②被害者への自立支援

- 49 住まい、就労などの経済的支援

①ハラスメントと虐待の防止

- 50 セクシュアルハラスメントや虐待の防止に向けた意識啓発・相談の充実

②性犯罪などの防止

- 51 性犯罪・ストーカーなどの防止に向けた意識啓発
- 52 メディアにおける性表現・暴力表現の防止、性の商品化の防止

①セクシュアルマイノリティ（性的少数者）に対する理解の促進

- 53 差別や偏見をなくすための啓発や研修の実施
- 54 子ども・青少年に対する心身の発育・発達と性に関する教育の推進

②セクシュアルマイノリティ（性的少数者）に対する支援

- 55 セクシュアルマイノリティの支援に向けた制度の検討・導入
- 56 関係機関との連携強化

①多様な困難（ひとり親、貧困、外国につながりのある人等）を抱える人々への支援

- 57 ひとり親家庭及び養育者家庭などへの支援
- 58 生活に困難がある人々への支援
- 59 外国につながりのある市民への生活支援

①出産にかかる健康の確保と増進

- 60 健やかな妊娠・出産や育児のための支援の充実
- 61 障がいの早期発見と健康管理体制の充実
- 62 生涯を通じた女性の健康づくり

①生涯にわたる健康づくりの推進

- 63 ライフステージに応じた健康管理と健康づくり
- 64 HIV・エイズ、性感染症防止についての啓発
- 65 薬物乱用の防止、喫煙、飲酒等の問題に関する啓発

第3章 重点目標と課題・施策の方向性

第3章

重点目標と課題・施策の方向性

1

重点目標と課題・施策の方向性

重点目標1 人権を尊重したジェンダー平等の社会づくり

あらゆる場において、人権尊重の精神に基づく、ジェンダー平等の視点に立った学習機会を充実するとともに、家庭、地域社会、職場等における性別による固定的役割分担意識の解消をめざします。

重点目標1を実現するための担い手の役割と方向性

市 民	ジェンダー平等社会の実現に向けたイベントや学習会に自発的に参加し、ジェンダー平等についての理解を深めることに努めます。
N P O ボランティア	さまざまな地域活動の組織・運営を通じて、人権を尊重したジェンダー平等の社会づくりに努めます。
大 学	地域、行政等と協働し、学生をはじめ、市民への意識啓発活動など、人権を尊重したジェンダー平等の社会づくりに努めます。
企 業	企業内のジェンダー平等をさらに進めるため、研修会などを実施して社員等の意識啓発を図ります。
行 政	研修会や講演会の開催、情報紙の配布などを通じて、ジェンダー平等の意識啓発活動を推進・支援します。

課題1 ジェンダー平等社会の意識づくり

各分野における「男女の地位・立場の平等感」については、「藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査〔2018年（平成30年）11月実施〕」（以下、「市民意識調査」という。）において、「男性のほうが優遇されている」と「どちらかというと、男性のほうが優遇されている」の合計（以下、「男性優遇（計）」という。）は、依然として『社会通念・慣習・しきたり』が最も高くなっています（17ページ）。

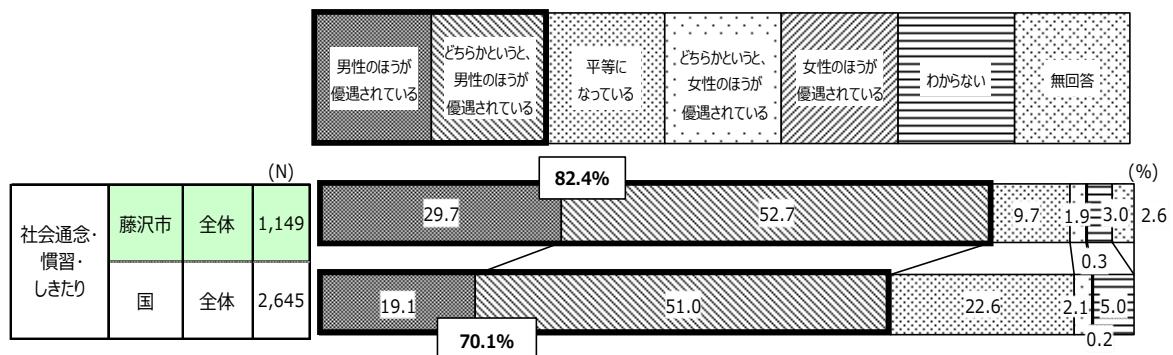
また、この「男性優遇（計）」については、性別を問わず、すべての年代で高く、男性では50代・60代で8割を超えており、女性は20代から60代までが8割を超え、40代は91.2%となっており、国の調査と比較しても、国が70.1%であるのに対し、藤沢市は82.4%と、12.3ポイント高くなっています。

また、「今後男女があらゆる分野で平等になるためにもっとも重要なこと」として「男女を取巻くさまざまな偏見、固定的な社会通念・慣習・しきたりなどを改

めること」については、2013年（平成25年）に実施した「藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査」（以下、「前回調査」という。）と比較するとやや改善されたものの、他の項目と比較すると、37.0%と依然高くなっています。

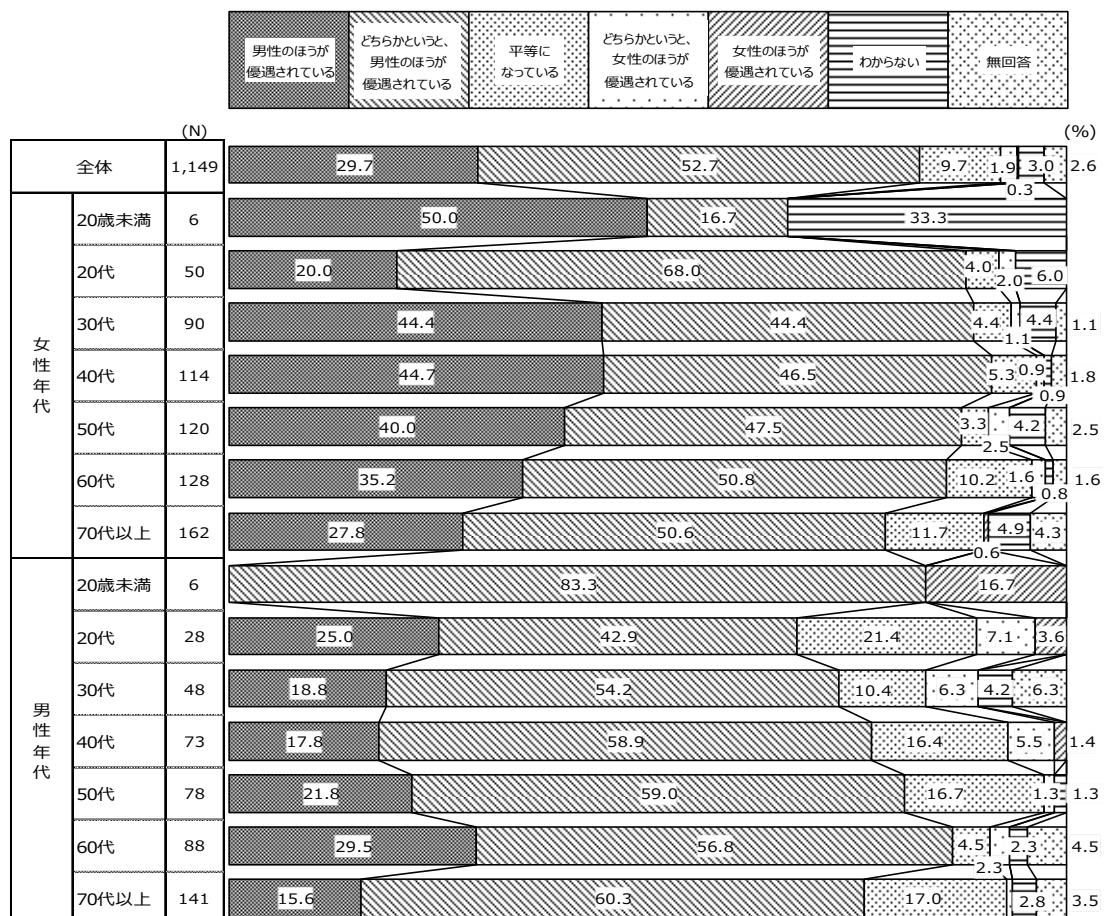
「社会通念」「慣習」「しきたり」を改めていくためには、固定的な性別役割分担意識の改革や性差に対する偏見の解消を図る必要があります。そのためには、引き続き、行政のみならず、さまざまな主体が協働して、情報提供や啓発活動の充実に努め、ジェンダー平等の社会づくりを進めていくことが重要です。

図表1 男女の地位・立場について



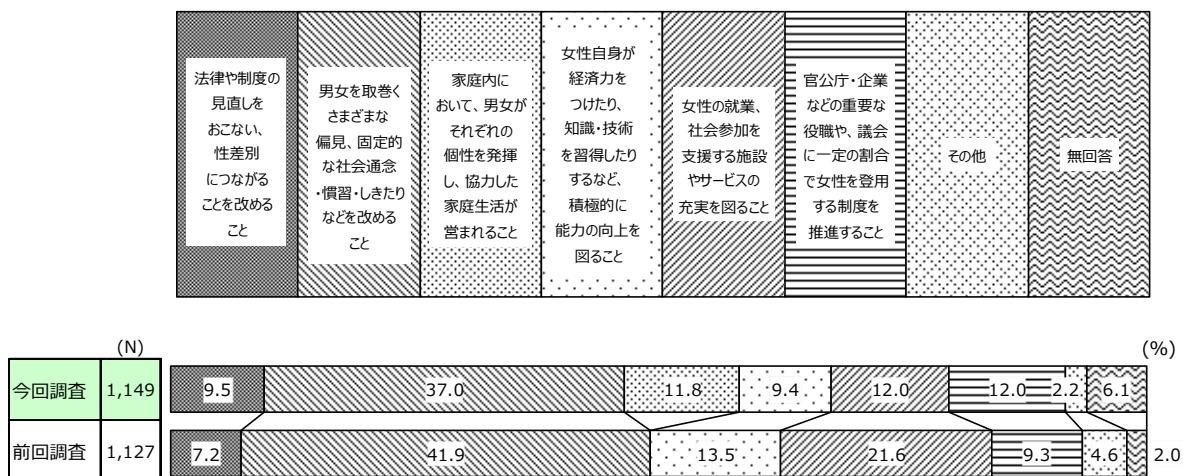
資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年(平成31年)3月〕
内閣府男女共同参画社会に関する世論調査〔2019年(令和元年)9月〕

図表2 性別・年代別でみた男女の地位・立場について<社会通念・慣習・しきたり>



資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年(平成31年)3月〕

図表3 今後男女があらゆる分野で平等になるためにもっとも重要なこと



資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年(平成31年)3月〕

施策の方向性①意識改革のための市民・地域・行政の協働

講演会やワークショップなどの啓発活動により、企業及び地域団体等への働きかけを行い、市民・地域・行政が協働して意識改革を進めています。

また、多様な出版物や広報において、性別に基づく固定観念にとらわれず、多様なイメージが社会に浸透する表現にします。

No.	取組の内容	主な担当課
01	ジェンダー平等社会の形成に向けた意識改革のためのイベント、研修の実施 ジェンダー平等についての理解を深め、気づきを促すため、多様な事業を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権男女共同平和国際課 ● 職員課
02	ジェンダー平等の視点に立った広報・出版物などにおける表現の配慮 市から情報発信する刊行物・ホームページ・放送でのことばやイラストなどを、ジェンダー平等の視点から望ましい表現にします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報シティプロモーション課

施策の方向性②ジェンダー平等を推進するための情報収集と提供

ジェンダー平等に関する資料や情報を積極的に収集し、広報紙や図書館等で特集を組むなど、市民にわかりやすいように提供していきます。

また、ジェンダー平等社会の実現に向け、解決すべき課題を把握するために必要に応じて市民意識調査等を行います。

No.	取組の内容	主な担当課
03	ジェンダー平等に関する情報収集と提供 ジェンダー平等意識の啓発や理解を深めるための情報提供を積極的に進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権男女共同平和国際課 ● 総合市民図書館
04	ジェンダー平等に関する意識調査等の実施 ジェンダー平等に関する意識や考え方について実態調査等を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権男女共同平和国際課

課題2 ジェンダー平等学習の推進

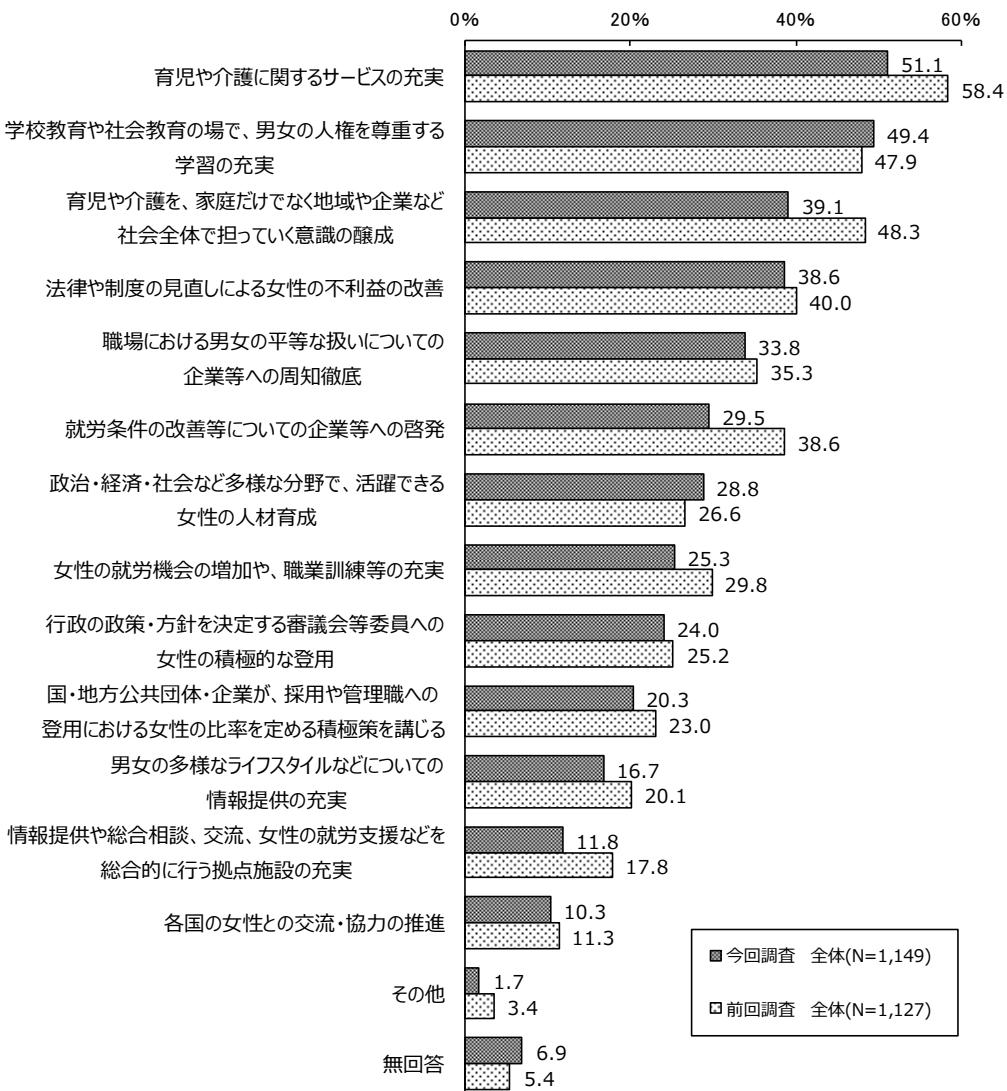
ジェンダー平等社会の実現のためには、年齢にともなって変化する生活段階に応じた教育や学習が重要です。「市民意識調査」の結果においても、『学校教育や社会教育の場で、男女の人権を尊重する学習の充実』は、「前回調査」と比較すると、『育児や介護に関するサービスの充実』に次いで多くなっています。

「藤沢市教育振興基本計画（第3期）」〔2020年（令和2年）3月〕では、新学習指導要領における、“よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る”という理念のもと、「一人ひとりの児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重すること」ができるような教育課程が重要であるとの指摘を踏まえて、人権尊重の理念を身につけさせる子どもたちの育成を、事業として位置づけています。

「市民意識調査」の「男女の地位の平等感」（17ページ）において、「平等になっている」は『学校教育』が最も高くなっていますが、子ども・青少年を取り巻く社会環境は大きく変化しており、幼少期も含めたジェンダー平等意識の形成や、固定的な性別役割分担意識にとらわれない、女子中学生・高校生の理系志望の促進・支援等のライフキャリア教育の推進などに向けて、家庭・学校・地域が協働して取り組むことが重要です。

また、社会教育の場においても、すべての人が生涯を通じて学び続け、一人ひとりの学びの成果を地域の課題解決に生かして活躍できるようにする体制づくりの充実が求められています。

図表4 男女共同参画社会を実現していくために行政に望むこと <経年比較>



資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書 [2019年(平成31年)3月]

施策の方向性①子ども・青少年へのジェンダー平等教育の推進

子ども・青少年に固定的な性別役割分担意識を持たせないよう配慮し、子ども・青少年が互いの人格や人権を尊重できる心を育てていくことができるよう、幼少期からのジェンダー平等意識の形成を進めています。

また、成長段階に応じ、いじめや性暴力といった課題が生じる背景について子ども自身が考え、互いの性やジェンダー平等について理解を深める教育を進めるとともに、セクシュアルハラスメントやデートDVの防止、セクシュアルマイノリティ（性的少数者）に対する理解などの多様な課題に教職員が対応するために、教職員の研修や相談体制を充実します。

第3章

重点目標と課題・施策の方向性

No.	取組の内容	主な担当課
05	家庭・保育園などにおける幼少期からのジェンダー平等意識の形成 子どもに固定的な性別役割分担意識を持たせないよう配慮します。また、性についてジェンダー平等の視点から、子どもの成長段階に応じた指導を行います。	● 保育課
06	ジェンダー平等に基づく教育課程の推進 学校生活において、基本的人権を尊重したジェンダー平等観を育むとともに、地域の実態に応じた特色のある教育課程の編成を行い、ジェンダー平等教育がより充実するように推進します。	● 教育指導課
07	心身の発育・発達と性に関する教育の推進 ジェンダー平等の視点から、児童・生徒の発達段階に応じて、心身の発育・発達と性に関する教育を継続的に推進します。また、セクシュアルマイノリティとされる児童・生徒へのきめ細かな対応を推進します。	● 教育指導課 ● 健康づくり課
08	教育相談の充実 子どもを取り巻くさまざまな環境の中で、多様な問題を持つ児童・生徒が充実した学校生活を送ることができるよう、相談活動の充実に努めます。	● 教育指導課
09	教育現場におけるジェンダー平等の職場づくりと研修の推進 各学校において、ジェンダー平等社会を実現する視点に立った学校運営、職務内容、役割分担が確立されるよう、一層の意識の確立と課題の解決に努めます。	● 教育指導課 ● 学務保健課

施策の方向性②社会教育におけるジェンダー平等学習の推進

市では、生涯のさまざまな段階に応じ、一人ひとりの学びや活動の循環を個人レベルから地域レベルへと広げていくことで、持続可能な地域社会づくりをめざしています。13地区にある公民館をはじめとする社会教育の場において、ジェンダー平等の意識を高め、固定的な性別役割分担にとらわれない意識が醸成されるよう、多様な主体との連携により、一層の学習機会の充実に努めます。

No.	取組の内容	主な担当課
10	生涯を通じたジェンダー平等学習の充実 あらゆる年代の人々が、ジェンダー平等への理解を深め、実践につなげができるよう、多様な学びの機会を提供します。	● 生涯学習総務課・公民館

課題3 ジェンダー平等社会実現の人権意識の醸成

ジェンダー平等社会の実現をめざす上で、人はみな平等であるという基本認識に立ち、さまざまな文化や価値観、生活様式などの個性を認め合い、互いの人権を尊重し合うことが大切です。

差別を容認する環境は、平和で安全な社会づくりを阻害するものであり、いじめ、虐待、DV、SNSなどインターネット上における人権侵害、ヘイトスピーチなど、さまざまな人権問題を生むこととなります。

昨今では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、感染者や医療従事者とその家族などに対する不当な差別や偏見、誹謗中傷、いじめといった問題や、家庭内における虐待やDVの増加が大きな問題となっています。

「藤沢市人権施策推進指針」〔2016年（平成28年）3月改定〕の中では、人権尊重の精神が社会や生活の中に定着し、すべての市民の日常行動の基準となることを「人権文化」としてとらえ、「人権を大切にし、『人権文化』を育むまちづくり」を基本理念に位置づけ、人権施策の推進を図っていますが、今後も新たな課題への適切な対応を図りながら、人権意識を醸成する啓発・教育活動の推進と各分野の個別施策を推進していくことが重要です。

藤沢市人権施策推進指針がめざすもの

基本理念

人権を大切にし、「人権文化」を育むまちづくり

「人権文化」とは、一人ひとりが自由、平等であり、差別や人権侵害があってはならないという人権尊重の精神が社会や生活の中に定着し、すべての市民の日常行動の基準となることです。

すべての市民がお互いの人権を尊重し、ともに生きる社会を実現するため「人権文化」を育むまちづくりを人権指針の基本理念として、あらゆる施策を推進します。

基本目標

■個人が尊重され、自分らしい生き方ができる社会の構築

だれもが差別や人権侵害を受けることなく、一人ひとりが個人として尊重され、自分らしい生き方ができる社会の実現をめざします。

■ともに支えあい、ともに生きる社会の構築

お互いの人権を尊重し、多様性を認めあい、さまざまな人々がともに支えあい、ともに生きる社会を築くことをめざします。

■協働による施策の推進

人権尊重の視点に立って、市民・NPO・企業・各種団体等と協働し、人権施策を推進します。

資料：藤沢市人権施策推進指針〔2016年（平成28年）3月改定〕

施策の方向性①人権意識を醸成するまちづくりの推進

すべての市民がお互いの人権を尊重し、自分らしい生き方ができるよう、人権施策を総合的に推進します。喫緊の人権課題や新たな人権課題への対応をはじめ、外国につながりのある人やセクシュアルマイノリティ（性的少数者）など、社会的支援や社会の中における理解が進んでいない人権課題への対応を進めます。

No.	取組の内容	主な担当課
11	人権施策の総合的な推進 「藤沢市人権施策推進指針」〔2016年(平成28年)3月改定〕に基づき、あらゆる施策において、人権尊重の視点を反映させていくとともに、人権に対する正しい理解と認識を深めるため、講演会等の開催及び人権団体主催の講演会・研修会等への積極的参加を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権男女共同平和国際課 ● 教育総務課 ● 教育指導課 ● 生涯学習総務課・公民館
12	互いの文化を尊重した多文化共生のまちづくりの充実 「藤沢市多文化共生のまちづくり指針」〔2014年(平成26年)2月改定〕に基づき、国際交流等を通じて国際理解を深めることにより、さまざまな文化を認め合い、人権を尊重した多文化共生のまちづくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権男女共同平和国際課 ● 青少年課



人権とは、すべての人が、生まれながらにもっている権利です。
人は、誰でも、自由で平等であり、尊厳をもって人間らしい生活をする権利があります。



性の多様性について理解を深めましょう
性的指向（どのような性別の人が好きになるか）や性自認（性の自己認識）を理由とする差別や偏見をなくすためには、性の多様性について理解を深めることが大切です。お互いの人権を尊重し、認め合うことができるまちを目指しましょう。

市では、地域団体・学校・企業等における人権啓発事業の実施にあたり、啓発DVD・ビデオの貸し出しなど、啓発活動への支援を行っています。
お気軽にご連絡・ご相談ください。

資料：藤沢市人権施策推進指針 リーフレット [2020年(令和2年)4月]

重点目標2 あらゆる分野でのジェンダー平等の促進

多様な視点や価値観に基づく社会づくりに向け、政策・方針決定過程への女性の参画の促進をはじめ、女性の参画が進んでいない分野において、より多くの女性が主体的に参画する意欲を高められるような取組を進めます。

重点目標2を実現するための担い手の役割と方向性

市 民	職業教育・訓練機会に積極的に参加し、自分自身の能力を高めるとともに、女性の参画が強く期待されている防災分野をはじめとする、さまざまな地域活動に参画するよう努めます。
N P O ボランティア	地域活動を通じて、多様な市民の地域参加を促す取組やジェンダー平等の意識啓発、学習機会づくりに努めます。
大 学	ジェンダー平等についての研究・教育を進めていくとともに、女性の参画が進んでいない分野への参画を促す取組や女性の積極的な登用を図ります。
企 業	労働関連法規を遵守して、誰もが働きやすい職場環境を整えるとともに、女性管理職の登用比率を高めることに努めます。
行 政	政策・方針決定過程に女性の意見が反映されるよう、女性の積極的な登用を図ります。

課題1 政策・方針決定過程への女性の参画

多様な意見が政策立案や決定に的確に反映されるように、国や地方議会において男女の候補者の数ができる限り均等となること等を基本原則とした「候補者男女均等法」が、2018年（平成30年）に公布・施行されました。他方、2015年（平成27年）に施行された「女性活躍推進法」においては、諸外国と比べて依然低水準にある女性管理職比率などの課題を踏まえ、女性のさらなる活躍推進の必要性を踏まえた変更が加えられています。

市議会においては、直近の2019年（平成31年）の選挙において、候補者に占める女性の比率は16.3%で、女性議員の比率は16.7%となっています。これは、12年前の選挙時である2007年（平成19年）の候補者に占める女性の比率が22.9%で、女性議員の比率が27.8%であったことと比較すると大きく減少しています。

市職員における女性管理職の比率は、ここ数年20.0%前後で推移しています。「藤沢市審議会等の女性の登用状況」では、国への報告が義務づけられている、法律を根拠として設置する附属機関や条例によって設置される附属機関などの各種審議会の女性登用比率は、ここ数年30%をやや下回る状況となっています。

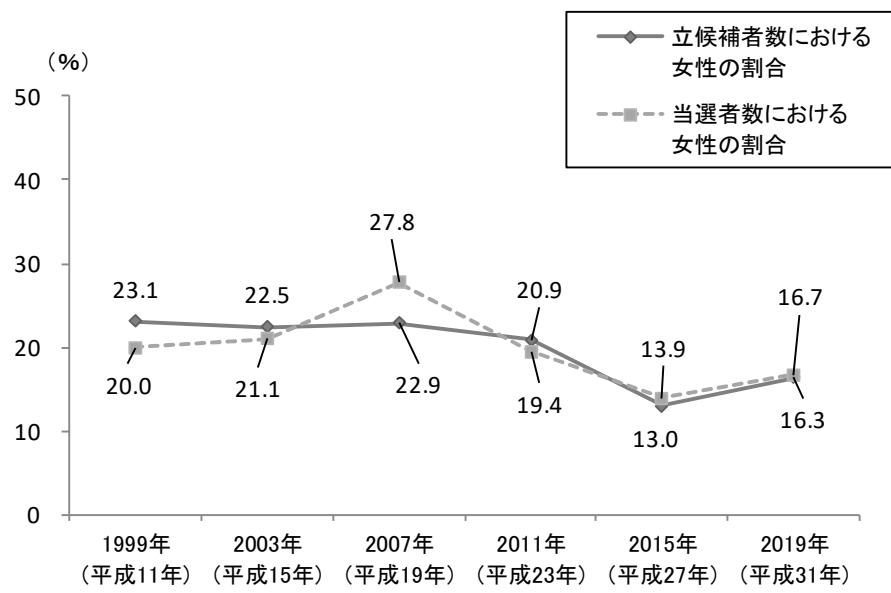
また、地域を含めた市独自の審議会などへの女性登用比率については、2016年度（平成28年度）の目標値として掲げた42.0%については、その時点では達成がなされたものの、2020年度（令和2年度）の目標値である50.0%については、依然42.0%

前後を推移する中で、女性が1人もいない審議会等もある状況となっています。

「市民意識調査」の「男女共同参画社会を実現していくために行政に望むこと」

(25ページ)においても、『行政の政策・方針を決定する審議会等委員への女性の積極的な登用』については24.0%、『国・地方公共団体・企業が、採用や管理職への登用における女性の比率を定める積極策を講じる』については20.3%を占めており、引き続き、市政等への参画を推進していく必要があります。

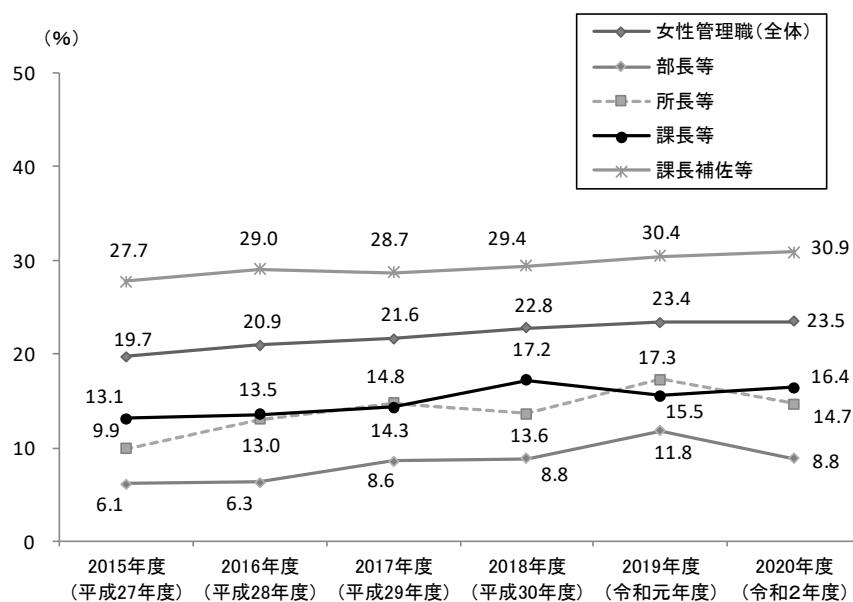
図表5 藤沢市議会議員選挙における女性立候補者及び当選者の比率推移



※ 議員定数については、平成11年(40人)、平成15年(38人)、平成19年以降(36人)

資料：藤沢市選挙管理委員会事務局「選挙結果調」

図表6 藤沢市職員における女性管理職の比率推移



資料：女性活躍推進法第21条の規定に基づく女性の職業選択に資する情報の公表〔各年4月1日時点〕

図表7 藤沢市審議会等の女性の登用状況

	令和2年度(2020.4.1)				令和元年度(2019.4.1)				平成30年度(2018.4.1)			
	審議会数	委員数	女性委員	比率	審議会数	委員数	女性委員	比率	審議会数	委員数	女性委員	比率
①国へ報告する登用率	61	755	223	29.5%	60	750	220	29.3%	61	772	230	29.8%
②藤沢市独自分類による登用率	258	8,021	3,361	41.9%	265	7,986	3,373	42.2%	258	8,064	3,349	41.5%
平成29年度(2017.4.1)				平成28年度(2016.4.1)				平成27年度(2015.4.1)				
①国へ報告する登用率	60	732	228	31.1%	59	714	228	31.9%	56	642	199	31.0%
②藤沢市独自分類による登用率	265	8,164	3,386	41.5%	261	8,086	3,332	41.2%	254	7,783	3,265	42.0%

※ ①は法律、条例設置の審議会などの数。

②は要綱、要領などによる協議会や任意の会議、実行委員会などの数。

資料：藤沢市 企画政策部人権男女共同平和課（現：人権男女共同平和国際課）調べ

施策の方向性①政策・方針決定過程への女性の参画促進

議会、各種審議会・委員会などへの女性の参画を促進するとともに、民間企業・団体なども含めた、女性の参画が進んでいない分野に重点をおいて対応を図ります。

また、市女性職員の登用・人材育成等についても、「女性活躍推進法」における「事業主行動計画」に基づき、積極的に推進します。

No.	取組の内容	主な担当課
13	議会、審議会、市職員など、市政（政治・行政分野）への女性の参画促進 広く全市的な視野に立って、行政と市民との協働によるまちづくりの実現に向け、議会及び各種審議会・委員会などの議員、委員への女性参画を促進します。また、市においては、公平・公正な職員配置を進める中で、女性職員の管理監督者への積極的な登用を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権男女共同平和国際課 ● 職員課 ● 市民自治推進課 ● 学務保健課 ● 消防総務課 ● 議会事務局 総務課 ● 選挙管理委員会事務局
14	企業・団体などにおける女性登用の促進 「女性活躍推進法」に基づき、企業・団体などの「事業主行動計画」の策定・公表などの取組を促進するとともに、女性登用の重要性について意識啓発に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権男女共同平和国際課 ● 産業労働課

施策の方向性②女性の地域リーダーへの起用促進

地域において女性の参加が進み、自治会長などの女性のリーダーが増えることは、多様な視点が加わり、新たな価値の創造や活性化につながることから、地域のまちづくりへの女性参画を促進します。

No.	取組の内容	主な担当課
15	女性のエンパワーメントのための学習の充実 地域まちづくりへの女性参画を促進し、地域で活躍できる人材育成に向け、必要とされる学習の機会を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 生涯学習総務課・公民館 ● 市民自治推進課
16	男女共同参画ネットワーク協力員による事業展開 13地区から選出された協力員を通じ、研修会や啓発活動を積極的に進め、地域における女性の参画を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権男女共同平和国際課

課題2 女性の職業生活における活躍の推進

働きたい誰もが社会の対等な構成員として、その個性と能力を十分に発揮できることは、多様な生き方や考え方を認め合うまちづくりにとって重要な意義を持っています。

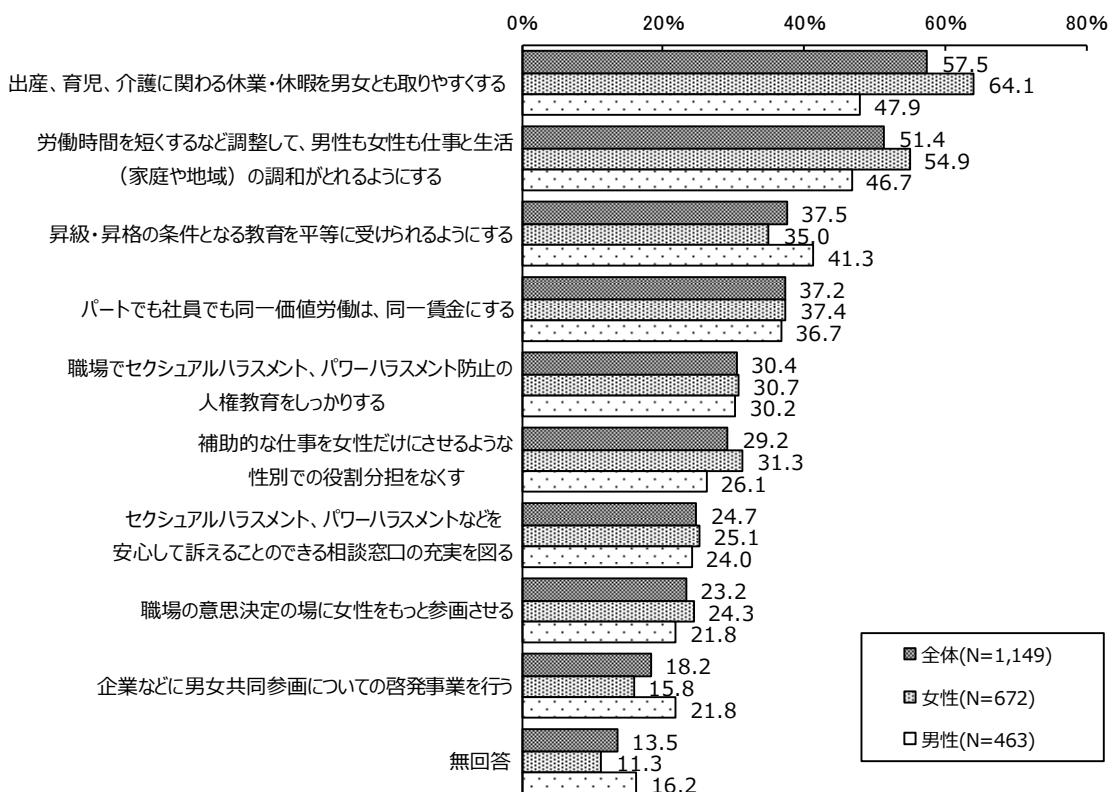
就業は、生活の経済的基盤である中で、藤沢市、神奈川県、国のいずれにおいても、男性の正規雇用が8割を超えており、女性では、藤沢市42.1%、神奈川県43.0%、国45.5%となっています（17ページ）。

昨今では、新型コロナウイルスの感染拡大により、子育て中や立場の弱い非正規労働者が解雇や雇い止め、派遣切りにあうなど深刻な影響を受けています。また、出産などを機に女性が職場から離れることで、非正規から再スタートしなければならない状況などの課題も指摘されています。

「市民意識調査」における「自らの能力を発揮していきいきと働くために必要なこと」として、女性は、「前回調査」同様、『出産、育児、介護に関わる休業・休暇を男女とも取りやすくする』(64.1%)、『労働時間を短くするなど調整して、男性も女性も仕事と生活（家庭や地域）の調和がとれるようにする』(54.9%)をはじめ、全体としても、『昇級・昇格の条件となる教育を平等に受けられるようにする』(37.5%)、『パートでも社員でも同一価値労働は、同一賃金にする』(37.2%)といった基本的な労働条件に関する項目が中心となっています。

「働き方改革関連法」の施行及び「女性活躍推進法」等各種関連法の改正において、不合理な待遇差を解消するための規定の整備や労働者に対する説明義務の強化が図られるとともに、マタニティハラスメント等の防止対策の強化につながる措置が示されました。就労をはじめ、創業・起業等においても女性が活躍できるよう、引き続き支援を進める必要があります。

図表8 自らの能力を発揮していきいきと働くために必要だと思うこと



資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書 [2019年(平成31年)3月]

施策の方向性①女性の創業・就労支援・キャリアアップ促進

働きたい女性が意欲を失わずに、能力を伸長・発揮できるよう、情報提供や相談支援等、女性の就業、職域拡大、キャリアアップ、創業を促進するためのさまざまな支援を行っていきます。

No.	取組の内容	主な担当課
17	女性のキャリア形成支援 働く女性が希望するライフステージに応じてその能力を伸長・発揮できるように女性のキャリア形成を支援します。 また、起業セミナーなどを通じて、コミュニティビジネスをはじめとする事業者同士のマッチングなどを行う中で、女性による新事業の創出・創業機運の醸成を支援します。	● 産業労働課
18	女性の雇用・就労機会の促進 広域での合同就職面接会などの開催を通じ、就職・再就職を希望する女性がライフステージに応じてその能力を伸長・発揮できるように女性の就業を促進します。	● 産業労働課

施策の方向性②女性の労働条件の向上と雇用の場における平等の推進

基本的な労働条件及び多様化する就労形態における労働条件の確保・向上を図るために、勤労者や事業主へ関連法規等についての周知啓発により、誰もが働きやすい環境づくりを推進します。

また、マタニティハラスメントなど、女性の諸問題解決のために労働相談を実施するとともに、女性労働に関する施策を円滑に推進するため、労働関係機関との連携を図ります。

No.	取組の内容	主な担当課
19	女性の活躍推進に関する協議の場の設置 女性の職業生活における活躍に関する施策が効果的かつ円滑に推進されるよう、地域におけるさまざまな関係機関と連携し、協議を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ● 産業労働課 ● 人権男女共同平和国際課
20	職場におけるハラスメント等防止に向けた労働関連法規の遵守についての情報提供 各種情報媒体やセミナーの開催を通じ、社会・経済情勢とともに変化する労働関連法規に関する正しい理解と実践に向けた周知啓発を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 産業労働課
21	女性の労働相談体制の充実 女性の労働に関する諸問題の解決に向け、労働相談の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 産業労働課
22	国・県などの労働関係機関との連携 女性労働施策の円滑な推進に向け、労働関係機関との連携を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 産業労働課

◊ L字カーブ ◊

女性の働き方を示すものとしては、「M字カーブ」(71ページ)が一般的ですが、2020年（令和2年）7月に、政府の有識者からなる懇談会「選択する未来2.0」による中間報告において、女性の働き方が依然として、フルタイムの正規雇用とパートタイムの非正規雇用に二極化していることや、出産後、非正規雇用の選択肢しかないといった現実を捉え、女性の正規雇用労働者比率が20代後半でピークを迎えた後、低下し続ける様子を「L字カーブ」と名付け、新たな課題として言及しています。国では、女性の正規職員化への重点的支援や就業調整の解消、子育て負担の軽減に取り組むとしており、今後、注視していく必要があります。

課題3 地域におけるジェンダー平等の推進

市では、めざすべきまちの姿の一つとして、“藤沢らしさを未来につなぐ持続可能な元気なまち（サステナブル藤沢）”を掲げています。「市民集会」にはじまり「郷土づくり推進会議」につながる先進的な市政参加の取組、自治会・町内会をはじめ、市民によるボランティア、NPO等の地域力による魅力ある地域づくりが展開されていることは“藤沢らしさ”的ともいえます。

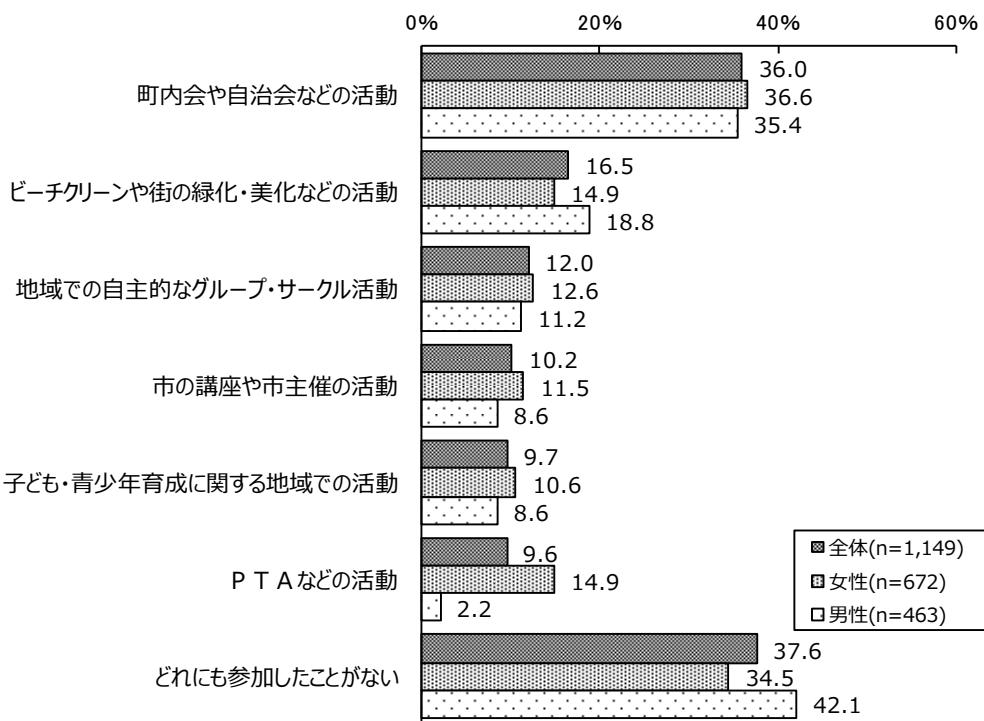
「市民意識調査」では、「ボランティア活動や地域活動への参加状況」においては、『町内会や自治会などの活動』(36.0%)が最も高く、性別・年代別でみた場合、女性40代で46.5%、男性70代以上で47.5%となっています。また、『PTAなどの活動』については、女性が14.9%で、男性の2.2%と比較しても非常に高くなっています。一方、仕事をしている、関心がないなどの理由で「どれにも参加したことがない」は全体で37.6%、女性34.5%、男性42.1%となっています。

持続可能な活力あるまちづくりを着実に推進するためには、多様な人材が、地域でいきいきと活躍できることが重要ですが、ライフスタイルの多様化などにより、自治会をはじめとする地域団体が担い手不足に直面しているのも事実です。

「藤沢市市民活動推進計画」〔2019年（平成31年）4月〕においては、「市民活動の息づくまち 誰もが個性の輝きを放つ未来へ」をビジョンとし、ビジョン実現に向けた基本方針の一つとして「多様な市民活動の創出」を掲げています。今後も、引き続き、市民活動団体の相互の協力、連携や学校、企業、NPO、市などが交流できるよう多様な市民活動の創出を進めていく必要があります。

また、人材育成に関しては、生涯学習人材バンク「湘南ふじさわ学びネット」などを通じ、発掘と支援に努めています。ジェンダー平等の推進を図るためにには、性別及び年代に応じた情報提供を行うとともに、「女性の参画が進んでいない分野」あるいは「男性の参画が進んでいない分野」について、関心を高め、参画を促す取組が重要です。

図表9 ボランティア活動や地域活動への参加状況



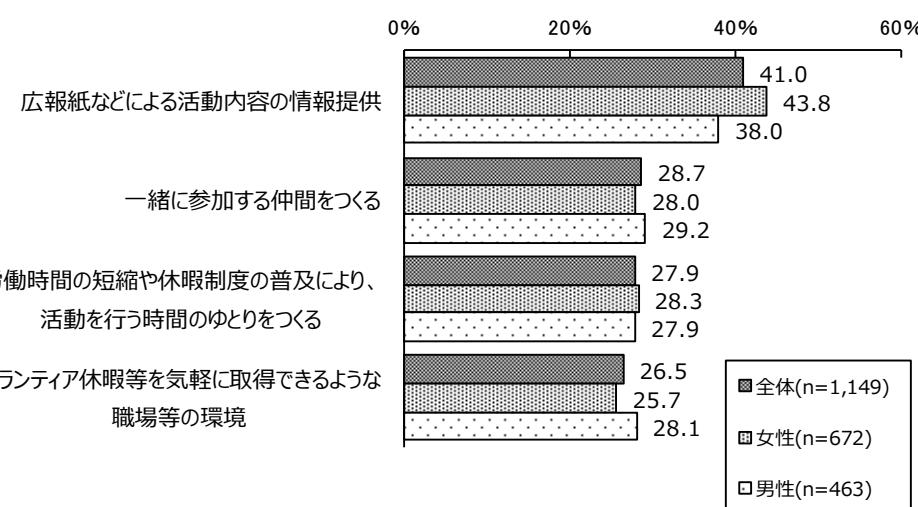
資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年(平成31年)3月〕

図表10 性別・年代別でみたボランティア活動や地域活動への参加状況

		N	町内会や 自治会などの 活動	ビーチクリーンや 街の緑化・美化 などの活動	地域での 自主的な グループ・ サークル活動	市の講座や 市主催の活動	子ども・青少年 育成に関する 地域での活動	P T Aなどの 活動	どれにも参加 したことがない	(%)
女性 年 代	全体	1,149	36.0	16.5	12.0	10.2	9.7	9.6	37.6	
	20歳未満	6	-	-	-	-	-	-	-	100.0
	20代	50	10.0	6.0	2.0	4.0	10.0	-	-	64.0
	30代	90	35.6	20.0	8.9	10.0	16.7	23.3	-	32.2
	40代	114	46.5	21.1	9.6	10.5	22.8	49.1	-	22.8
	50代	120	39.2	12.5	10.0	14.2	7.5	12.5	-	29.2
	60代	128	43.8	19.5	16.4	14.1	7.0	4.7	-	32.8
男性 年 代	70代以上	162	32.1	9.3	19.8	11.7	4.3	1.2	-	38.3
	20歳未満	6	-	33.3	16.7	-	-	-	-	50.0
	20代	28	7.1	17.9	3.6	-	7.1	-	-	71.4
	30代	48	27.1	10.4	2.1	4.2	4.2	-	-	50.0
	40代	73	26.0	24.7	5.5	9.6	12.3	2.7	-	45.2
	50代	78	33.3	19.2	5.1	1.3	5.1	6.4	-	51.3
	60代	88	40.9	17.0	11.4	12.5	14.8	1.1	-	37.5
	70代以上	141	47.5	19.1	22.0	13.5	7.1	1.4	-	29.8

資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年(平成31年)3月〕

図表 11 ボランティア活動や地域活動に多くの市民が参加するために必要なこと



資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書 [2019年(平成31年)3月]

図表 12 性別・年代別でみたボランティア活動や地域活動に多くの市民が参加するために必要なこと

		N	広報紙などによる活動内容の情報提供	一緒に参加する仲間をつくる	労働時間の短縮や休暇制度の普及により、活動を行う時間のゆとりをつくる	ボランティア休暇等を気軽に取得できるような職場等の環境	(%)
女性 年代	全体	1,149	41.0	28.7	27.9	26.5	
	20歳未満	6	33.3	16.7	33.3	33.3	
	20代	50	32.0	32.0	48.0	30.0	
	30代	90	43.3	27.8	43.3	24.4	
	40代	114	33.3	26.3	39.5	32.5	
	50代	120	48.3	22.5	29.2	30.8	
	60代	128	46.9	31.3	18.8	25.0	
男性 年代	70代以上	162	49.4	30.2	12.3	16.7	
	20歳未満	6	50.0	16.7	33.3	-	
	20代	28	21.4	35.7	39.3	39.3	
	30代	48	16.7	27.1	39.6	35.4	
	40代	73	32.9	32.9	32.9	28.8	
	50代	78	41.0	23.1	38.5	30.8	
	60代	88	43.2	25.0	20.5	27.3	
		70代以上	141	45.4	33.3	17.7	23.4

資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書 [2019年(平成31年)3月]

施策の方向性①ジェンダー平等社会を支える市民活動の育成・支援

市民の地域活動を促進し、市民活動におけるジェンダー平等を進めるために情報提供や団体育成及び活動の場の提供など、さまざまな支援を行います。

No.	取組の内容	主な担当課
23	NPOなど市民活動への支援、情報提供と連携 多様な主体との協働によるまちづくりをめざし、市民活動がより活発に展開できるよう活動資金や運営支援の充実、市民活動を行う場所の確保を推進します。	● 市民自治推進課
24	ジェンダー平等についての情報提供、学習機会・学習相談の充実 ジェンダー平等に関する自主的な学習や活動を積極的に推進できるよう、情報提供、学習機会の充実を図るとともに、ジェンダー平等に関する理解を深め、実践につながるような学習相談体制の充実をめざします。	● 人権男女共同平和国際課 ● 生涯学習総務課・公民館
25	人材登録制度の充実 さまざまな分野で豊富な知識や優れた技術技能を有する市民を発掘し、そうした知見を生かすことのできる活動の場を提供するなど、人材資源の活用を充実させるとともに、日頃、地域活動に参加しにくい市民の地域参加を促すなど、主体的な学習活動を支援します。	● 生涯学習総務課

topic

男女が共に生きる情報紙「かがやけ地球」より

現場で織り込む
男女共同参画

職場や地域社会など各現場の男女共同参画を、町内会や各町内連合の会に織り込むとすれば…。

町内活動で防災訓練で

昨秋、総合防災訓練を丁寧な指導のもとで体験。段ボールの隔壁、ベッドや簡易トイレの作業で「可能な範囲でプライバシーに配慮する配置演習」などに男女共同参画の視点が織り込めそうだと思った。また、「避難生活には男女両方のリーダーが必要」と日々聞いており、避難開始から避難生活に至るまで全体について考える場にもなった。
炊飯担当は、男女分け隔てなく協力して新聞紙の燃料でご飯を炊き、出来上がったものをよそってくれた姿に感激。忘れられない瞬間だった。

男女共同参画が織り込まれた姿とは「会長ほか役員が男女偏らず様々な人の視点で運営され、安心で親しみのある町」といえそうだ。
「仕事、子育て、或いは介護等で町内活動への参加はなかなか…」との声もあり、時間や社会経験もある高齢男性に長く会長等を委ねるケースが多い。
だが、「その人でないと分からない!」「その人にしか出来ない」などを引き継ぎ等の機会ごとに減らしていく、男女を問わず会長になったり、若い方々も気軽に参加出来れば有り難い。
そのため「各分野での町内用務の簡素化・軽減と分かり易さ」や「まだまだ多い『夫は帰宅が遅い』といった環境の更なる改善」、「子ども会活動との連携」も大切である。
男女や各世代混合によるごく小さな活動で互いに親しめる町に、そして子ども達にとって将来の懐かしい「ふるさと」でありたい。

(前田 記)

施策の方向性②多様な市民の地域参加の促進

性別や年代にかかわらず、さまざまな市民による地域活動への参加が図られるよう、情報や学習機会の提供など積極的な働きかけを行います。

No.	取組の内容	主な担当課
26	地域コミュニティにおける世代間交流の促進 地域活動に若い世代をはじめとするさまざまな世代の市民が参加することで、世代間交流が促進されるよう、積極的な情報提供を進めます。	● 市民自治推進課 ● 生涯学習総務課・公民館
27	学校・家庭・地域の連携強化、PTA活動への支援 学校・家庭・地域の連携による「地域協力者会議」を通じ、子どもたちに関わる地域課題を解決するとともに、ジェンダー平等に基づく児童・生徒の健やかな成長を支援します。また、PTA活動におけるジェンダー平等を促進します。	● 教育総務課
28	保育つき事業の促進と保育者活動への支援 子育て中でも、市民活動や学習の機会に積極的に参加できるよう、各種事業の開催に際し、保育の場を設けます。また、最も身近な施設としての公民館における学習活動を支援するための公民館保育者（保育ボランティア）活動を支援します。	● 生涯学習総務課・公民館

課題4 防災分野におけるジェンダー平等の促進

近年、増加及び激甚化する地震、津波、風水害等の自然災害に対し、国の「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」によると、災害は、自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会のあり方（社会要因）により、その被害の大きさが決まると考えられており、被害を小さくするためには、社会要因による災害時の困難を最小限にする取組の重要性が指摘されています。中でも人口の半分は女性であり、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された女性視点からの災害対応が行われることが、防災や減災、災害に強い社会の実現にとって必須であるとされています。

これまでも、防災にかかる課題として、意思決定の場に参画する女性の割合の低さや、固定的な性別役割分担意識により、災害時においても子育てや介護など女性の家庭責任が増大する一方で、男性は仕事や家庭の経済的責任の面での重圧が高まる傾向にあること、あるいは、女性に対する暴力（DVや性暴力）といった問題が指摘されていますが、市においては、防災会議の女性比率は5.0%であり、地区の自主防災組織（防災関連地域団体）においても、3割に近い地区がある一方で、多くの地区においては、概ね10%台となっています〔令和2年度 藤沢市審議会等の女性の登用状況〕。

災害時には、平常時における社会の課題がより一層顕著となって現れるという点を再認識するとともに、ジェンダー平等の視点に立った取組をすすめることで、子どもや若者、高齢者、障がい者、セクシュアルマイノリティ（性的少数者）といった、多様な人々への配慮につなげていくことの重要性が指摘されています。

施策の方向性①防災分野におけるジェンダー平等の促進

防災に関する意思決定の場や防災の現場への女性の参画の拡大及び女性リーダーの育成を推進し、ジェンダー平等の視点を取り入れた防災体制を確立します。

No.	取組の内容	主な担当課
29	自主防災組織、消防団活動の充実強化に向けた ジェンダー平等の促進 防災リーダー研修や指定避難所等での研修といった各種防災研修等において、女性の積極的な参加を働きかけ、人材育成を図るとともに、防災関連の協議会や自主防災組織の役員等への積極的な登用を進めます。併せて、職場、学校といったさまざまな場面で災害に対応する女性の発掘を推進します。 また、ジェンダー平等の視点を取り入れた消防団活動をはじめとする地域防災活動の推進や家庭・地域・職場における防災への対応についての周知啓発を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災政策課 ● 危機管理課 ● 警防課
30	ジェンダー平等に配慮した指定避難所等運営の促進 指定避難所等の開設や環境整備、物資の供給については、災害から受ける影響やニーズの違いに配慮し、多様な主体との連携・協働体制に基づくジェンダー平等の視点に立った指定避難所等の運営を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 危機管理課

第3章

重点目標と課題・施策の方向性

topic

男女が共に生きる情報紙「かがやけ地球」より

2市1町(藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町)広域連携事業
共に生きるフォーラムふじさわ2016

「震災から自分の身を守る」 ~高齢者・障がい者・子ども・女性などの視点から~

2016年11月20日(日)、「共に生きるフォーラムふじさわ2016」(共に生きるフォーラム2016 実行委員会・藤沢市主催)が、藤沢市役所で開催されました。



講演のポイント

- 災害に強い地域をつくり、災害の被害を拡大させないためには、男女双方の視点と参加が必要不可欠である。
- 男女双方の視点から、災害前の備え、災害後の対応に必要なことを具体的に理解する。

1 災害時の「共助」の重要性について

自助・公助・互助ある中で、震災時に命が救われたのは「近所の人による共助」が8割以上と圧倒的に多かった。……震災復興大綱災害により

自助：自分や家族を自分で守る
共助：地域の人々が助け合う
公助：市・市町村・消防機関などによる救助・支援

2 共助の基礎=人々の多様性への理解・男女双方の視点と参加で

災害時死の約半数が避難生活での疲労が原因といふことなども踏まえ、避難所の運営組織に(行政だけ、地域の一部の人だけでなく)多様な人々が入る必要がある。



津田 沙織さん
防衛大学教育学部 教授
防災総合センター 第三担当
震災と男女共同参画 研修推進センター 共同代表



3 性別・立場による被災の困難の違い

- 被災現場
普段えて授乳の場所がない、下着が干せない、乳幼児や障がいのある人(家族)が避難所に来られない。
- 物資の不足と配布方法の問題
女性用品・乳幼児用品・介護用品の不足と、男性のみによる配布、炊事も訓練では材料が揃っていない。
- 安全の問題
ハラスメント・DV・性暴力の発生、日常にもまして声を上げにくい、女性用トイレの配置場所も重要な問題。
- 性別役割の固定化
ライフラインがない中で家庭や家族の世話を固定的な性別役割分担になりがち。
- 働くこと・収入を得ること
女性は先に解雇、失業率が増加。
- 復興への参画
女性は誰かに参加しにくい。

4 避難所運営・自主防災組織づくり・防災訓練のポイント

- 避難所運営
避難所の運営責任者や班長を男女が担う。避難所のレイアウトを女性・高齢者・子育て家庭の視点で行う。
- 自主防災組織づくり
男女の両方がリーダーになることや隣近所で助け合える仕組みづくりなど。
- 防災訓練
様々な人の視点を反映した備蓄品と防災資材選びや、避難所生活のシミュレーションなど。
“なかなか計画通りにはいかないが、身を守るために「型」を持つことが大切で、それが被災時の具体的な運用にもつながる”



フォーラムに参加して

感想①
●各自が被災者となり避難所で生活することになったという想定で、「ここに集まる高齢者・障がい者・子ども・女性など多様な人たちが抱える問題をどう解決するか」、グループ分けをして話し合い、数グループにより発表された。時間は足りなかったが、聞くのみなく自己的に考えてみたことに大きな意義があった。

●当日は市民実行委員である女性の代表・副代表・司会はか、受け案内などの男女委員と実行委員会事務局により運営された。テーマ検討以来の経緯を含め、被災現場での女性リーダーの活動にも遭った事例となったのではなく一実行委員としても感じられた。

感想②
東日本大震災では25万人近くの人が避難所で2週間以上生活をしたそうです。その生活が非常に過酷だったとのことで、被災者、なかでも女性たちが物貢の不足やプライバシー、安全の問題など様々な困難に遭遇したことを感じながら、私は自分の地区の避難所を知らなかったとい

う状況でした。今回、改めて被災地の実状を知り、助け合いと支援活動の好例を学んだことで、避難所は助けでもらう場所ではなく、被災者がお互いにルールを決め、分担しながら協力し、助け合う場所なのだと改めてわかった気がしました。

講演会の最後にあたるグループでの話し合いで、世代や性別、立場の違う相手に自分の考え方や意見を言葉にする難しさを感じました。非常にさらには大変だと思いました。普段から、声をあげたり、自分の気持ちを伝える力を持つていて、多様な意見を聞く耳をもつこと。弱い立場の

人を思いやる力を養っていくことが大切だと思いました。私自身、子どもが小さいうちは、学校や子ども会、町会などの行事に出でたりして地域と密着していましたが、子どもたちが成長するにつれて地域が薄くなり、世代の違う人へ話したり、話し合いう機会もありなくなってしまいました。これからは意識して共に助け合えるつながりを作っていかなければなりません。そのためには、地域の集まりに積極的に参加し、近所の知り合いを増やしていくからだと思います。

(前田・有田 記)

VOL. 111 2017年冬号 [2017年(平成29年)1月]

防災に女性の視点を ~気づけば変わる!?

近年、毎年のように地震やゲリラ豪雨による水害が発生し、被災者は避難所生活を余儀なくされている。

災害時に生き残ることはもちろん大切だが、大変なのは生きながらえた後。

今回は、筆者が有識者の講演や本、ボランティア活動から学んだことをまとめたい。

「防災に女性の視点を」という言葉があるが、これは女性を守るためにだけの言葉ではない。

昨今でも、家事、育児、介護を担っているのが主に女性である。つまり、高齢者、子ども等、いわゆる社会的弱者の声を代弁できる人は女性に多いのだ。

これは人権問題という話の前に、知識や経験の差をお互いに関係している。

例えば、生きていくに欠かせない排泄について考えてみる。

赤ん坊のオムツ交換はもちろんのこと、高齢者を例に考えても、紙パントを正在している人は、避難所でオムツを変えなくてはならない。赤ん坊の場合なら「その場で替えろ」と言えたとしても、成人相手にそう言ふ人はなかなかいないだろう。

そうしたベースを確保できるかは、避難所を運営する人の手腕にかかっている。一度場所を決めてしまえば動かすのは難しいので、避難所が設営された段階で、そうした場所を確保する必要がある。



トイレについても考慮すべきことがある。洋式に慣れてしまった子どもたちや、立ち座りが困難な高齢者には、和式で用をたせないということとも、恐らくなかなか氣づけない。

また、様々な人の共同生活になるため、夜泣きや足音、いびきなどでクレームが出て、避難所生活がいっそ辛くなったりという事例もある。避難したばかりの娘は「お互い様」と耐えられたとしても、我慢には限界がある。被災というストレスに加え、避難所生活で受けるストレス

避難所づくりの「ツボ」~

は相当のものだ。

そのため、同じような環境にあるごとに、別室を確保したり、エアリを分けることが望ましいと言われているが、混亂した状況下でこの判断を下すには、周りの理解と決断力が必要になる。

また、女性自身にも配慮が必要だ。性的いたずら、替えや授乳場所の確保、生理用品の配給方法など、過去の災害で挙げられた課題が多い。

そして今述べた「女性、子ども、高齢者」は、避難所に長くいることになる可能性が高い。ライフラインが回復すると、男性は働きに出ることも多いからだ。

運営者の各種の配慮が、その後の避難所生活の質を決める。運営側に女性が入れるかどうかは切実な問題であることを、お分かりいただけただろうか。

もちろん、必ずしも女性である必要はないであろうし、女性であればよい、といわなければならない。様々な人の立場に立て考えられる人間が運営者になるのが望ましい。しかし冒頭で述べたとおり、現在の日本社会において、子育てや介護、性差について、男女で理解が偏っているのは明らかだ。

さらに、家庭を女性に頼りきりな女性もまだ一定数いることを考えれば、「防災に女性の視点を」とは、社会的弱者のみならずすべての人にとって重要な標語なのではないだろうか。

災害時は、社会のひずみが色濃く出る。日ごろ隠れている差別意識が表出し、ストレスによって他者への配慮が薄れる。

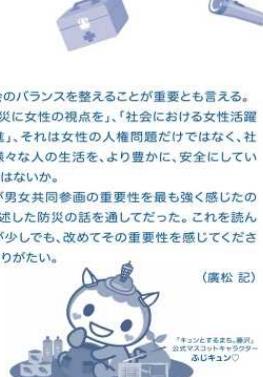
だからこそ、理想をいえば、災害が発生する前か

ら社会のバランスを整えることが重要とも言える。

「防災に女性の視点を」、「社会における女性活躍の促進」、それは女性の人権問題だけではなく、社会の様々な人の生活を、より豊かに、安全にしていくのではないか。

私が男女共同参画の重要性を最も強く感じたのも、上述した防災の話を通してだった。これを読んだ方が少しでも、改めてその重要性を感じて顶いたりがたい。

(廣松 記)



VOL. 118 2018年秋号 [2018年(平成30年)10月]

重点目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進

働きたい誰もが、その個性と能力を十分に発揮できるよう、働き方の見直し、育児休業や介護休業といった制度の積極的な取得や女性の起業・再チャレンジの支援など、男女が対等なパートナーとして働くことができるよう社会全体で支える取組を進めます。

重点目標3を実現するための担い手の役割と方向性

市 民	家事、育児、介護など、家庭の仕事を協力、分担し、仕事と家庭・地域生活の両立に努めます。
NPO ボランティア	さまざまな団体との連携を促進するとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、子育てや介護など、地域での多様なサービスや各種支援に努めます。
大 学	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた各種調査・研究や先駆的な取組を実践し、広く社会にその成果を発信していくことに努めます。また、社会に出る学生に対しジェンダー平等の視点に立った教育に努めます。
企 業	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、法令等を遵守し、誰もが安心して育児・介護休業制度が利用できる環境づくりに努めるとともに、それぞれの職場環境や労働者を取り巻く状況に応じた対応に努めます。
行 政	各種制度の周知など、職場環境づくりを支援し、ワーク・ライフ・バランスの啓発と推進を図ります。また、市職員の「働き方改革」をより一層推進します。

課題1 働き方改革の推進

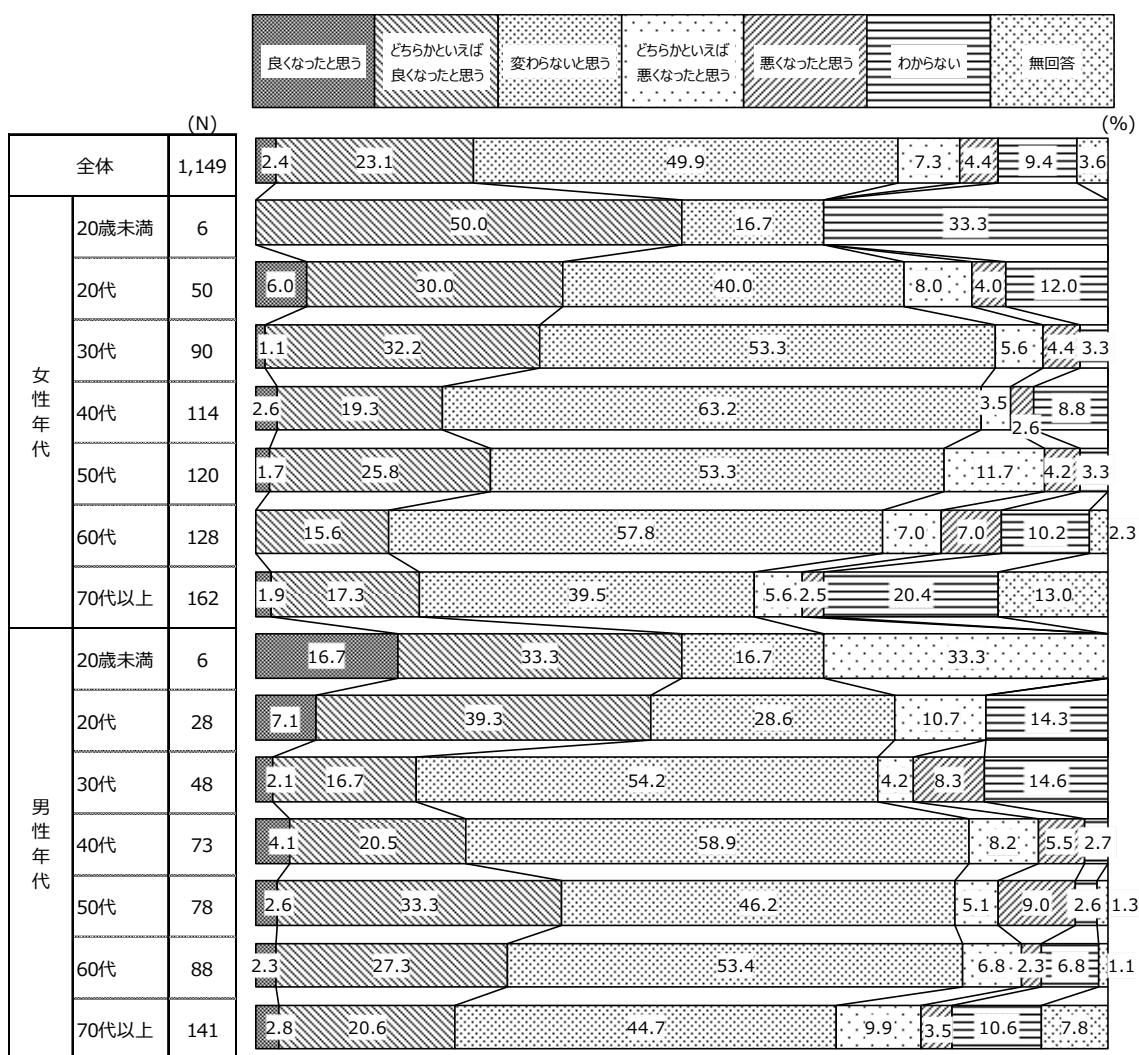
ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、長時間労働の削減に加え、多様で柔軟な働き方の実現が重要です。「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（内閣府）によると、仕事と生活の調和が実現した社会の一つとして、『多様な働き方・生き方が選択できる社会』を掲げています。この点に関し、「市民意識調査」によると、5年前との比較について性別・年代別でみた場合、男性20代で「良くなったと思う」「どちらかといえば良くなつたと思う」の合計が46.4%と比較的高いものの、男女とも、30代・40代では「変わらない」が高い割合を示しています。

また、「ワーク・ライフ・バランスを実現するために必要だと思うこと」として、性別・年代別では、『柔軟な就労時間や在宅勤務など多様な働き方が可能な就労形態』は女性20代・40代、男性20代から40代で5割前後、『仕事優先の考え方を見直す』は男性20代・50代で高く、『仕事以外の時間を多くもてるようとする』が女性20代、男性20代・30代で4割を超え、特に男性20代では67.9%と高くなっています。

新型コロナウイルスの影響により、在宅勤務（テレワーク）の導入やオンラインの活用が進み、多様で柔軟な働き方に関する新たな可能性も指摘される中、引き続き、働きたい人すべてがその能力を十分に発揮できるような環境の整備を推進する必要があります。

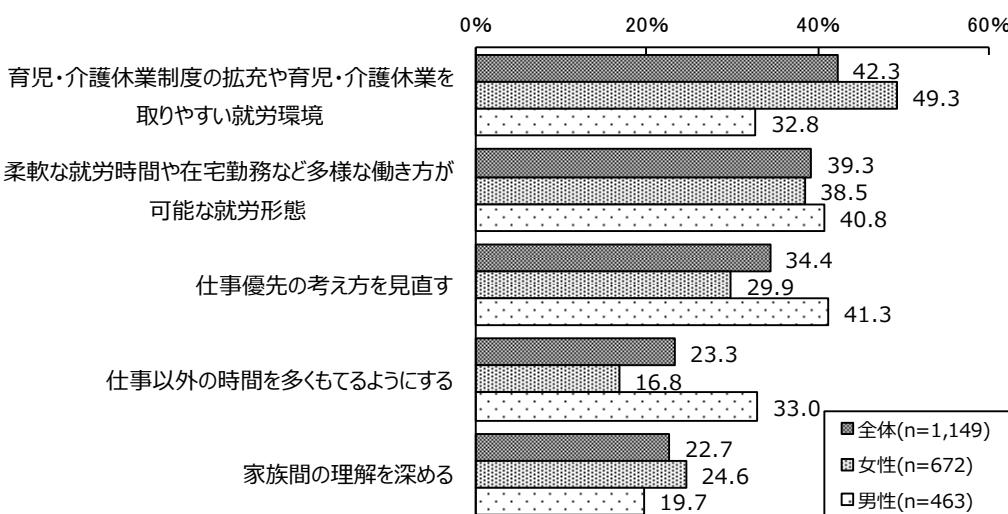
図表13 性別・年代別でみた生活や身の回りの環境の5年前との比較

＜多様な働き方・生き方が選択できる社会＞



資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年(平成31年)3月〕

図表14 ワーク・ライフ・バランスを実現するために必要だと思うこと（上位5項目）



資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年(平成31年)3月〕

図表15 性別・年代別でみたワーク・ライフ・バランスを実現するために
必要だと思うこと

		N	柔軟な就労時間や 在宅勤務など 多様な働き方が 可能な就労形態	仕事優先の 考え方を見直す	仕事以外の時間を 多くもてるようする	(%)
女性 年代	全体	1,149	39.3	34.4	23.3	
	20歳未満	6	33.3	33.3	50.0	
	20代	50	54.0	32.0	42.0	
	30代	90	41.1	31.1	28.9	
	40代	114	48.2	36.8	14.9	
	50代	120	43.3	30.8	11.7	
	60代	128	32.0	28.9	15.6	
	70代以上	162	27.2	24.1	7.4	
男性 年代	20歳未満	6	50.0	33.3	50.0	
	20代	28	46.4	57.1	67.9	
	30代	48	47.9	37.5	41.7	
	40代	73	47.9	41.1	37.0	
	50代	78	41.0	47.4	35.9	
	60代	88	45.5	42.0	27.3	
	70代以上	141	30.5	35.5	22.7	

資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年(平成31年)3月〕

施策の方向性①働き方改革に向けた意識改革の推進

企業や商工会議所などと連携し、長時間労働の抑制・職場環境の改善等を行い、働きがいのある職場形成に取り組むとともに、生産性の向上に向けた効率的な働き方、各種制度の普及・啓発活動を進め、働き方改革を推進します。

No.	取組の内容	主な担当課
31	長時間労働抑制・職場環境の改善等に向けた企業や関係機関との連携 国・県等の関係機関との連携を図るとともに、「ふじさわワーク・ライフ・バランス推進会議」の開催や企業向け・市民向け事業の実施等を通じ、情報提供や意識啓発を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 産業労働課
32	仕事と生活の両立についての意識啓発 仕事と生活の両立支援及び「働き方改革」を推進するため、さまざまな機会を捉え、情報提供や意識啓発に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権男女共同平和国際課 ● 産業労働課

課題2 家庭におけるジェンダー平等の推進

家庭における固定的な性別役割分担意識も依然として大きな課題となっています。「市民意識調査」では、「家庭における役割分担についての考え方」において、「夫婦で協力」しあって家庭生活を営むことが望ましいものとして、『子育て・子どものしつけ』『学校行事等への参加』『家庭の重大問題の決定』で7割前後にのぼるとともに、『掃除・洗濯』『介護・看護』『食事の後片付け』でも5割を占めています。他方、「家庭における役割分担の状況」についてみると、どの役割でも女性が男性を上回っており、男性では『洗濯』『食事の支度』で、「全くしていない」が4割弱と高くなっています。このうち、就学前の子どもがいる人について、家庭の役割に携わっている1日あたりの平均時間を性別でみると、『食事の支度』は女性83.5分、男性26.4分、『子育て』は女性950.7分、男性171.3分と、理想と現実には大きな乖離があり、さらには新型コロナウイルス感染症のような想定外の状況において、家庭における女性の負荷がさらに増す事態も生じています。

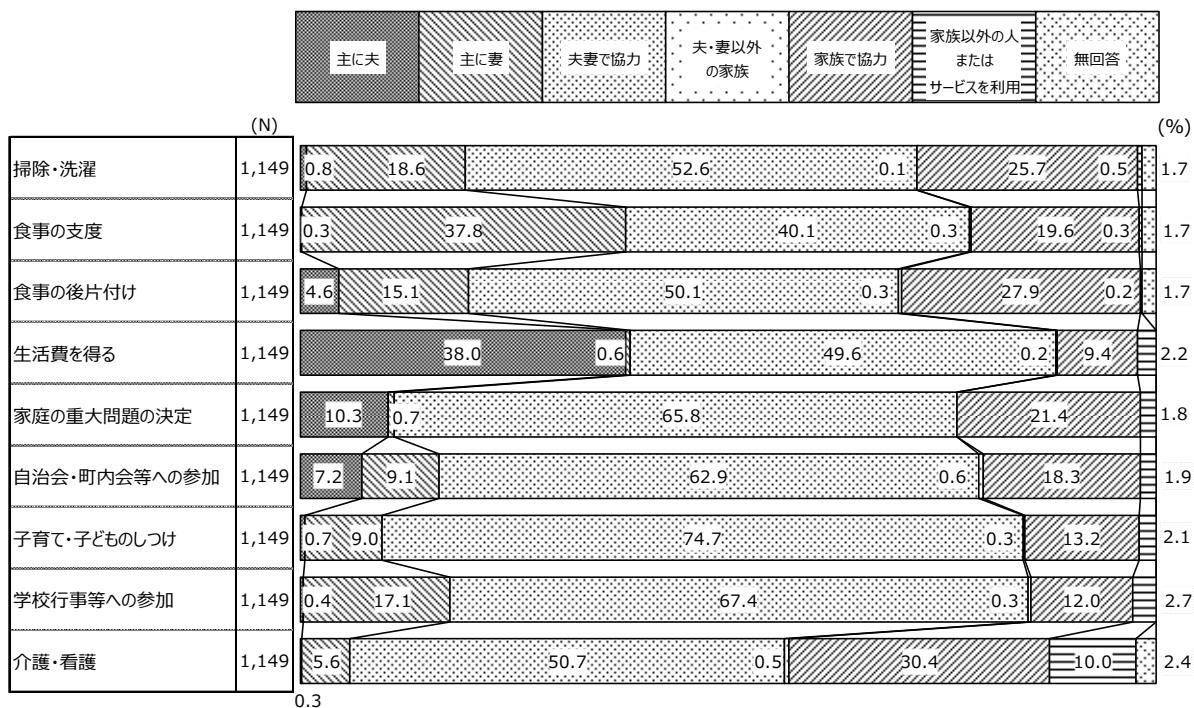
また、「産前産後休暇、育児休業、看護休暇、介護休業の取得の有無と取得希望」において性別でみると、男性も一定の割合で取得希望があるものの、実際の取得率は極めて低く、「取得したいが取得できない」は男性が女性より高いことが示されています。

固定的な性別役割分担意識を背景に、家事や育児等の家庭責任、また最近では“名もなき家事”ともいわれる家事に付随するさまざまな事柄の多くを女性が担っている実態は、女性が働く場において活躍することを困難とし、他方、介護を例に、男性が家事に不慣れであることや地域とのつながりに乏しく孤立しがちであることから、男性が家事や育児、介護等に参加しやすい環境づくりの重要性が指摘されています。

国では、2020年度（令和2年度）から、国家公務員における男性職員の仕事と家庭生活の両立支援のため、子どもが生まれたすべての男性職員が1ヵ月以上を目途に育児に伴う休暇・休業を取得できることをめざし、方針を出しました。

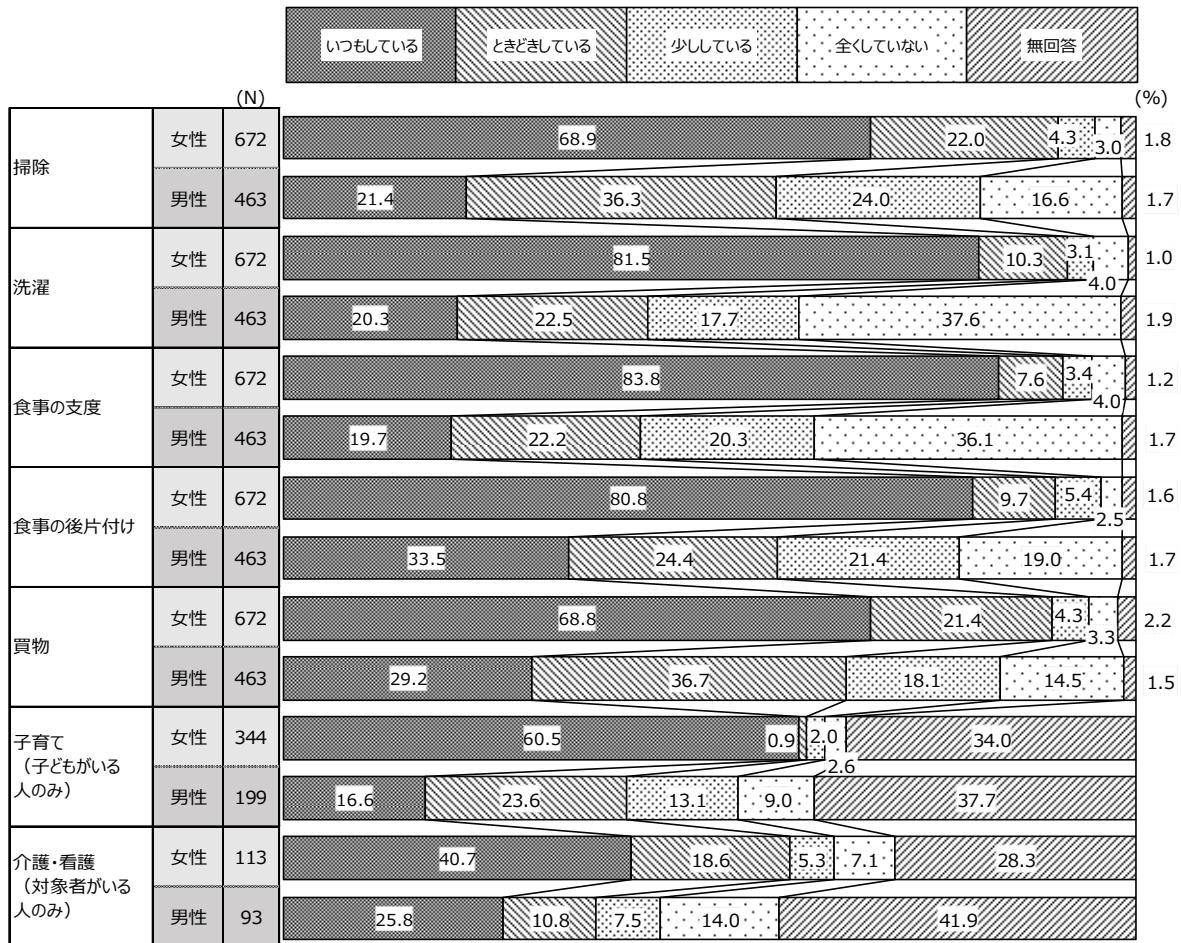
ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、「働き方改革」と併せて、育児・介護休業制度の拡充や育児・介護休業を取りやすい就労環境の実現に向け、引き続き、社会全体で取り組む必要があります。

図表16 家庭における役割分担についての考え方



資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年(平成31年)3月〕

図表17 家庭における役割分担の状況



資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年(平成31年)3月〕

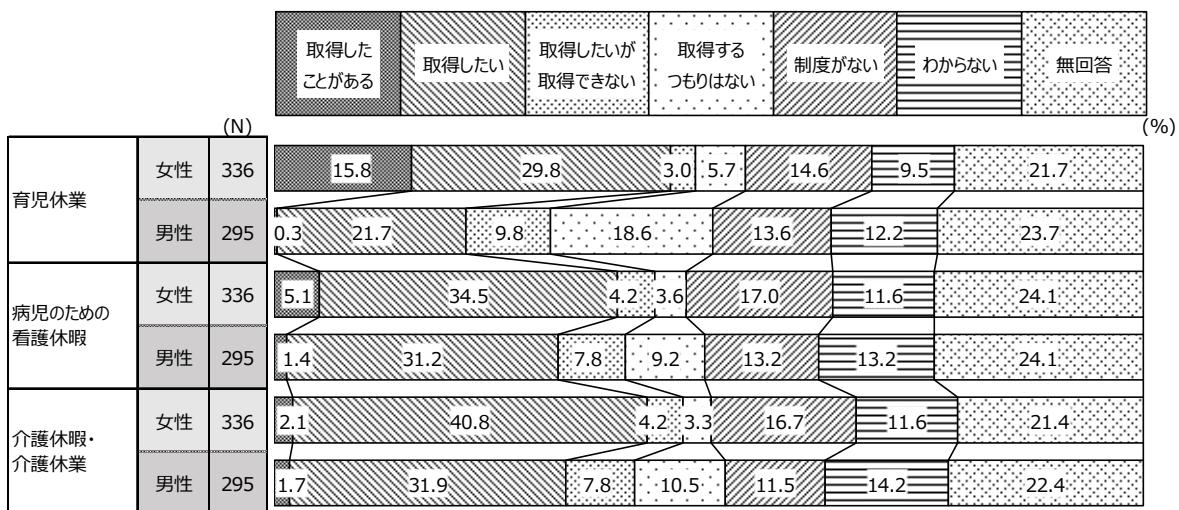
図表18 家庭における役割分担の状況 就学前の子どもがいる人の平均時間数

(分／1日あたり)

	掃除	洗濯	食事の支度	食事の後片付け	買物	子育て (子どもが いる人のみ)	介護・看護 (対象者がいる 人のみ)
全体	29.6	30.9	68.8	26.8	46.1	717.9	30.0
女性	36.0	35.4	83.5	31.9	49.9	950.7	30.0
男性	14.0	16.3	26.4	13.8	35.5	171.3	-

資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年(平成31年)3月〕

図表 19 産前産後休暇、育児休業、看護休暇、介護休業の取得の有無と取得希望



資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年(平成31年)3月〕

施策の方向性①固定的な性別役割分担意識の解消

固定的な性別役割分担意識を解消し、男性が主体的に家事、育児、介護等に参加するよう、また、参加できるよう、男性向けの育児・介護講座の開催や、さまざまな啓発活動及び情報提供を通じて積極的に男性に働きかけ、意識啓発を推進します。

No.	取組の内容	主な担当課
33	男性の家事、育児への参加促進 固定的な性別役割分担意識をなくし、男性の生活的自立を促すための学習機会を提供するとともに、働き方を見直し、さまざまな状況を踏まえた、家事、育児等のロールモデルの情報提供等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 人権男女共同平和国際課 健康づくり課 生涯学習総務課・公民館
34	男性の介護への参加促進 介護に必要な知識習得の場や、介護者同士の交流の場を設け、男性の積極的な参加を促すとともに、ジェンダー平等に基づく介護意識の向上に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者支援課

課題3 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境の整備

「市民意識調査」によると、「女性が職業をもつこと」については、全体では「子どもができたら職業を中断し、子どもに手がかからなくなったら再びもつ方がよい（再就職型）」が52.2%で最も高く、「ずっと職業をもつ方がよい（就労継続型）」が33.3%で続き、これらを合わせた85.5%が、“女性は結婚、出産後も職業をもつ方がよい”と考えていることになります。しかしながら、国との比較（18ページ）では、再就職型は市が31.9ポイント高く、就労継続型については、逆に市が27.7ポイント低くなっています。このことが、「女性の労働力率（M字カーブ）」（16ページ）に影響を及ぼしていることがうかがえます。

共働き世帯数は年々増加し、近年ではその数が男性雇用者と無業の妻からなる世帯の約2倍となり、家族形態の変化や生き方の多様化が進む中、誰もがライフステージに応じた柔軟な選択をするためには、それを支える制度づくりが重要です。

「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」〔2020年（令和2年）3月〕では、“安心して子どもを産み健やかに育てることができるまち”的実現のために、引き続き、当事者の視点に立った「子育て支援の充実」や、「仕事と家庭との両立の推進」に向け、地域の実情に応じた支援施策を着実に進めています。

他方、地域における子育て支援事業については、さまざまな取組がありながら、「利用したい」という高いニーズに反し、「知らない」ことで利用に結びついていないなどの課題が見られたため、多様な主体との連携を図り、子育て情報を積極的に発信していく必要性が指摘されています。

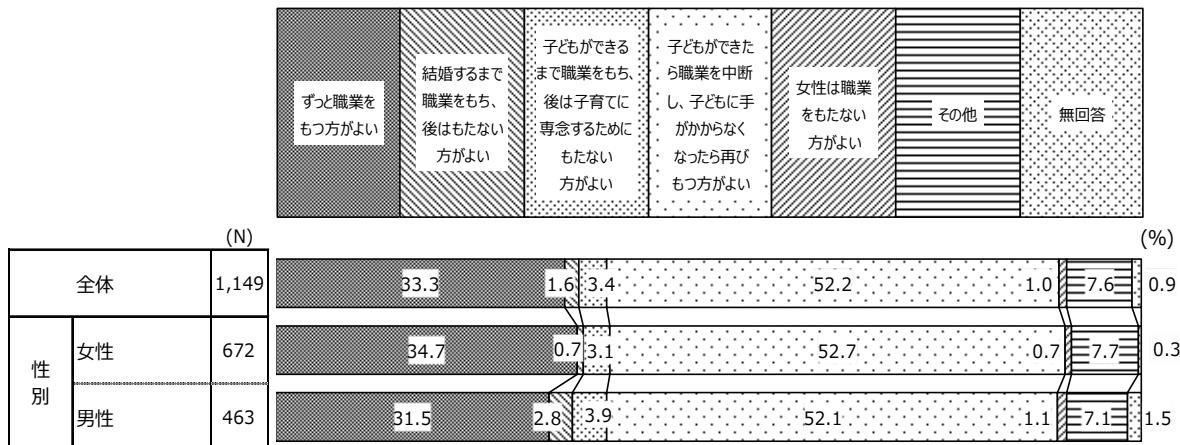
他方、高齢者人口（65歳以上）が継続して増加する中、県の「かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）」では“ダブルケア”問題が取り上げられています。これは、晩婚化・晩産化の進展に伴い、育児と介護の二つのケアが同時期に発生する現象を捉えたもので、女性に重い負担がかかっている状況が指摘されています。また、要支援・要介護の状況にある人は女性が多いことから、女性のみならず男性にとっても、今後介護の負担が増大する可能性が指摘されています。

こうした状況を踏まえ、介護休業・介護休暇の制度改革が適宜行われてはいますが、「市民意識調査」によると、こうした制度改革について、「知らなかった」が85.0%と極めて高く、「男女ともに育児・介護休業の取得が進まない理由」としては、『職場で不利益を受けるから』『経済的な保障がないから』『家族（特に女性）が面倒を見るべきだという社会通念があるから』が上位を占めています。行政・企業等はこうした制度へのきめ細かな周知啓発を図るとともに、性別でみると、『家族（特に女性）が面倒を見るべきだという社会通念があるから』においては、女性が男性よりも13.0ポイント高くなっていることから、ジェンダー平等の視点に立った相談体制の整備や各種サービスなどを充実させる必要があります。

◇M字カーブ◇

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴によるものであるとされています。

図表20 「女性が職業をもつこと」についての考え方

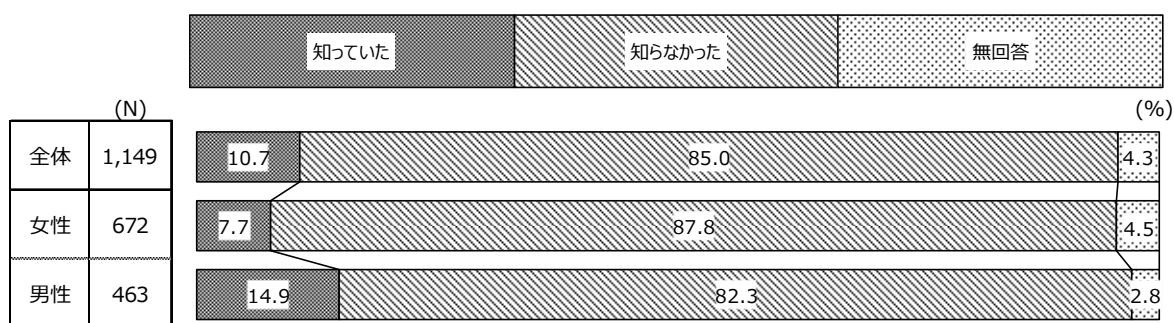


資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年(平成31年)3月〕

図表21 第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画
ライフステージごとの主な取組（抜粋）

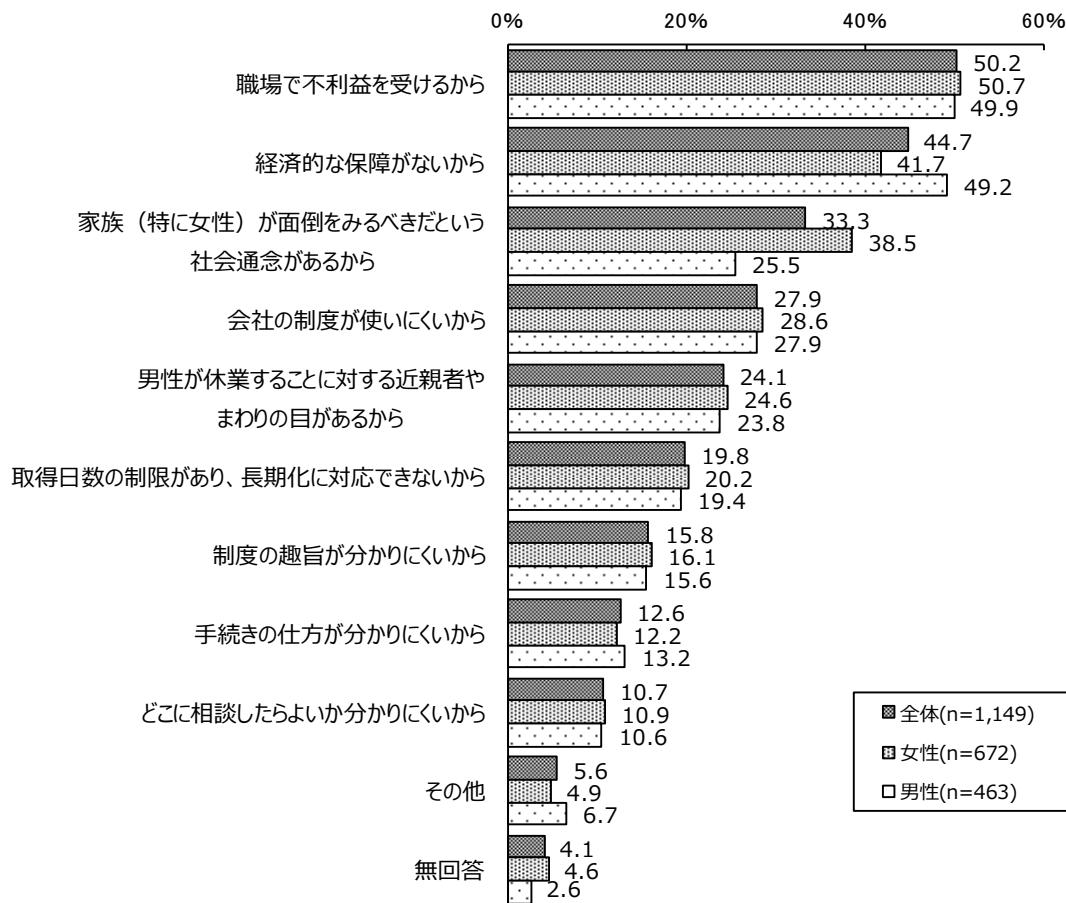
基本目標	妊娠期	乳幼児期	小・中学生	
子育て支援の充実	●子育て支援センター事業の充実 ●つどいの広場事業の充実 ●子育てふれあいコーナー事業の推進	●一時預かり事業の推進 ●ファミリー・サポート・センター事業 ●子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）		
		●保育コンシェルジュによる相談支援の充実 ●保育所等の計画的な整備や受入児童数の拡大 ●延長保育事業の充実 ●休日保育事業の実施 ●病児・病後児保育事業の推進 ●届出保育施設への支援 ●藤沢型認定保育施設への支援 ●幼児教育の振興 ●幼稚園における預かり保育の推進 ●幼稚園に対する認定こども園への移行支援	●放課後児童健全育成事業 ●放課後子ども教室推進事業 ●公民館での子ども開放事業の実施 ●学校体育施設開放の充実	
		●子育てに関する情報提供の充実 ●市民との協働による子育て支援ネットワークづくり	●公民館での子育て支援・親子の交流事業の実施 ●ブックスタート事業	
			●地域でのおはなし会の開催	
		●特定不妊治療費助成事業等の実施	●幼児教育・保育の無償化における保育料の負担軽減 ●藤沢型認定保育施設利用者への助成 ●幼児教育施設利用者への助成	●要保護準要保護児童生徒援助事業
			●小児医療費助成事業 ●児童手当など各種手当の支給	
		●男女平等意識の啓発 ●就労支援体制の充実 ●働きやすい環境づくりに向けた啓発	(再掲) ●保育所等の計画的な整備や受入児童数の拡大 ●ファミリー・サポート・センター事業 ●子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）	

図表 22 介護休業・介護休暇の制度改正の認知状況



資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年(平成31年)3月〕

図表 23 男女ともに育児・介護休業の取得が進まない理由



資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年(平成31年)3月〕

施策の方向性①多様なニーズに対応した子育て支援の充実

喫緊の課題である待機児童の解消をはじめとし、女性の社会進出や働き方が多様化していることを受けて、引き続き、延長保育や休日保育、一時預かり事業などの多様なニーズに対応した保育サービスを提供します。

また、地域における子ども・子育て支援サービスや保育・教育サービスを充実させるとともに、子育てネットワークづくりを進めます。

No.	取組の内容	主な担当課
35	乳幼児期の保育・教育の充実 待機児童の解消に向け、認可保育所や小規模保育事業の新設整備のほか、既存保育施設の活用などにより、保育の受け皿を確保するとともに、保護者の多様な保育ニーズへの対応として、延長保育事業や休日保育事業の実施のほか、藤沢型認定保育施設事業や幼稚園における預かり保育事業への支援、病児・病後児保育事業の推進等を行います。	● 子育て企画課 ● 保育課
36	発達に課題がある子どもの支援体制の充実 発達に心配のある児童及び障がいのある児童について相談・支援を行うほか、関係機関と連携し支援の充実を図ります。	● 子ども家庭課
37	地域における子育て支援の促進 地域の子育て支援の拠点である子育て支援センターを中心に、ファミリー・サポート・センター事業や子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）など、子育て家庭のライフスタイルに合わせた多様な支援を行います。また、地域に開かれた保育園として、さまざまな世代との交流事業を行い、地域での交流・連携を図るとともに、基幹保育所を中心に、子育てに関する相談等を行います。 子どもの居場所の充実として、放課後児童クラブや放課後子ども教室の拡充を図ります。	● 子育て企画課 ● 子ども家庭課 ● 保育課 ● 青少年課
38	小児に対する医療の充実 子育て家庭の経済的負担の軽減と小児の保健の向上と福祉の増進を図るため、各種医療費の助成を行います。	● 子育て給付課

施策の方向性②介護等への社会的支援

育児休業制度・介護休業制度について、広く事業主や労働者へ意識啓発と制度の普及を図るとともに、持続可能な働き方の実現をめざします。

No.	取組の内容	主な担当課
39	育児、介護休業制度の普及促進 情報紙等を通じ、育児休業制度・介護休業制度についての意識啓発と制度の普及を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 人権男女共同平和国際課 産業労働課
40	高齢者介護、障がい者介護に関するサービスの充実 要援護高齢者や障がい者などへの支援やその家族の負担軽減のため、各種福祉サービスの充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者支援課 障がい者支援課

topic

男女が共に生きる情報紙「かがやけ地球」より

「イクボス」、 知っていますか？



すっかり定着した感のある育児に積極的な男性「イクメン」ですが、「イクボス」という言葉を聞いたことはありますか？

育児中の「ボス(上司)」?

育児中の部下を持つ「ボス(上司)」?

いえいえ、そうではありません。

この言葉を積極的に推進しているNPO法人ファザーリング・ジャパンによると、「イクボス」とは、職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の両立）を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）のこと』。

働き方が多様化していくこれからの社会に必要な上司像、どうたっています。

この「イクボス」の定義で大切なのは、「サポート

役」だけではないところなのではないでしょうか。「応援しながら自らも仕事と私生活を楽しむことができる」。この部分こそ、最も大切にしたいところのように思えます。

いくら理解があっても、「部下の仕事を被って大変な上司」には、誰も憧れません。部下のために犠牲になるのではなく、自らも毎日を楽しんでいる。部下が上司に自らの将来を投影して、ああいう上司になりたい、と心から思える。そんなロールモデルを増やすことで、プラスの循環が生まれ、もっと働きやすく、前向きな職場となっていくことでしょう。

育児や家事、介護に積極的な男性を増やすためには、職場の理解が不可欠です。「イクメン」と「イクボス」が手を取り合い、両輪となって活躍することで、男女が共に家庭と仕事を両立しやすい社会に近づいて行くのではないでしょうか。

（廣松 記）

重点目標4 あらゆる暴力の根絶

配偶者等からの暴力(DV)をはじめ、虐待や性暴力といったさまざまな暴力は、重大な人権侵害であり、ジェンダー平等社会の実現を阻害するものであることから、あらゆる暴力を絶対しない、許さない社会づくりを進めます。

重点目標4を実現するための担い手の役割と方向性

市 民	お互いの人権を尊重し、やさしさや思いやりの心をもった人間関係づくりに努めるとともに、あらゆる暴力を絶対にしない、許さないという意識の醸成に努めます。
N P O ボランティア	多様な主体との連携に基づく地域活動を通して、あらゆる暴力の根絶に向けた環境づくりや意識啓発に努めるとともに、被害者の心のケアに向けた取組を推進します。
大 学	あらゆる暴力の根絶のためにその実態を解明するとともに、より効果的な社会対応策の提案に努めます。また、学生に対し、セクシュアルハラスメント、デートDVや性犯罪の防止に向けた予防教育の実施や意識啓発に努めます。
企 業	法令等を遵守し、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等を未然に防ぐことができるよう、社内体制の整備徹底を行います。
行 政	D Vやセクシュアルハラスメント等といったあらゆる暴力の防止に向け、周知啓発を図るとともに、関係機関と連携し、被害者の相談支援体制の拡充を図ります。

課題1 あらゆる暴力の根絶に向けた社会づくり

2001年（平成13年）の「DV防止法」の制定を受け、2007年（平成19年）には、これらの施策実施に関する基本的計画の策定が市町村の努力義務とされたことから、市では2013年（平成25年）3月に「ふじさわDV防止・被害者支援計画」を策定し、「ふじさわ男女共同参画プラン2020」の別冊として位置づけ、各種施策を進めてきました。

この間、社会では、DVに限らず、児童、高齢者、障がい者への虐待や、職場や学校におけるセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、あるいは、外国につながりのある人に対するヘイトスピーチ、性犯罪やストーカー、S N S 上での誹謗中傷など、さまざまな暴力が身近に存在しています。重点目標1でも述べたように、昨今では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、感染者や医療従事者とその家族などに対する不当な差別や偏見、誹謗中傷、いじめといった問題や、家庭内における虐待やDVの増加が大きな問題となっています。

暴力には、身体的なもの、精神的なもの、性的なものなどさまざまな形態があり、これらの暴力は単独で発生することもありますが、多くは何種類かの暴力が重なって生じる、あるいは、一つの行為が複数の形態に該当する場合があるとされています。

暴力は重大な人権侵害であり、社会全体で取り組んでいかなければならない問題ですが、今後、ジェンダー平等社会を実現していくためには、あらゆる暴力を容認しない社会づくりとそれを支える人々、とりわけ次世代を担う子ども・青少年といった若年層からの教育が重要となります。

施策の方向性①暴力を容認しない社会づくり

暴力の発生を予防し、根絶するため、啓発活動やジェンダー平等に基づく教育の推進を図るとともに、関係機関と連携し、被害の早期発見を促進します。

No.	取組の内容	主な担当課
41	あらゆる暴力防止のための周知啓発 「女性に対する暴力をなくす運動」や「児童虐待防止推進月間」等の各種機会や講演会の開催等を通じ、意識の向上を図るとともに、相談窓口の周知を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権男女共同平和国際課 ● 子ども家庭課
42	被害の早期発見の促進 警察及び医療機関や地域に密着した民生委員児童委員等をはじめ、関係機関との連携を図り、被害の早期発見を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権男女共同平和国際課 ● 生活援護課 ● 地域共生社会推進室 ● 高齢者支援課 ● 障がい者支援課 ● 教育指導課 ● 子ども家庭課
43	子ども・青少年に対する暴力を認めない社会づくりへの理解促進 暴力は絶対に許されないということに気づけるよう、また、感情を上手にコントロールできるよう、子ども・青少年の発達段階に応じた教育の充実と継続的実施を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権男女共同平和国際課 ● 保育課 ● 青少年課 ● 教育指導課

◊ デートDV ◊

交際中の恋人同士の間で起こる暴力のことです。身体への暴力だけでなく、相手を自分の思い通りに動かすための手段として、無視する（心理的暴力）、お金をみつがせる（経済的暴力）、性交渉を強制する（性的暴力）、友だち関係や行動を制限・監視する（社会的暴力）など、さまざまな暴力があります。二人のよりよい関係のために、「決して暴力をふるわない」「“自分らしさ”を大切にする」「相手のことも尊重する」ことが大切です。

藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町では、広域で連携し、若年層に向け、デートDV防止のための周知・啓発に取り組んでいます。



デートDV（ドメスティックバイオレンス）とは、交際中の恋人同士の間で起こる暴力のことです。
恋愛関係に巻き込まれたときに相手の態度が急に変化して、心配したり、驚いたり、暴力があるったり…。
デートDVについて知り、並んで立ち止まることをあなたも一緒にできることをめざします。

藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町
実行 湘南広域都市行政協議会（2市1町人権・男女共同参画連携推進会議）
この手帳は、お子様と一緒に「スマートフォン」の操作ができるようになっています。

湘南広域都市行政協議会（2市1町人権・男女共同参画連携推進会議）リーフレット
〔2020年（令和2年）9月〕

課題2 DV（ドメスティック・バイオレンス）の根絶

「多くの女性や女児にとって最も安全であるべき場所の家庭内で暴力の脅威にさらされています。すべての政府に新型コロナウイルス感染症の応急措置として女性に対する暴力の防止と救済を要請します。」との国連事務総長のメッセージ〔2020年（令和2年）4月〕からもわかるように、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出制限等を受け、最も深刻化した問題としてDVの増加が挙げられます。

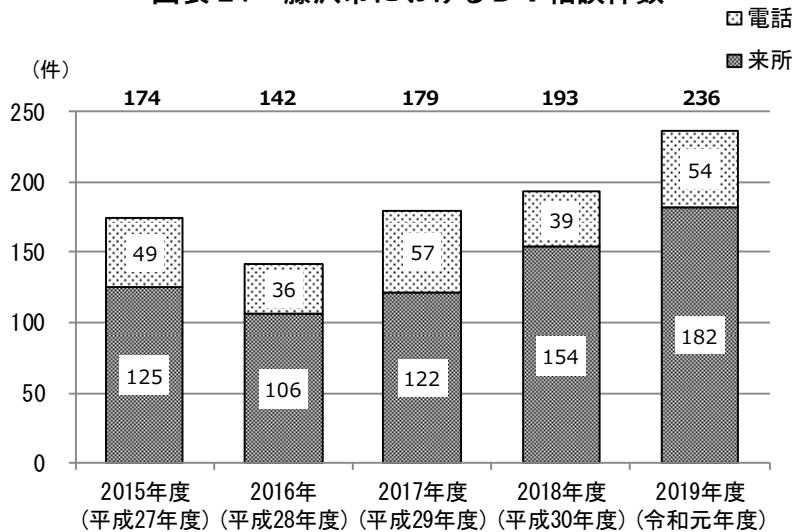
こうした急激な社会の変化に限らず、男女の経済力の格差や社会的地位の差などの社会構造に起因し、結果として暴力を受忍しなければならない環境におかれてしまう多くの事例があります。

「市民意識調査」では、配偶者・恋人間で暴力を振るった、または振るわれた経験について、「振るったことがある」「振るわれたことがある」のいずれについても、その内容として『殴るふり、怒鳴るなど脅す』『何を言っても無視する』が高くなっています、「見聞きしたことがある」においては、『交友関係や電話・SNSなどを細かく監視する』が比較的高くなっています。全体として、『医師の治療が必要となるほどの暴力』や『命の危険を感じるほどの暴力』は低い数値を示していますが、「自分のまわりにはいないと思う」が高い割合を示していることとも関連し、現実にはさまざまな形の暴力が潜在化していることや、身体と心に深い傷を負った人が、声を上げにくい、助けを求めにくい状況にあることも考慮に入れる必要があります。

また、児童虐待の背景には、DVが潜むことが多いことを踏まえ、被害者の適切な保護が行われるよう、「DV防止法」の改正により、児童相談所と配偶者暴力相談支援センターの連携強化が明記されました。

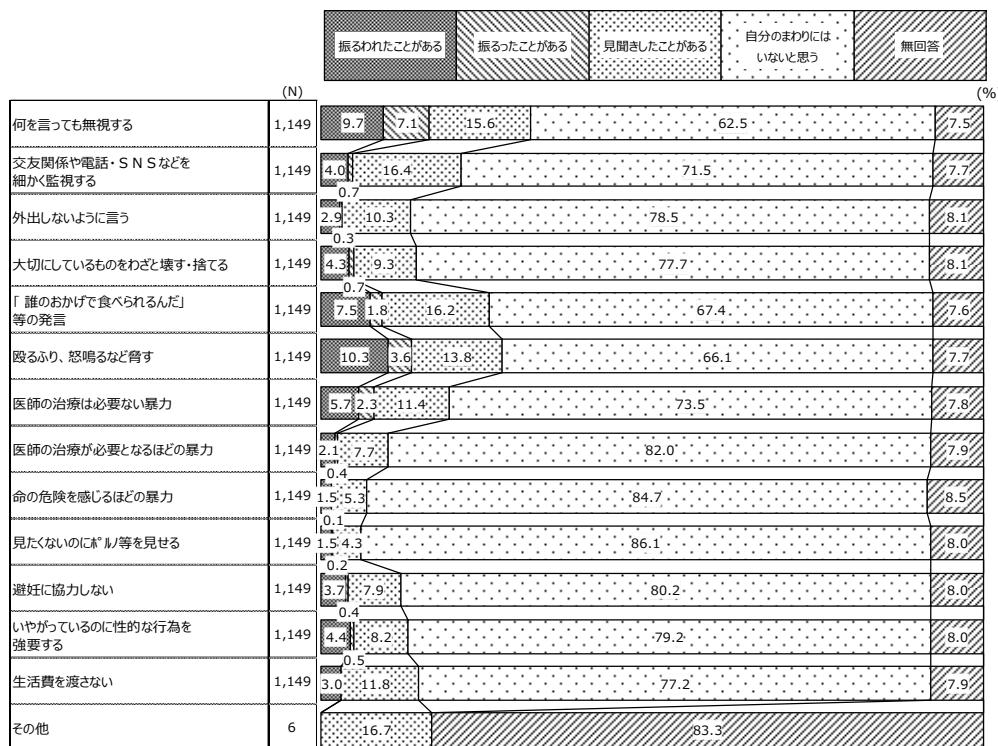
相談機能の整備・充実や関係機関との連携強化に向け、引き続き、社会状況を踏まえた、柔軟かつきめ細かな取組を推進する必要があります。

図表24 藤沢市におけるDV相談件数



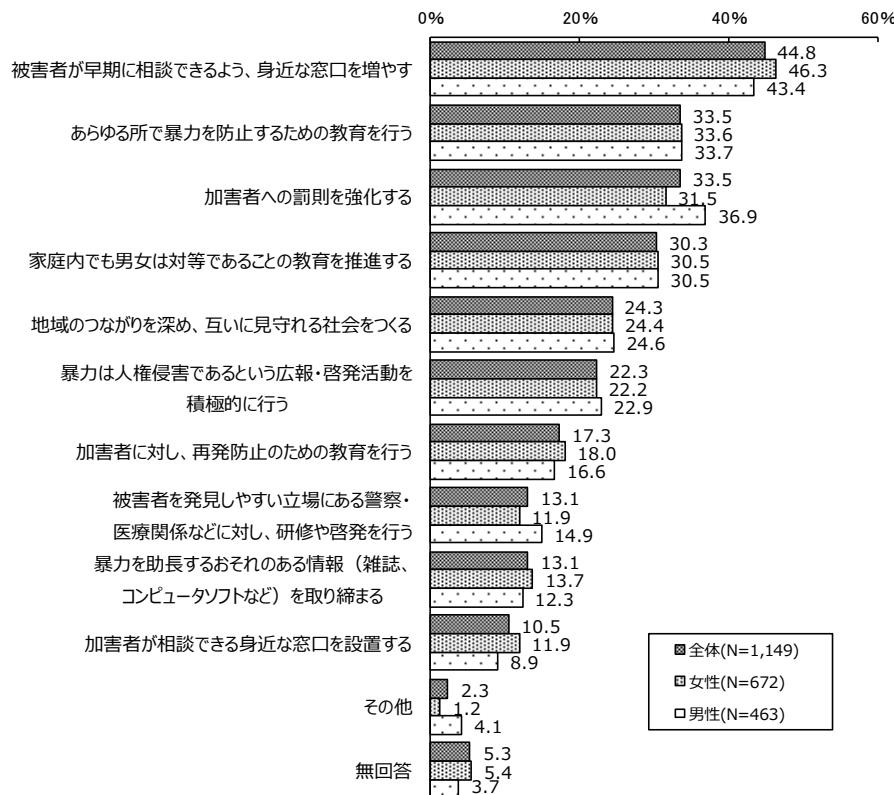
資料：藤沢市 福祉健康部（現：福祉部）生活援護課調べ

図表 25 配偶者・恋愛での暴力に関する経験



資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年(平成31年)3月〕

図表 26 DVを防ぐために重要なこと



資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年(平成31年)3月〕

施策の方向性①安心・安全な保護体制づくり

DVに関する相談内容が複雑化・長期化する中、DV被害者のさまざまな状況に応じた相談体制の整備・充実を推進します。

緊急に保護を必要とするケースの増加を踏まえ、DV被害者が安心して保護を受けることができるよう、迅速かつ広域的な対応を図ります。また、DV被害者の子どもへの支援を行います。

No.	取組の内容	主な担当課
44	相談機能の整備・充実 各相談窓口でDVに関する内容があったときには、連携して的確かつ迅速な対応を図ります。また、男性被害者からの相談窓口について周知を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活援護課 ● 地域共生社会推進室 ● 高齢者支援課 ● 子ども家庭課 ● 市民相談情報課
45	相談時におけるプライバシーの保護と安全の確保 DV被害者に関する情報の保護と管理を徹底し、プライバシーの保護に努めるとともに、関係各課及び各相談窓口の連携を強化することにより、DV被害者の安全を確保します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活援護課 ● 市民窓口センター ● 市民相談情報課 ● 子ども家庭課 ● 地域共生社会推進室 ● 高齢者支援課
46	一時保護、安全の確保に向けた支援 緊急に保護を要するDV被害者の一時保護について、広域的対応を図るため、神奈川県配偶者暴力相談支援センター等との連携を強化します。また、DV被害者の安全を確保するため、状況に応じて同行支援を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活援護課
47	DV被害者の子どもへの支援 DVを身近に見てきた子どもは、心理的な影響をはじめ、健康面、教育面といった点でさまざまな影響を受けることから、関係各課及び児童相談所と連携し、心理的なケアの充実を図るとともに、子どもの就学・保育等に関する手続き及び必要な情報提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども家庭課 ● 健康づくり課 ● 保育課 ● 学務保健課
48	推進体制の充実 警察及び県をはじめ、より充実した支援を行うことができるよう民間団体等の関係機関との協力・連携強化を図ります。また、府内における連携の強化として、府内連絡会議（府内DV対応ネットワーク会議）の開催や関係各課における職員の適切な対応に向けたDV対応マニュアルの作成や研修を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権男女共同平和国際課 ● 生活援護課

施策の方向性②被害者への自立支援

DV被害者がこれまでの生活の場を離れ、新たな場所で自立した生活を送ることができるよう支援を行います。

No.	取組の内容	主な担当課
49	住まい、就労などの経済的支援 DV被害者の住まいの確保、状況に応じた就労など経済的支援を行うとともに、住民基本台帳、健康保険など各種制度を活用した切れ目ない支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活援護課 ● 子育て給付課 ● 住宅政策課 ● 市民窓口センター ● 税制課 ● 保険年金課 ● 選挙管理委員会事務局

topic

男女が共に生きる情報紙「かがやけ地球」より

性暴力って若い女性だけが被害に遭うんでしょう?

違います。乳幼児から高齢者まですべての年代の人が男女を問わず被害に遭っています。

女性の挑発的な服装や行動が誘引となるんじゃないのかな。

被害者の多くは特に挑発的な服装や行動をしているわけではありません。むしろ加害者は「おとなしそうだ」とみて地味な服装を狙うことがあります。

被害者が抵抗すれば被害に遭わずにすんだのではないかしら。

被害者は恐怖のあまり声をあげることすらできないことが多いのです。命の危険を感じるとき、抵抗することは容易ではありません。また、何をされているのか被害者が理解できないというケースもあります。

加害者は見知らぬ人だろう。

加害者の多くは顔見知りであるという調査結果があります。

ほとんどの強姦(性加害)は衝動的なものだから…

多くの加害者は被害者の行動を見張り、後をつけたり、人に見つかりにくい場所を事前に探したりしています。

吹き出しのつぶやきは、「レイブ神話」と呼ばれるものだ。ここで言う「神話」とは、実体は明らかでないのに長い間人々によって絶対のものと信じこまれてきた事柄ということを意味している。性暴力被害にまつわる勝手な思い込みや偏見である「レイブ神話」は、まるで常識であるかのように、人々の意識にいつの間にか刷り込まれているようだ。

自らが好んで、もしくは個性の表れとして身に着けた服装が性犯罪の原因であるとみなされる被害者の苦しみは察するに余りある。身じろぐこともできないほどの恐怖にあったのに抵抗しなかったと糾弾されるのはなんと絶望的なことだろうか。心身ともに傷つけられた上、「レイブ神話」により世間からも被害者は責められ、裁かれ、二重三重に傷つけられる。まさに「セカンドレイブ(二次被害)」であり、こうした性暴力被害は長期間にわたって被害者の心身や生活に深刻な影響を及ぼす。

性犯罪を正当化する理由などありはしない。悪いのは加害者であり、被害者に犯罪の責任があろうはずもないことは神話にせずとも自明である。

(鈴木 記)

課題3 ハラスメントと虐待の根絶

パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント（スクールセクハラ含む）等のさまざまなハラスメントは、職場や学校等においては、働く人や学ぶ人が能力を十分に發揮し、成長することの妨げになることはもちろん、人権の観点からも、個人の尊厳や人格を不适当に傷つけるものであり、決して許されるものではありません。

企業にパワーハラスメント防止対策を義務付けた改正労働施策総合推進法などが、2020年（令和2年）6月に施行されましたが、この中で、パワーハラスメントとは「優越的な関係を背景とした言動であり、業務上必要かつ相当な範囲を超えたもので労働者の就業環境が害されるもの」と定義しています。また、指針では、何がパワーハラスメントに該当するかについて、身体的な攻撃や精神的な攻撃、人間関係の切り離しなど6類型に分けて事例を示すとともに、相談体制の整備や被害を受けた人へのケアや再発防止等について規定しています。

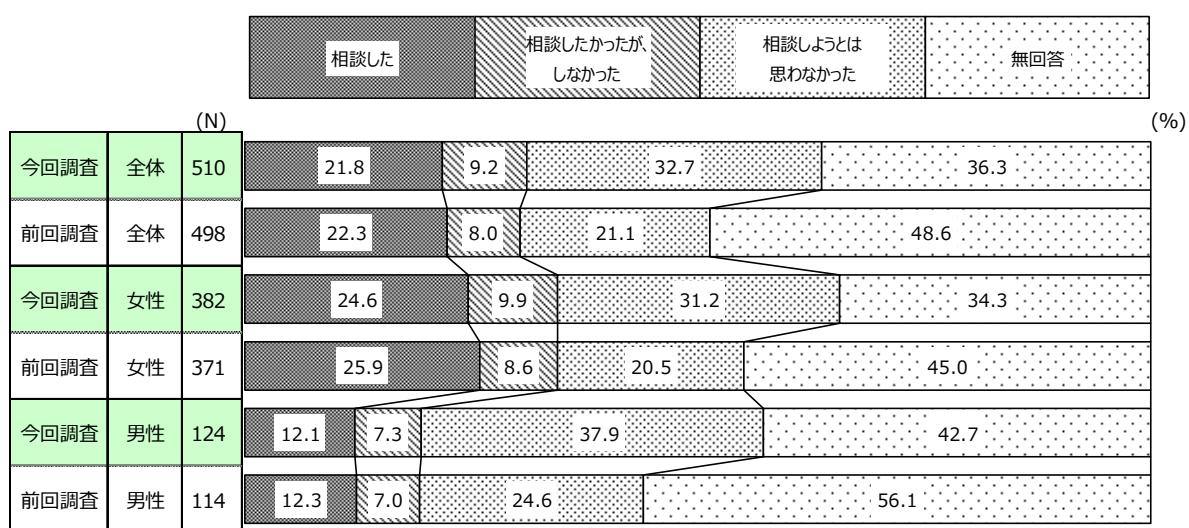
「市民意識調査」では、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等の被害経験がある人のうち、「相談した」人は21.8%、「相談したかったが、しなかった」人は9.2%、「相談しようとは思わなかった」人が32.7%となっており、「前回調査」と比較すると、全体では「相談しようとは思わなかった」が11.6ポイント増加しており、女性で10.7ポイント、男性で13.3ポイントの増加となっています。また、「相談しなかった」理由として、『相談するほどのことではないと思ったから』『相談しても無駄だと思ったから』が多く、『自分さえ我慢すれば、このままやっていけると思ったから』『自分にも悪いところがあると思ったから』などが続いているが、暴力を暴力であると認識できない・させない状況を改善する必要があります。

また、虐待については、児童、高齢者、障がい者など、こうした人々への虐待を未然に防ぐため、早期発見と迅速な対応、適切な支援に向け、引き続き、関係機関との連携強化に取り組む必要があります。

性犯罪・性暴力の防止も極めて重大な問題です。性暴力を告発したり、被害者に寄り添う立場を表明したりする#MeToo運動や性暴力根絶を訴えるフラワーデモなどを通じ、被害が可視化されつつあるとも言われますが、性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすとともに、声を上げた人が新たな差別や誹謗中傷等にさらされるなど、深刻化・複雑化し、解決を困難にしている現実があります。

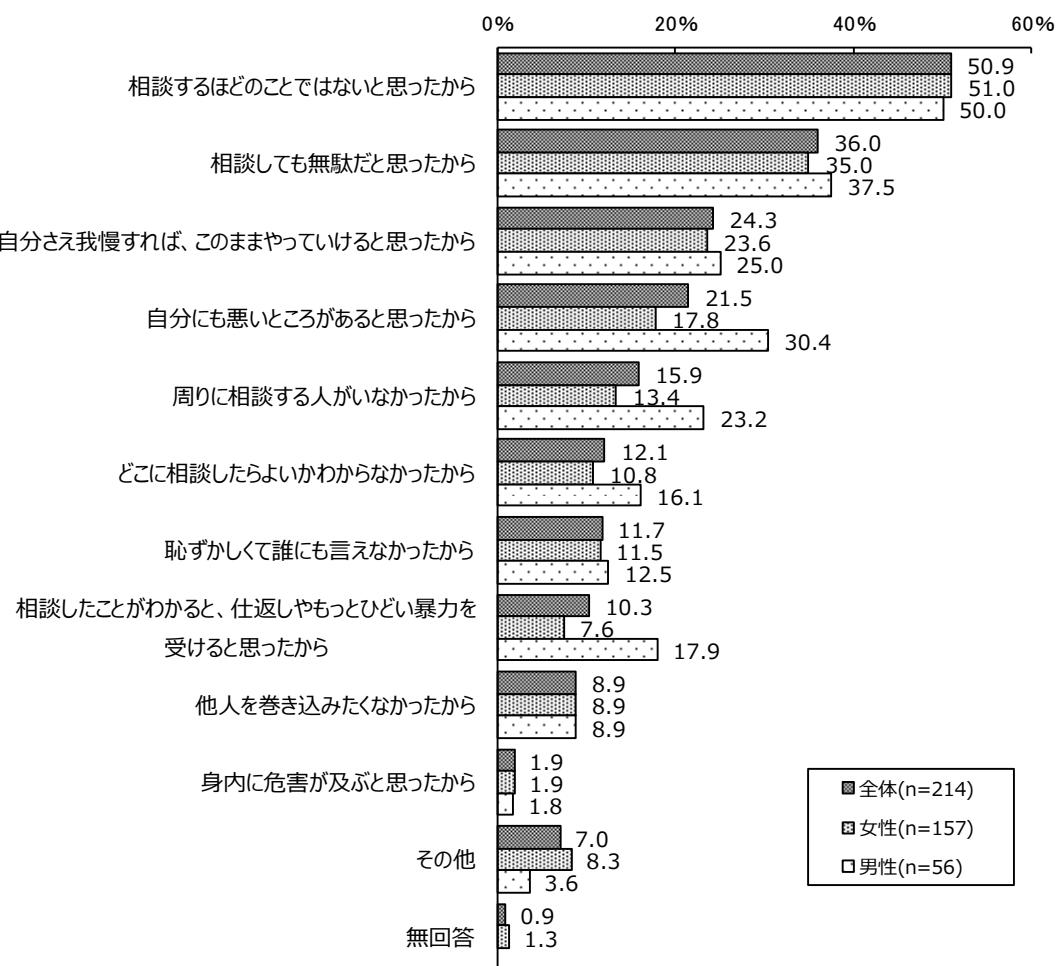
「市民意識調査」では、メディアにおける性表現・暴力表現について、『女性の性的側面を過度に強調するなど、行き過ぎた表現が目立つ』を性別・年代別でみた場合、「思わない」と「あまり思わない」の合計が、女性20代（54.0%）、男性の20代から40代で、それぞれ46.4%、50.0%、48.0%で5割前後と高くなっています。『女性に対する犯罪を助長する恐れがある』においても、同様の傾向が見られることが懸念されます。児童への性的虐待、JKビジネスといった性犯罪・性暴力における低年齢化の問題等も踏まえ、幼少期を含めた青少年や若年層への意識啓発が重要です。

図表27 セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等の被害を受けた際の相談の有無



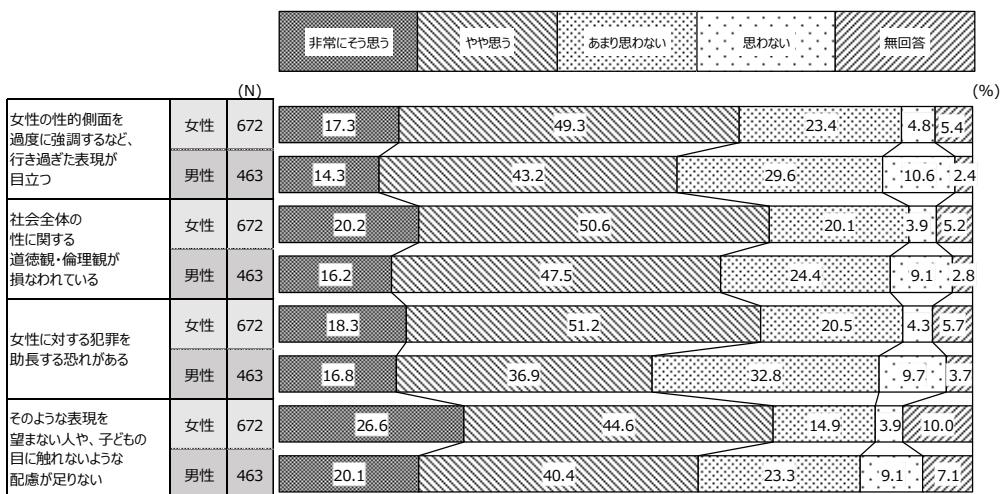
資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年(平成31年)3月〕

図表28 相談しなかった理由



資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年(平成31年)3月〕

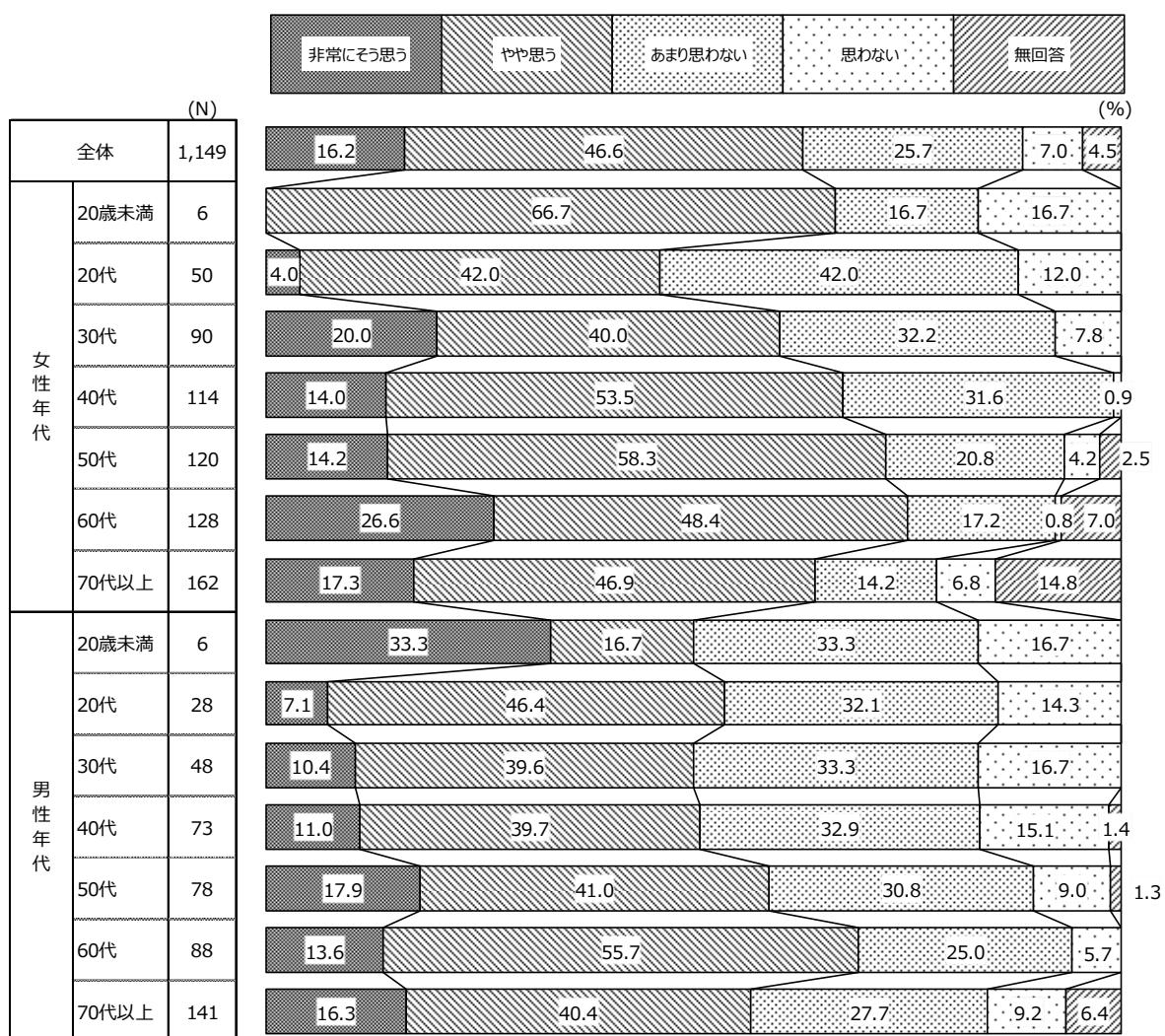
図表 29 メディアにおける性表現・暴力表現についての考え方



資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年(平成31年)3月〕

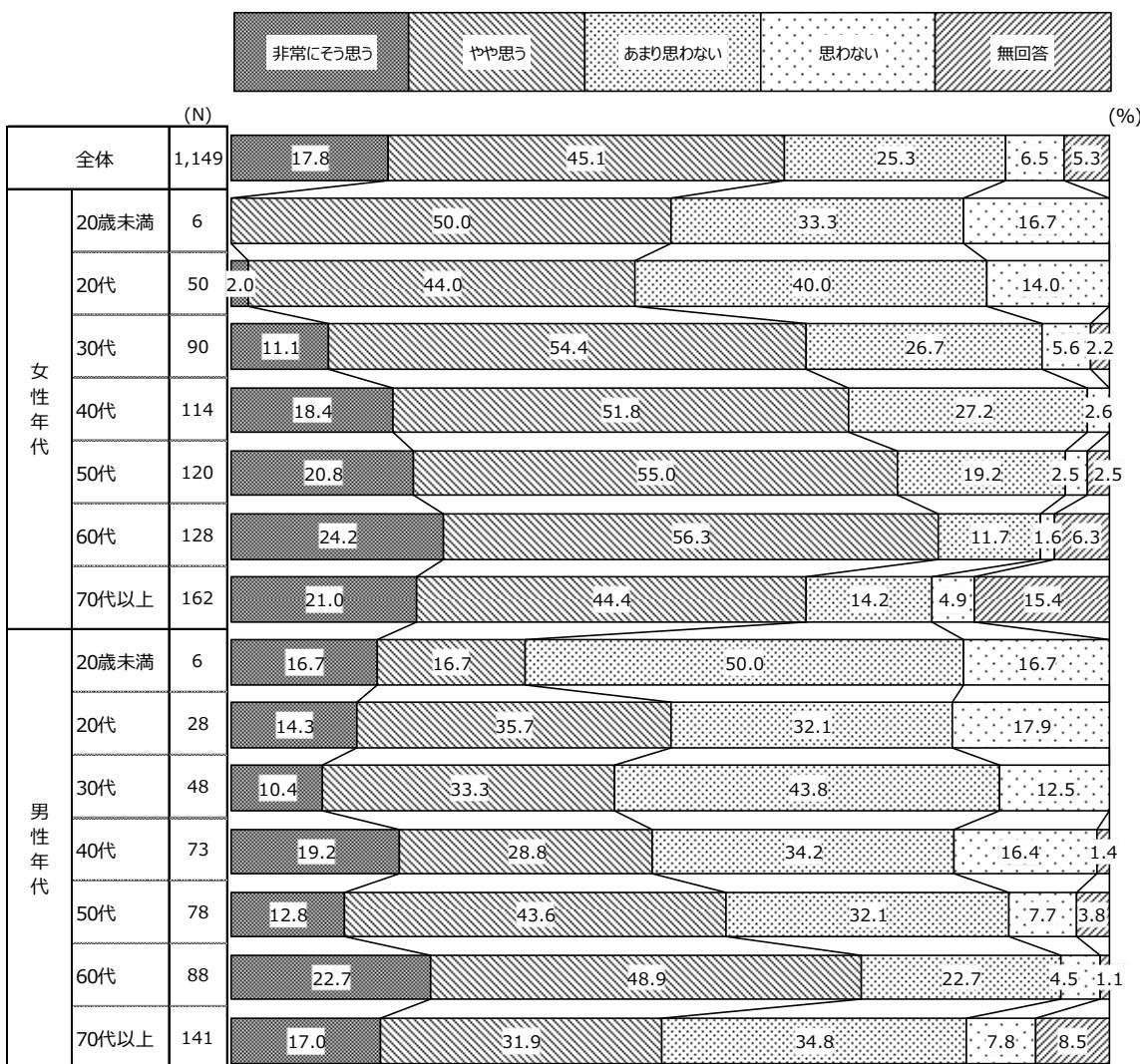
図表 30 メディアにおける性表現・暴力表現についての考え方

<女性の性的側面を過度に強調するなど、行き過ぎた表現が目立つ>



資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年(平成31年)3月〕

図表31 メディアにおける性表現・暴力表現についての考え方
<女性に対する犯罪を助長する恐れがある>



資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年(平成31年)3月〕

施策の方向性①ハラスメントと虐待の防止

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等の防止に向けて、意識啓発と相談窓口の整備・充実を推進します。

また、児童、高齢者、障がい者への虐待防止に向け、虐待の早期発見、迅速な対応、適切な支援に向け、情報提供や相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化します。

No.	取組の内容	主な担当課
50	<p>セクシュアルハラスメントや虐待の防止に向けた意識啓発・相談の充実</p> <p>セクシュアルハラスメント防止週間等さまざまな機会を捉えた周知・啓発を図るとともに、相談支援体制を強化します。また、市内相談支援事業所職員、その他事業所職員、保護者、行政職員に向けた虐待防止研修を実施するとともに、ネットワークの構築や障がい者虐待防止センターの運営等を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権男女共同平和国際課 ● 職員課 ● 産業労働課 ● 子ども家庭課 ● 高齢者支援課 ● 障がい者支援課 ● 教育指導課

施策の方向性②性犯罪などの防止

性犯罪などの暴力を容認しない社会づくりのための啓発活動を進めるとともに、ジェンダー平等の視点に立った若年層からの教育を推進していきます。

また、性の商品化の防止に向けて、意識啓発や情報提供を行います。

No.	取組の内容	主な担当課
51	<p>性犯罪・ストーカーなどの防止に向けた意識啓発</p> <p>性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為などの暴力は「犯罪」であるという意識を広め、その発生を予防・根絶するため、関係機関と連携して啓発を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権男女共同平和国際課 ● 保育課 ● 青少年課 ● 教育指導課
52	<p>メディアにおける性表現・暴力表現の防止、性の商品化の防止</p> <p>女性を含むあらゆる人を人格から切り離したモノとする性表現・暴力表現や性の商品化を防止するため、青少年のための社会環境浄化活動と非行防止活動を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権男女共同平和国際課 ● 青少年課 ● 教育指導課

重点目標5 多様な性を尊重する社会づくり

性的指向、性自認などを理由に悩み、生活のしづらさを感じているセクシュアルマイノリティ（性的少数者）の人々がその個性と能力を十分に発揮できるよう、家庭、地域社会、職場等での理解と支援の促進を図ります。

重点目標5を実現するための担い手の役割と方向性

市 民	性の多様性に対する正しい理解と認識を持つとともに、差別や偏見のない社会づくりに努めます。
N P O ボランティア	多様な主体との連携に基づく地域活動を通して、セクシュアルマイノリティの支援に向けた取組を推進します。
大 学	セクシュアルマイノリティについて、正しい情報発信を行い、より効果的な社会対応策の提案に努めます。また、セクシュアルマイノリティの学生への適切な対応と配慮に努めます。
企 業	セクシュアルマイノリティの人々が就労等で不当な差別や偏見を受けることがないよう、支援・相談体制の充実を図るとともに、職場における意識啓発に努めます。
行 政	県及び他の自治体や人権関連団体等と連携し、性の多様性についての意識啓発に努めるとともに、性の多様性を尊重した施策について検討・導入を進めます。

課題1 性の多様性への理解と支援

“共生社会の実現をめざす誰一人取り残さないまち（インクルーシブ藤沢）”の視点に基づき、誰もが多様な分野に参画し、互いに認め育て合う社会の実現には、性の多様性、いわゆるセクシュアルマイノリティ（性的少数者）への理解と支援が欠かせません。

「市民意識調査」では、「セクシュアルマイノリティ（またはL G B T等）ということばの認知状況」は、全体で82.9%となっており、年代別でみると、20代から60代の認知度は9割程度と極めて高くなっていますが、「セクシュアルマイノリティの人にとって生活しづらい社会だと思うか」（22ページ）という点については、偏見や差別などにより、生活しづらい社会だと思う人（「思う」と「どちらかといえば思う」の合計）は、全体の76.8%を占めており、年代別でみると、20代から60代で8割以上となっています。また、「身体・心の性、性的指向に悩んだり、身近で悩んでいる人がいた経験」では、「自分が悩んだことがある」「知人や家族が悩んでいたことがある」について、20代・30代で高くなっています。

セクシュアルマイノリティについては「藤沢市人権施策推進指針」〔2016年（平成28年）3月改定〕においても、理解が進んでいない人権課題の一つとして挙げられており、その理由として、家庭、地域社会、職場等での学習機会が少ないことが大きな要因として指摘されていますが（23ページ）、中でも、学校教育の場において、

自らの性について悩み苦しみ、自己肯定感を持てず、本来の自分の姿を出せずにいる子どもへの対応、配慮は極めて重要です。

また、職場においては、「労働施策総合推進法」の改正により、性的指向や性自認に関する侮辱的な言動としての「SOGIハラスメント」や、働く人の性的指向・性自認などを本人の了解を得ずに第三者に暴露する「アウティング」といった行為はパワーハラスメントに該当することが明確にされ、企業等にはそれらを防止する義務があることが定められました。

他方、市では、東京2020オリンピック競技大会に向け、まちの魅力創出に取り組んでいますが、スポーツとセクシュアルマイノリティをめぐる現状もクローズアップされてきています。セクシュアルマイノリティの人にとって、更衣室やトイレといった施設利用、ユニフォームの着用、コーチや監督といった指導者からの差別的な発言に直面するなどの課題が指摘されていますが、施設利用等に関しては、今後、地域や学校、職場等のさまざまな場面において適切な対応を図っていく必要があります。

◊ SOGI ◊ ~LGBTからSOGIへ~

恋愛感情などが、どの性別に向いているかを示す性的指向 (Sexual Orientation) と自分の性別をどのように認識しているかを示す性自認 (Gender Identity) の頭文字をとったことば。LGBTが“人”を示すことばであるのに対し、SOGIはすべての人に関係するものであることから“SOGIの当事者”という表現はなく、誰もが当事者としてその生き方やあり方を示す概念とされています。

“共生社会の実現をめざす誰一人取り残さないまち（インクルーシブ藤沢）”の実現に向け、このSOGIの概念を基盤とした施策の推進が必要です。

藤沢市パートナーシップ宣誓制度

2021年(令和3年)
4月1日スタート

藤沢市パートナーシップ宣誓制度とは

セクシュアルマイノリティや異性の方など、同性・異性を問わず、パートナーシップのあるお二人が互いを人生的パートナーであることを宣誓し、宣言したことに対して、藤沢市が「パートナーシップ宣誓書受領証」等を交付する制度です。

この制度は、婚姻制度とは異なり、法律上の効力(相続、税金の控除など)が生じるものではありませんが、周囲の方の理解を得られることによる心のやさしさや生活を少しでも軽減し、お二人の自分らしい生き方に寄り添うことを目的としています。

パートナーシップとは

互いを人生のパートナーとして相互に協力し合いながら既婚的な共同生活を行うことを約した二人の関係をいいます。

市民・事業者の皆様へ

多様性への理解が進み、差別や偏見のない、自分らしい生き方ができる社会の実現をめざすことは、すべての人にとって意義のあることです。

制度の趣旨をご理解いただき、本制度を活用できる範囲が増えますよう、ご協力ををお願いします。

パートナーシップ宣誓の手続き

宣誓される方は、次の要件をすべて満たす必要があります。

- ①成年であること。
- ②双方が市民、または一方が市民で、他方が3か月以内に区内に転入予定であること。
- ③既婚、結婚していないこと。
- ④既婚、他の人とパートナーシップにないこと。
- ⑤民法で規定する婚姻できない既婚(近親者等)でないこと。

宣誓に必要な書類

- ①住民票の写し(3か月以内に発行されたもの)
- ②結婚をしていないことが確認できる書類
 - ・戸籍謄本(事実認定印(印鑑抄本)等)
 - ・本籍地で3か月以内に発行されたもの)
- ③本人確認書類
 - (マイナンバーカード、運転免許証、旅券等、顔写真付きの官公署等が発行した有効期限内のもの)

●市民センター・公民館では宣誓できません。
●プライバシー保護のため、個室を希望される場合はご相談ください。

宣誓の流れ

- 1 宣誓日の予約
- 2 パートナーシップ宣誓書の提出
- 3 宣誓書受領証等の交付

宣誓書受領証の提出(提出の際の用意事項)

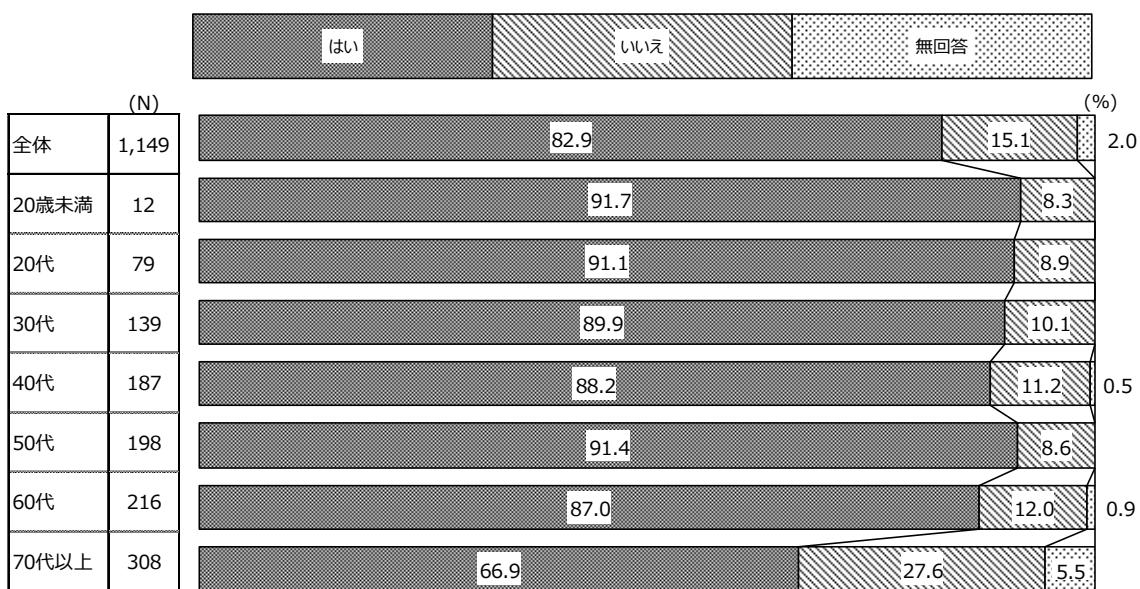
- ①宣誓書受領証(提出の際の用意事項)
- ②本人の写真(写真の上部に「(印鑑)」、トランジンジャー(「身体の性」)と「この性の性」が記載せられたもの)
- ③性別カッピング(性別を示す記号)
- ④性別カッピング(性別を示す記号)
- ⑤パートナーに万が一のことがあっても連絡として登録する

予約・問い合わせ先

藤沢市企画政策部人権男女共同平和課 (2021年(令和3年)4月1日から、前の名称は人権男女共同平和課になります。)
TEL 0466(50)35011(直通) FAX 0466(50)8436 MAIL f-jinkendonyo@city.fujisawa.lg.jp

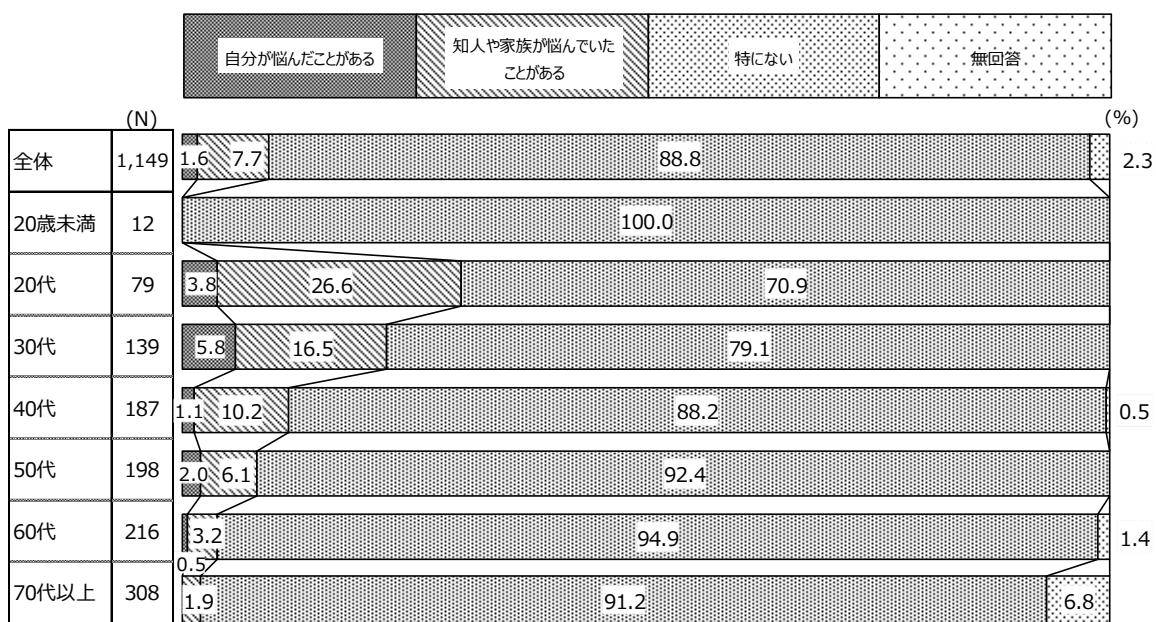
資料：藤沢市パートナーシップ宣誓制度 リーフレット [2021年(令和3年)3月]

図表32 セクシュアルマイノリティ（またはLGBT等）ということばの認知状況



資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年(平成31年)3月〕

図表33 身体・心の性、性的指向に悩んだり、身近で悩んでいる人がいた経験



資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年(平成31年)3月〕

施策の方向性①セクシュアルマイノリティ（性的少数者）に対する理解の促進

さまざまな機会を利用して、性的指向や性自認に対する正しい認識が深まるよう、関係機関と連携し、啓発活動を進めます。

No.	取組の内容	主な担当課
53	差別や偏見をなくすための啓発や研修の実施 家庭、地域社会、職場といったさまざまな場で、セクシュアルマイノリティに対する差別や偏見に基づくいじめや嫌がらせなどが生じないよう、啓発活動や研修を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権男女共同平和国際課 ● 職員課 ● 産業労働課 ● 生涯学習総務課・公民館
54	子ども・青少年に対する心身の発育・発達と性に関わる教育の推進 ジェンダー平等の視点から、子ども・青少年の発達段階に応じた心身の発育・発達と性に関わる教育を継続的に推進します。また、性的指向・性自認に係る児童生徒に対し、関係機関と連携した支援体制を構築し、きめ細かな対応を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育課 ● 青少年課 ● 教育指導課

施策の方向性②セクシュアルマイノリティ（性的少数者）に対する支援

相談窓口の情報提供を行うとともに、国、県及び他の自治体や人権関連団体等と連携し、支援につなげます。また、生きづらさを抱えるセクシュアルマイノリティの人々が自分らしい生き方ができるよう、性の多様性を尊重した施策についての検討を進めます。

No.	取組の内容	主な担当課
55	セクシュアルマイノリティの支援に向けた制度の検討・導入 セクシュアルマイノリティの人々が日常生活において感じる困難や不安を解消するため、「パートナーシップ宣誓制度」など行政手続きやさまざまな場面における支援のあり方について検討・導入を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権男女共同平和国際課
56	関係機関との連携強化 セクシュアルマイノリティの支援充実に向け、人権関連団体等をはじめとする多様な主体への働きかけと連携強化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権男女共同平和国際課

重点目標6 誰もが安心して暮らせる社会づくり

人口減少と少子高齢化が進行する中、社会のさまざまな場面で、困難な状況にある人々が安心して暮らせるよう支援を図るとともに、“人生100年時代”において、誰もが生涯を健やかに暮らせるよう心身の健康づくりを推進します。

重点目標6を実現するための担い手の役割と方向性

市民	さまざまな啓発イベント等に積極的に参加し、ライフステージごとの健康課題に応じた、望ましい食生活と健康づくりに努めます。
NPO ボランティア	市民が日常から健康づくりに取り組めるよう、さまざまな啓発イベントの機会づくり・交流づくりに努めます。
大学	さまざまな年代の人の心身の健康のために、実証実験等先駆的な役割を果たし、その成果を地域社会へ還元することに努めます。また、学生をはじめとする若年層に向けた健康づくりへの正しい理解促進に努めます。
企業	働く人の健康に配慮した職場づくりを推進します。また、ひとり親、高齢者、障がい者の自立のための社会的活動を支援するとともに、就労支援や雇用の促進に努めます。
行政	市民一人ひとりのライフステージに合わせた健康づくりの推進と援助が必要な人々への支援と自立の促進を図ります。

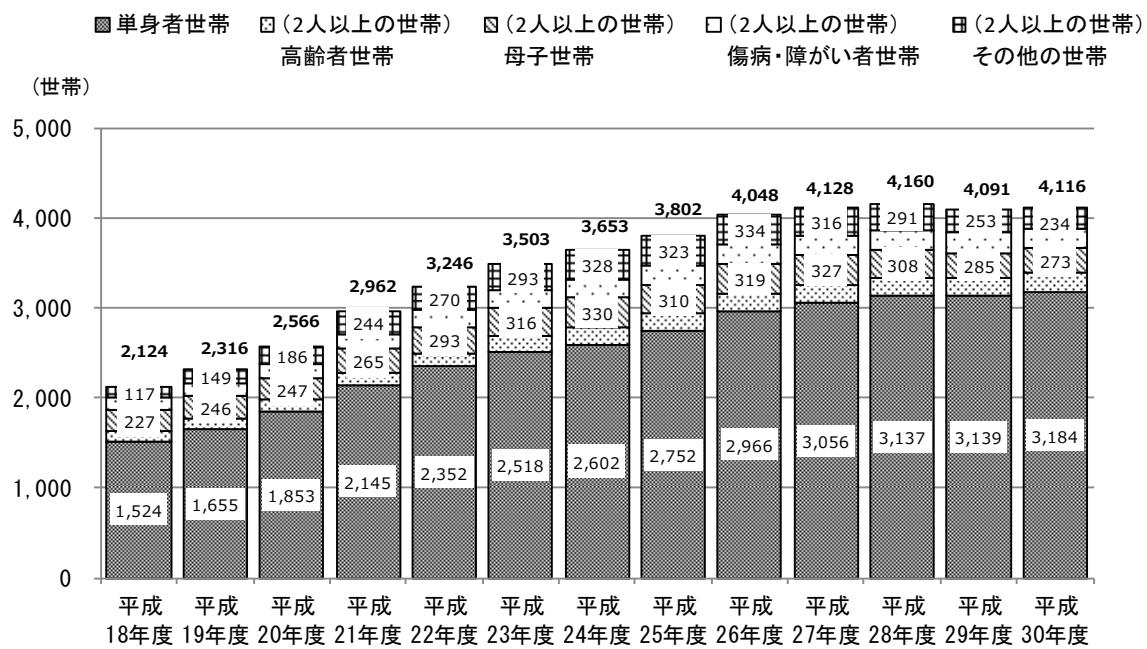
課題1 さまざまな困難を抱える人々への支援と自立の促進

国の「2019年（令和元年）国民生活基礎調査」によると、「子どもの貧困率」は、2018年（平成30年）時点で13.5%であり、前回〔2015年（平成27年）〕の13.9%から大きな改善は見られず、依然として子どもの7人に1人が貧困状態にあることが報告されています。また、世帯類型別では、母子家庭など大人1人で子どもを育てる世帯の貧困率は48.1%となっています。

市では、核家族化の進行や地縁関係の希薄化など社会環境が大きく変化する中で、困難を抱えた子どもとそうした子どものいる家庭は特別な存在ではなく、地域全体で支えていくことが重要であるとの視点に立ち、「藤沢市子ども共育計画」〔2020年（令和2年）3月〕を策定しました。この計画における「保護者の就労状況」をみると、5歳児をもつひとり親世帯（2世代同居）の母親の約9割が働いており、そのうち週30時間以上働く割合は約8割となっています。また、困窮層の保護者は、父親、母親ともに常勤・正規職員の割合が低い傾向が示されていますが、こうした保護者にとっては、正規就労への壁として、子育てと正規就労に求められる長時間労働との両立が難しいことが要因の一つとして挙げられています。ひとり親家庭をはじめ、生活上の困難に直面している人々への就業支援と生活の安定に向けた継続的な取組が重要です。

新型コロナウイルス感染症による影響は、社会的に弱い立場の人々に、より深刻な影響を与えていますが、平時においても女性は、高齢であること、疾病、障害があることや、外国につながりのあること等により複合的に困難な状況に置かれている場合が少なくないことが指摘されています。とりわけ、外国につながりのある女性とその子どもが、ことばの問題や、文化・価値観の違い等から地域において孤立しないよう、また、困難の連鎖が生じないよう、引き続き、多文化共生施策を推進する必要があります。

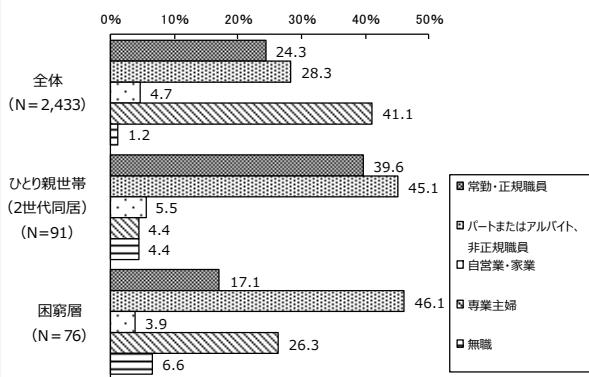
図表34 藤沢市の生活保護受給世帯数の推移



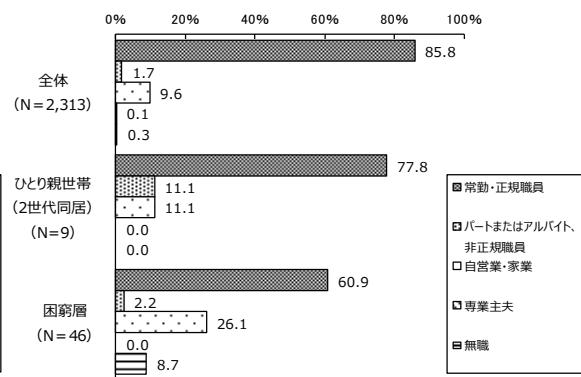
資料：藤沢市子ども共育計画〔2020年(令和2年)3月〕

神奈川県「神奈川県福祉統計」※各年度3月時点

図表35 母親の就業状況（5歳児保護者）

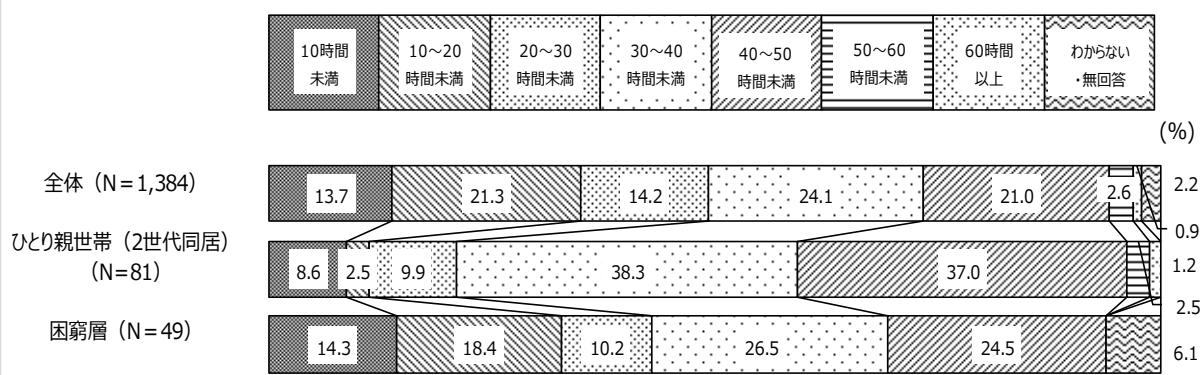


図表36 父親の就業状況（5歳児保護者）



資料：藤沢市子ども共育計画〔2020年(令和2年)3月〕

図表37 母親の1週間の平均就業時間（働いている5歳児保護者）



資料：藤沢市子ども共育計画〔2020年(令和2年)3月〕

施策の方向性①多様な困難（ひとり親、貧困、外国につながりのある人等）を抱える人々への支援

日常生活に困難がある状態や、経済的に不安定な状況にある人々に、生活の安定に向け、実情やニーズに応じた継続的支援を行います。

また、外国につながりのある市民が安心して暮らせるよう生活支援を行います。

No.	取組の内容	主な担当課
57	ひとり親家庭及び養育者家庭などへの支援 日常生活に困難がある状態や、経済的に不安定な状況にあるひとり親家庭などに対し、家庭相談や医療費の助成、自立に向けた各種支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て給付課
58	生活に困難がある人々への支援 地域共生社会の推進を図るため、包括的な相談体制の整備、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による個別支援・地域支援等を行います。また、世代や属性を超えて生活に困難がある人々が安心して生活をするための支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域共生社会推進室 ● 福祉総務課 ● 住宅政策課
59	外国につながりのある市民への生活支援 県及び外国につながりのある市民を支援する各種団体等と連携し、外国につながりのある市民への生活支援として、多言語、やさしい日本語による生活情報の提供や相談体制の充実を図ります。また、子どもたちの就学支援に向けた取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権男女共同平和国際課 ● 市民相談情報課 ● 学務保健課

課題2 リプロダクティブ・ヘルス／ライツの保護

リプロダクティブ・ヘルス／ライツは、生殖年齢にある女性のみならず、生涯にわたる性と生殖に関する健康を意味し、すべての個人に保障されるべき健康の概念です。また、リプロダクティブ・ライツは人権の一つであり、すべてのカップルと個人が、いつ何人子どもを産むか産まないかを自由かつ責任を持って決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという権利です。

誰もが互いの身体的性差を十分に理解し尊重し合うこと、心身及びその健康について、主体的に行動し、正確な知識・情報を入手することは、生涯を通じ重要なことです。女性の心身の状況が、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期といったライフステージごとに大きく変化する中で、妊娠・出産期は、女性の健康にとって大きな節目といえます。

近年、働く女性の増加等に伴う晩婚化による初産年齢の上昇や、心身に複雑な症状が発生しやすい更年期の女性が社会において多くの役割を担う状況にあること、あるいは、不妊治療に係る経済的負担の問題など、引き続き、安全な妊娠・出産に向けた支援を行うとともに、女性特有の疾病の予防に向けた健康相談体制の充実を図る必要があります。

2019年（令和元年）12月には、「母子保健法の一部を改正する法律」が公布され、産後ケア事業の法制化が図られました。産後の母親の身体的・精神的な負担は大きく、最悪の場合には、自殺や虐待につながるケースもあることが指摘されており、その健康を保持していくことは、子どもの健やかな成長にも大きく影響するとされています。今後、産後うつの早期発見など、産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する必要があります。

施策の方向性①出産に関わる健康の確保と増進

妊娠前から妊娠、出産、産後にいたるまでの各段階に応じた保健事業を進め、母子の心身の健康保持と子どもの健やかな発育・発達支援の充実を図ります。

No.	取組の内容	主な担当課
60	健やかな妊娠・出産や育児のための支援の充実 妊娠期から産後にわたり必要な保健指導及び育児支援を行うとともに、未熟児、慢性疾患児などの療養支援を行います。	● 健康づくり課
61	障がいの早期発見と健康管理体制の充実 乳幼児の各種健康診査を実施し、疾病と障がいの早期発見に努め、健やかな発育・発達を支援します。	● 健康づくり課
62	生涯を通じた女性の健康づくり 健康教育や健康相談等により、女性のライフサイクルに合わせた支援を行います。	● 健康づくり課

図表38 第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画（抜粋）
母子保健計画の施策体系

基本的な視点	基本目標	事業名	事業内容	取組の方向
安心して子どもを産み健やかに育てることができるもの	親子の健康の確保及び増進	妊娠婦・乳幼児期への切れ目ない保健対策の推進	●安全な妊娠・出産、育児への切れ目ない支援	母子健康手帳の交付 妊婦健康診査の実施 こんにちは赤ちゃん事業の実施 妊娠期からの保健指導の充実 孤立化防止のための他機関との連携
			●乳幼児健診等の充実	乳幼児健診の充実 健診の受診率の向上 情報提供と相談の充実 健診未受診児フォローの充実
			●母子保健・育児に関する適切な情報提供	両親学級（マタニティクラス）の充実 父子手帳の配布 育児相談の充実 7か月児赤ちゃん教室の実施
			●「育てにくさ」を感じている親への支援	1歳6か月児健診、3歳6か月児健診のほか、5歳児等においても相談や必要な支援を検討 健診後の発達フォロー事業の充実
			●慢性疾患や障がい等により、長期療養や在宅医療が必要な児及び保護者への支援	経過検診療養生活相談等の実施 親同士の交流の場の確保 講演会等の情報提供の実施 在宅療養支援ネットワークの充実
			●母子歯科保健の充実	う蝕予防の情報提供、啓発 幼児歯科健診の実施 歯科指導、相談の実施と、かかりつけ歯科医への受診勧奨 障がいや疾患がある場合への対応
			「食育」の推進	妊娠期からの栄養に関する普及啓発 栄養相談及び食に関する教室の充実
			小児医療体制の充実	定期予防接種の周知と接種率の向上 予防接種の情報提供と啓発の充実 安全な予防接種の精度管理
			学齢期・思春期における保健対策の推進	学校に出向いた思春期健康教育の実施 思春期講演会の実施

課題3 “人生100年時代”に向けた健康づくり

持続可能なまちづくりのためには、誰もが、住み慣れた地域で、からだも心も元気に暮らし続けられることが大切です。

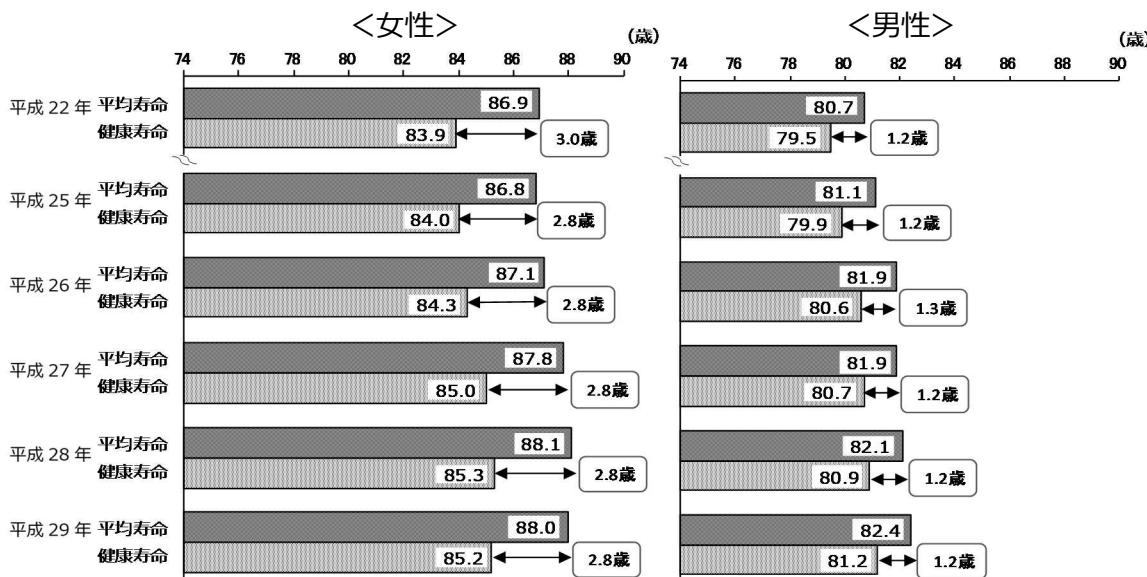
市では、2015年（平成27年）3月に健康増進法に基づき「元気ふじさわ健康プラン 藤沢市健康増進計画（第2次）」（以下、「元気ふじさわ健康プラン」という。）を策定し、市民が主体となって、ライフステージごとの健康課題に応じた健康づくりに取り組めるよう、地域、関係機関、行政等で連携を図り、さまざまな施策を推進しています。

市民の平均寿命、健康寿命（日常生活動作が自立している期間の平均）は男女とも伸びており、2017年（平成29年）の平均寿命は、女性88.0歳、男性82.4歳であり、健康寿命は、女性85.2歳、男性81.2歳となっています。

2020年（令和2年）の「元気ふじさわ健康プラン」における中間評価では、男女ともに40歳から64歳の「肥満」の割合が悪化しており、20歳から39歳の女性の「肥満」に関しても増加傾向がみられる一方で、20歳から39歳の「やせ」に関しては他の世代と比べると多くなっている点などを指摘しており、計画後半における強化すべき取組として「生活習慣病対策の強化」等を掲げ、引き続き、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を到達目標としています。

他方、次世代を含めたすべての人々の健やかな生活習慣を形成するために、引き続き、若年層への喫煙防止教育や飲酒の害に関する教育、薬物乱用防止を推進するとともに、成人については、ストレスや心の問題への対応、スポーツを通じた健康づくりのための施策推進を図る必要があります。

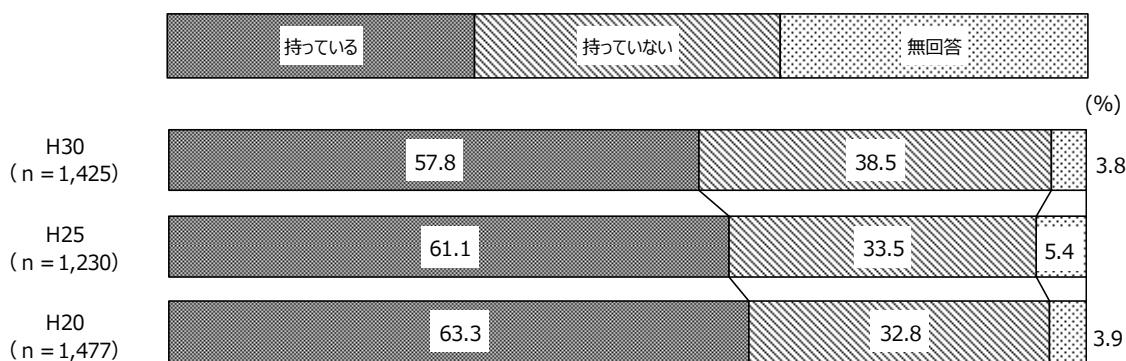
図表39 藤沢市の平均寿命と健康寿命の年次推移



厚生労働科学研究「健康寿命算出プログラム」を用いて藤沢市が算出。
※住民基本台帳（各年10月1日）、人口動態統計、介護事業状況報告を利用。
※算出に当たって必要な全国の基礎資料は、総務省「人口統計」（各年10月1日）、各年の厚生労働省「人口動態統計（各定数）」、各年の厚生労働省「簡易生命表」を活用。

資料：元気ふじさわ健康プラン 藤沢市健康増進計画（第2次）中間評価報告書〔2020年（令和2年）3月〕

図表40 成人のストレス解消法の有無



資料：元気ふじさわ健康プラン 藤沢市健康増進計画(第2次)中間評価報告書〔2020年(令和2年)3月〕

図表41 元気ふじさわ健康プラン 藤沢市健康増進計画（第2次）
計画後半の推進イメージ図

【めざす姿】

すべての市民が生涯を通じ、いつまでも住み慣れた地域で、からだも心も元気で、いきいきと暮らし続けることができる

【到達目標】

健康寿命の延伸と健康格差の縮小

【計画後半で重点的に取り組む方向性】

【新たな視点】

- 生涯を通じて自立した生活を送るための健康づくり
- 次世代を含めたすべての市民の健やかな生活習慣形成

【強化すべき取組】

身体活動促進対策の強化 受動喫煙防止対策の強化 生活習慣病対策の強化

【藤沢市健康増進計画（第2次）】

【7分野の取組】

栄養・食生活 身体活動・運動 歯・口腔 喫煙 飲酒 休養・こころ 生活習慣病予防の取組

- ① 市民一人ひとりが自ら取り組む健康づくりをすすめます
 ② みんなで取り組む健康づくりをすすめます～ソーシャル・キャピタルの活用～
 ③ 健康づくりのための社会環境を整えます
 ④ ライフステージごとの健康課題に応じた健康づくりをすすめます

施策の方向性①生涯にわたる健康づくりの推進

「私たちの藤沢 健康都市宣言」〔2010年(平成22年)10月1日〕を基本理念とし、ライフステージごとの特徴やそれぞれの健康課題に応じた健康づくりを進めていきます。

No.	取組の内容	主な担当課
63	ライフステージに応じた健康管理と健康づくり 生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図るために、健康診査の実施・受診啓発、食育、身体活動促進に向けた環境整備を図るとともに、各種スポーツ教室・スポーツ事業を実施します。また、ストレスや心の問題への対応として、いのちを支える自殺対策に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康づくり課 ● スポーツ推進課 ● 学校給食課 ● 保健予防課
64	HIV・エイズ、性感染症防止についての啓発 HIV・エイズ、性感染症に対して正しい知識を持って、感染を予防し、また、患者や感染者への理解を深めるよう、検査、相談事業、各種啓発活動を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ● 保健予防課
65	薬物乱用の防止、喫煙、飲酒等の問題に関する啓発 薬物、喫煙、飲酒に関する問題について、正しい知識の普及啓発を行うとともに、関連機関等と連携した相談支援体制の整備を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域保健課 ● 保健予防課 ● 健康づくり課 ● 青少年課

◇スポーツとジェンダー平等◇

国の「第5次男女共同参画基本計画」では、第4次計画に引き続き、生涯にわたる女性の健康を確保するために、運動・スポーツ習慣の重要性に言及しています。また、スポーツ庁では、「女性スポーツ促進キャンペーン」として、働きざかり・子育て世代が日常生活の中で気軽に取り組める運動や、女子生徒の食べない・運動しないことによるやせすぎ、身体機能の低下を防ぐ取組などが紹介されています。

東京2020オリンピック競技大会を契機とし、女性競技者の出産後の復帰支援や競技生活と子育ての両立、あるいは、男女の性差を理解し、女性の体に適したトレーニングの研究開発やスポーツ指導者における女性の参画を促進するための教育プログラムの実施などが進められる一方、女性競技者に対するセクシュアルハラスメントや性犯罪も課題として指摘されています。藤沢市では、これまで山口香さん（ソウルオリンピック女子柔道銅メダリスト）、益子直美さん（女子バレーボール元全日本代表）をお迎えし、スポーツ界で女性への偏見を乗り越え輝き続ける原動力や、ご自身の部活動での体験を踏まえ、指導者が怒らないバレー大会を開催する意味など、ご講演をいただいています。

2

具体的事業一覧

この計画における重点目標1から6に関する具体的な事業と担当課は、次のとおりです。

重点目標1 人権を尊重したジェンダー平等の社会づくり

01	ジェンダー平等社会の形成に向けた意識改革のためのイベント、研修の実施	
	<ul style="list-style-type: none"> ● ジェンダー平等を啓発するイベント等の実施 ● ジェンダー平等に関する職員研修の実施 	人権男女共同平和国際課 職員課
02	ジェンダー平等の視点に立った広報・出版物などにおける表現の配慮	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 「広報ふじさわ」などの発行にあたっての配慮 ● 藤沢市公式ホームページでの配慮 ● 行政刊行物発行などに際しての配慮 	広報シティプロモーション課
03	ジェンダー平等に関する情報収集と提供	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報紙の発行やホームページ等での情報提供 ● ジェンダー、男女共同参画、セクシュアルマイノリティ等に関連した図書の収集と提供 	人権男女共同平和国際課 総合市民図書館
04	ジェンダー平等に関する意識調査等の実施	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民意識調査の実施 	人権男女共同平和国際課
05	家庭・保育園などにおける幼少期からのジェンダー平等意識の形成	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 園児等へのジェンダー平等に関する意識づけ ● 保育に関わる職員、保護者などへの啓発、情報提供 	保育課
06	ジェンダー平等に基づく教育課程の推進	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 各教科、道徳、特別活動などの授業や行事における人権教育の推進 ● ジェンダー平等の視点に立った教材・副読本の選定 ● 一人ひとりの個性を重視した進路指導の推進 	教育指導課
07	心身の発育・発達と性に関わる教育の推進	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 理科、保健体育科、特別活動などの授業における実施状況について、指導主事が指導助言 ● スクールハラスメントの防止・啓発 ● 人権、環境、平和教育担当者会の開催 ● 思春期保健指導の実施 	教育指導課 健康づくり課
08	教育相談の充実	
	<ul style="list-style-type: none"> ● スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる相談環境の充実 	教育指導課
09	教育現場におけるジェンダー平等の職場づくりと研修の推進	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 教職員へのジェンダー平等やセクシュアルハラスメント（スクールハラスメント）に関する研修と実践事例の情報提供 	教育指導課 学務保健課

10	生涯を通じたジェンダー平等学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> 男性の家庭・地域への参画を促進する学習機会の提供 ジェンダー平等をテーマにした講座等の実施 	生涯学習総務課・公民館
11	人権施策の総合的な推進	<ul style="list-style-type: none"> 藤沢市人権施策推進指針による着実な推進 人権教育及び人権啓発に関する施策の推進 人権啓発講演会、研修会の開催 人権啓発の推進 他市教育委員会との連携による人権施策の推進 人権教育についての指導資料の作成、配布 教職員への研修と実践事例の情報提供 人権をテーマとした講座等の開催 	人権男女共同平和国際課 教育総務課 教育指導課 生涯学習総務課・公民館
12	互いの文化を尊重した多文化共生のまちづくりの充実	<ul style="list-style-type: none"> 市民主体の国際化推進事業の実施 多様な国際交流推進事業の実施 国際交流の場の提供 青少年の国際交流事業の推進 	人権男女共同平和国際課 青少年課

重点目標2 あらゆる分野でのジェンダー平等の促進

13	議会、審議会、市職員など、市政（政治・行政分野）への女性の参画促進	<ul style="list-style-type: none"> 審議会等の女性登用比率アップ対応方針の徹底 市職員の女性管理職登用に向けたキャリアアップ支援の充実 郷土づくり推進会議をはじめとした地域のまちづくりへの女性参画の促進 教員の能力・適性に応じた女性管理職登用の促進 女性消防職員の経験・適性を生かした職域の拡大 女性議員が活動しやすい環境づくりと市政への関心を高めるための意識啓発の促進 市政への関心を高めるための若年層への意識啓発の促進 	人権男女共同平和国際課 職員課 市民自治推進課 学務保健課 消防総務課 議会事務局 総務課 選挙管理委員会事務局
14	企業・団体などにおける女性登用の促進	<ul style="list-style-type: none"> 企業・団体等に向けた女性登用についての意識啓発及び情報提供の促進 広報等さまざまな媒体による市内企業・団体等に向けた情報提供・意識啓発の実施 	人権男女共同平和国際課 産業労働課
15	女性のエンパワーメントのための学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> 女性を対象にした学習機会の提供 	生涯学習総務課・公民館 市民自治推進課

16	男女共同参画ネットワーク協力員による事業展開	● 男女共同参画ネットワーク協力員への研修 ● 男女共同参画ネットワーク協力員と連携した啓発活動	人権男女共同平和国際課
17	女性のキャリア形成支援	● 女性向けセミナーの開催 ● キャリアカウンセリングの実施 ● 資格取得講座の実施 ● コミュニティビジネス起業セミナーや事業者見学会などの開催支援 ● コミュニティビジネス創業者や創業希望者に対する相談業務や専門家による事業診断の実施 ● 事業所開設時の事業所にかかる賃借料及び改装工事費の助成	産業労働課
18	女性の雇用・就労機会の促進	● 湘南合同就職面接会の開催	産業労働課
19	女性の活躍推進に関する協議の場の設置	● 労働問題懇話会の開催	産業労働課 人権男女共同平和国際課
20	職場におけるハラスメント等防止に向けた労働関連法規の遵守についての情報提供	● 職場におけるハラスメント防止に向けた周知・啓発	産業労働課
21	女性の労働相談体制の充実	● 一般労働相談の実施 ● 街頭労働相談会の開催	産業労働課
22	国・県などの労働関係機関との連携	● かながわ労働センター湘南支所との連携 ● 湘南地域雇用対策推進協議会に参加	産業労働課
23	NPOなど市民活動への支援、情報提供と連携	● 市民活動推進委員会の運営 ● 市民活動支援施設の管理運営 ● 市民活動団体を支援する制度の実施 (マイカナル活動サポート事業) ● NPO法人の設立認証事務	市民自治推進課
24	ジェンダー平等についての情報提供、学習機会・学習相談の充実	● 情報紙の発行やホームページ等での情報提供 ● 生涯学習に関する情報の提供 ● 学習相談の充実 ● 藤沢市生涯学習活動推進室(フランボ)を通じた支援	人権男女共同平和国際課 生涯学習総務課・公民館
25	人材登録制度の充実	● 生涯学習人材バンク「湘南ふじさわ学びネット」の運営 ● 藤沢市生涯学習活動推進室(フランボ)を通じた支援	生涯学習総務課
26	地域コミュニティにおける世代間交流の促進	● 郷土づくり推進会議への多世代参画の促進 ● 地域活動を促進するための講座の開催や世代間交流、協働活動の推進	市民自治推進課 生涯学習総務課・公民館

27	学校・家庭・地域の連携強化、PTA活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> 中学校区を基本とした15の地域協力者会議の開催等を通じた地域課題の協議 各地区の特徴を生かした事業の実施 PTA育成事業の充実 PTA役員研修会の開催 	教育総務課
28	保育つき事業の促進と保育者活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> 各種事業開催における保育つき事業の実施 保育ボランティア研修会の開催 保育者セミナーの開催 	生涯学習総務課・公民館
29	自主防災組織、消防団活動の充実強化に向けたジェンダー平等の促進	<ul style="list-style-type: none"> 地域防災計画の策定及び調整へのジェンダー平等意識の反映 藤沢市防災会議における女性の積極的登用 防災リーダー研修、指定避難所等での運営訓練等への女性の参加促進 国民保護協議会等の委員への女性委員の登用促進 女性団員が活動しやすい環境整備の促進 研修への女性団員の参加促進 	防災政策課 危機管理課 警防課
30	ジェンダー平等に配慮した指定避難所等運営の促進	<ul style="list-style-type: none"> ジェンダー平等を意識した指定避難所等運営の改善 女性やセクシュアルマイノリティへの対応を取り入れた避難施設マニュアルの配布 	危機管理課

重点目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進

31	長時間労働抑制・職場環境の改善等に向けた企業や関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携 ふじさわワーク・ライフ・バランス推進会議の開催 ワーク・ライフ・バランス推進に関する企業向け、市民向け事業の実施 	産業労働課
32	仕事と生活の両立についての意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> 情報紙やホームページ等を活用した啓発 関係機関との連携 ふじさわワーク・ライフ・バランス推進会議の開催 ワーク・ライフ・バランス推進に関する企業向け、市民向け事業の実施 	人権男女共同平和国際課 産業労働課
33	男性の家事、育児への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> 情報紙やホームページ等を活用した啓発 両親学級（マタニティクラス）の開催 父子手帳の交付 男性を対象とした育児講座等の開催 	人権男女共同平和国際課 健康づくり課 生涯学習総務課・公民館

34 男性の介護への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 家族介護者教室の開催 ● 在宅介護者の会の運営 	高齢者支援課
35 乳幼児期の保育・教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 待機児童の解消に向けた保育所等の整備 ● 一時預かり事業、延長保育事業などの充実 	子育て企画課 保育課
36 発達に課題がある子どもの支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども発達支援事業の実施 ● 特別支援保育に対する補助の実施 ● 障がい児通所支援 	子ども家庭課
37 地域における子育て支援の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」に基づく子ども・子育て支援施策の展開 ● 子育て支援センター事業の実施 ● つどいの広場事業の実施 ● 子育てふれあいコーナー事業の実施 ● 市民との協働事業の実施 ● ファミリー・サポート・センター事業の実施 ● 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）の実施 ● 保育所における地域の子育て家庭を対象とした相談・交流事業の充実 ● 園庭開放、体験保育、世代間等交流事業の実施 ● 子育て支援センターとの連携による子育て支援事業の実施 ● 放課後児童健全育成事業の実施 ● 放課後子ども教室推進事業の実施 ● 青少年指導員の研修の充実 ● 青少年健全育成事業の推進 	子育て企画課 子ども家庭課 保育課 青少年課
38 小児に対する医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 小児への医療費助成の充実 ● 未熟児養育医療の給付 ● 育成医療の給付 	子育て給付課
39 育児、介護休業制度の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報紙やホームページ等を活用した啓発 	人権男女共同平和国際課 産業労働課

40 高齢者介護、障がい者介護に関するサービスの充実

● 生活支援型ホームヘルプサービスの実施	高齢者支援課
● 一時入所サービスの実施	
● 紙おむつの支給	
● 寝具乾燥消毒サービスの実施	
● 緊急通報サービスの実施	
● 認知症等行方不明 S O S ネットワークシステムによる支援	
● 短期入所支援	
● ホームヘルパーの派遣	障がい者支援課
● 訪問入浴サービスの実施	
● 施設での入通所サービスの実施	

重点目標4 あらゆる暴力の根絶

41 あらゆる暴力防止のための周知啓発

● 情報紙やホームページ等を活用した啓発	人権男女共同平和国際課 子ども家庭課
● 「DV相談窓口案内カード」の配布による相談窓口の周知	
● 「広報ふじさわ」やホームページ等による児童虐待防止の啓発及び周知	
● 市民や関係機関に向けた児童虐待防止に関する研修や講座の開催	

42 被害の早期発見の促進

● 市内医療機関への情報提供	人権男女共同平和国際課 生活援護課 地域共生社会推進室 高齢者支援課 障がい者支援課 教育指導課 子ども家庭課 教育指導課
● 民生委員児童委員等への情報提供	
● 福祉保健総合相談の実施	
● 高齢者虐待専門相談窓口の実施	
● 障がい者虐待防止センターの運営	
● 障がい者虐待防止に関する啓発	
● 関係機関との連携	
● 児童・生徒を体罰（暴力）から守るための情報共有	

43 子ども・青少年に対する暴力を認めない社会づくりへの理解促進

● デートDVなどの防止に向けた啓発	人権男女共同平和国際課 保育課 青少年課 教育指導課
● 保育園などにおけるジェンダー平等の視点からの成長段階に応じた指導・育成	
● さまざまな青少年事業を通じた啓発	
● 学校生活におけるジェンダー平等の視点に立った教育課程の推進	
● 児童・生徒に向けたセクシュアルハラスメント（スクールハラスメント）防止及びデートDV防止に関するリーフレット等の作成・配布	

44	相談機能の整備・充実	
● 女性相談の実施	生活援護課	
● 福祉保健総合相談の実施	地域共生社会推進室	
● 高齢者虐待専門相談窓口の実施	高齢者支援課	
● 要保護児童の支援を目的としたネットワークの充実	子ども家庭課	
● 子ども・子育て相談の実施	市民相談情報課	
● 市政相談、一般相談をはじめとする各種相談の実施及び相談に関する情報提供		
45	相談時におけるプライバシーの保護と安全の確保	
● 相談者に関する情報の保護・管理の徹底並びに関係各課等との連携による相談時及び移動時等における安全確保に向けた体制づくり	生活援護課 市民窓口センター 市民相談情報課 子ども家庭課	
● 福祉保健総合相談の実施	地域共生社会推進室	
● 高齢者虐待専門相談窓口の実施	高齢者支援課	
46	一時保護、安全の確保に向けた支援	
● 神奈川県配偶者暴力相談支援センター等との連携強化	生活援護課	
● 一時保護における同行支援		
47	D V被害者の子どもへの支援	
● 児童相談所等と連携した心理的虐待を受けた児童へのケアの充実	子ども家庭課	
● 母子保健事業の実施	健康づくり課	
● 保育所等入所申請手続きや利用についての支援	保育課	
● 子どもの教育を受ける権利の保障に向けた就学手続き等の支援	学務保健課	
48	推進体制の充実	
● 県、近隣市町村及び警察との情報共有・情報交換を通じた連携の強化	人権男女共同平和国際課 生活援護課	
● 女性の一時保護施設等の運営やD V相談を実施している民間団体との情報交換等を通じた連携の強化		
● 庁内連絡会議（府内D V対応ネットワーク会議）の開催		
● D V対応マニュアルの作成	人権男女共同平和国際課	
● 職員に対する研修の実施		

49 住まい、就労などの経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> 女性保護シェルター等との連携による住まいの確保に向けた支援 ジョブスポットふじさわ（ハローワーク常設相談窓口）、就労支援員との連携による就労の支援 必要に応じた生活保護の申請支援 母子生活支援施設への入所支援 市営住宅入居申込時における優遇制度の実施 住民基本台帳制度における支援措置の実施 課税・納税情報等に係る支援の実施 国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療など各種制度における支援 選挙人名簿の閲覧制限によるプライバシーの保護 	生活援護課 子育て給付課 住宅政策課 市民窓口センター 税制課 保険年金課 選挙管理委員会事務局
50 セクシュアルハラスメントや虐待の防止に向けた意識啓発・相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> 情報紙やホームページ等を活用した啓発 市職員に対するハラスメントの防止に向けた周知・啓発 市職員に対する相談窓口の整備・充実 一般労働相談の実施 街頭労働相談の実施 市内企業に対する啓発 児童虐待防止対策の強化や子ども・子育て相談の実施 児童虐待に関する情報収集、調査、対応の充実 高齢者虐待相談窓口の充実 高齢者虐待防止ネットワーク会議の開催 研修会の開催及び啓発活動の実施 障がい者虐待防止センターの運営を通じた相談窓口の充実と養護者への支援 障がい者虐待防止に関する啓発 学校生活におけるジェンダー平等の視点に立った教育課程の推進 セクシュアルハラスメント（スクールハラスメント）の防止に向けた周知・啓発 	人権男女共同平和国際課 職員課 産業労働課 子ども家庭課 高齢者支援課 子ども家庭課 高齢者支援課 障がい者支援課 教育指導課

51 性犯罪・ストーカーなどの防止に向けた意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 性犯罪・性暴力防止に向けた啓発 ● 関係機関との連携 ● 園児等を性犯罪から守るための情報共有や啓発活動の促進 ● さまざまな青少年活動を通じた啓発 ● 学校生活におけるジェンダー平等の視点に立った教育課程の推進 ● 心身の発育・発達と性に関わる教育の推進 ● 児童・生徒を性犯罪から守るための情報共有や啓発活動の促進 	人権男女共同平和国際課 保育課 青少年課 教育指導課
52 メディアにおける性表現・暴力表現の防止、性の商品化の防止	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報紙やホームページ等を活用した啓発 ● 青少年のための社会環境浄化活動と非行防止活動の推進 ● 学校生活におけるジェンダー平等の視点に立った教育課程の推進 ● 心身の発育・発達と性に関わる教育の推進 ● 児童・生徒を性の商品化から守るための情報共有や啓発活動の促進 	人権男女共同平和国際課 青少年課 教育指導課

重点目標5 多様な性を尊重する社会づくり

53 差別や偏見をなくすための啓発や研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 藤沢市人権施策推進指針による着実な推進 ● 人権教育及び人権啓発に関する施策の推進 ● 人権啓発講演会、研修会の開催 ● 市職員に対するセクシュアルマイノリティへの理解に向けた啓発及び研修の実施 ● 市職員に対する相談窓口の整備・充実 ● 企業・団体等に対するセクシュアルマイノリティへの理解に向けた意識啓発及び情報提供の促進 ● セクシュアルマイノリティをテーマとした講座等の開催 	人権男女共同平和国際課 職員課 産業労働課 生涯学習総務課・公民館
54 子ども・青少年に対する心身の発育・発達と性に関わる教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 園児等へのジェンダー平等に関する意識づけ ● 保育に関わる職員、保護者に対するセクシュアルマイノリティへの理解に向けた意識啓発及び情報提供の促進 ● さまざまな青少年活動を通じた啓発 ● 学校生活におけるジェンダー平等の視点に立った教育課程の推進 ● 心身の発育・発達と性に関わる教育の推進 ● セクシュアルマイノリティの児童・生徒への支援と居場所づくり 	保育課 青少年課 教育指導課

55	セクシュアルマイノリティの支援に向けた制度の検討・導入	
● パートナーシップ宣誓制度の導入		人権男女共同平和国際課
56	関係機関との連携強化	
● 人権関連団体及びセクシュアルマイノリティを支援する団体等との連携強化		人権男女共同平和国際課

重点目標6 誰もが安心して暮らせる社会づくり

57	ひとり親家庭及び養育者家庭などへの支援	
● 母子・父子自立支援員によるひとり親家庭相談の実施		
● ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施		
● ひとり親家庭などへの医療費の助成		子育て給付課
● ひとり親家庭への自立支援給付金事業の実施		
● 児童扶養手当の給付		
● 養育者支援金の給付		
58	生活に困難がある人々への支援	
● 自立相談支援事業の実施		地域共生社会推進室
● 就労準備支援事業の実施		
● 家計改善支援事業の実施		
● 地域福祉プラザの運営		福祉総務課
● 母子・父子世帯への市営住宅入居申込時における優遇制度の実施		住宅政策課
59	外国につながりのある市民への生活支援	
● 多言語、やさしい日本語による情報提供		
● 外国につながりのある市民の居場所づくり		
● 外国につながりのある市民を支援する各種団体との連携		人権男女共同平和国際課
● 藤沢市外国人市民会議を運営し、外国につながりのある市民の意見等を施策に反映		
● 外国人相談事業の充実		市民相談情報課
● 外国人市民の子どもたちの就学に向けた支援		学務保健課
60	健やかな妊娠・出産や育児のための支援の充実	
● 母子健康手帳の交付		
● 両親学級（マタニティクラス）の開催		
● こんにちは赤ちゃん事業の実施		
● 乳幼児訪問指導の実施		
● 離乳食教室、食事教室、食物アレルギー教室の実施		
● 乳児期の教室の実施		健康づくり課
● 未熟児・慢性疾患児保健指導（教室・相談・訪問）の実施		
● お母さんと子どもの健康相談の実施		
● 産後ケアの充実		
● 特定不妊治療費の助成		
● 不育症治療費の助成		

61	障がいの早期発見と健康管理体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児の各種健康診査の実施 ● 妊婦健康診査の実施 ● 経過検診療養生活相談の実施 ● 心理相談経過観察の実施 	健康づくり課
62	生涯を通じた女性の健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性特有のがんに関する意識啓発 ● がん検診の実施と受診啓発 ● 生涯を通じた女性の健康教育・相談の実施 	健康づくり課
63	ライフステージに応じた健康管理と健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活習慣病対策の強化 ● 健康診査の実施と受診啓発 ● 食生活を通しての健康づくりの推進 ● 身体活動促進のための環境整備 ● 子どもの食事教室の実施 ● 訪問指導の充実 ● スポーツ教室・スポーツ事業等の開催 ● 女性のスポーツ参加の促進 ● 女性競技者のキャリア支援に向けた検討 ● 学校給食の充実 ● いのちを支える自殺対策の実施 ● 精神障がい者の地域生活支援の実施 	健康づくり課 スポーツ推進課 学校給食課 保健予防課
64	HIV・エイズ、性感染症防止についての啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 検査及び相談事業の実施 ● エイズ予防等に向けた啓発活動の実施 	保健予防課
65	薬物乱用の防止、喫煙、飲酒等の問題に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関との連携及び情報提供や意識啓発による薬物乱用防止の推進 ● タバコに関する知識の普及とのぞまない受動喫煙防止対策の強化 ● 禁煙しやすい相談支援体制の整備 ● 受動喫煙を受けない環境整備 ● 飲酒についての正しい知識の普及啓発 ● 飲酒に関する相談支援体制の整備 	地域保健課 青少年課 健康づくり課 健康づくり課 保健予防課 保健予防課

第4章 推進体制と進捗管理

第4章

推進体制と進捗管理

1

推進体制

ジェンダー平等に関する施策は、行政の各分野や市民生活のさまざまな分野にわたります。そのため、市民、NPO、ボランティア、大学、企業など多様な主体と協働して施策を進めるとともに、持続可能な社会として“ジェンダー平等のまち「ふじさわ」”の実現をめざします。

(1) ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会

ジェンダー平等社会の実現に向けて、学識経験者、関係団体等からの推薦委員、市民公募委員で構成される外部組織である推進協議会が、「ふじさわジェンダー平等プラン2030～藤沢市男女共同参画計画～」に掲げた関係施策が総合的、効果的に推進されるよう協議するとともに、積極的な情報収集、情報提供と意見提案に努めます。

(2) 藤沢市男女共同参画推進会議

「藤沢市男女共同参画推進会議」(担当副市長及び各部局長で構成)を庁内推進体制として組織し、ジェンダー平等の推進に向けて施策の充実を図るとともに、「ふじさわジェンダー平等プラン2030～藤沢市男女共同参画計画～」の具体的事業に関与する課で構成する幹事会を組織し、関係部局との連携を保ちながら総合的かつ効果的に施策の推進を図ります。

(3) 市民、NPO、ボランティア、大学、企業との連携・協働

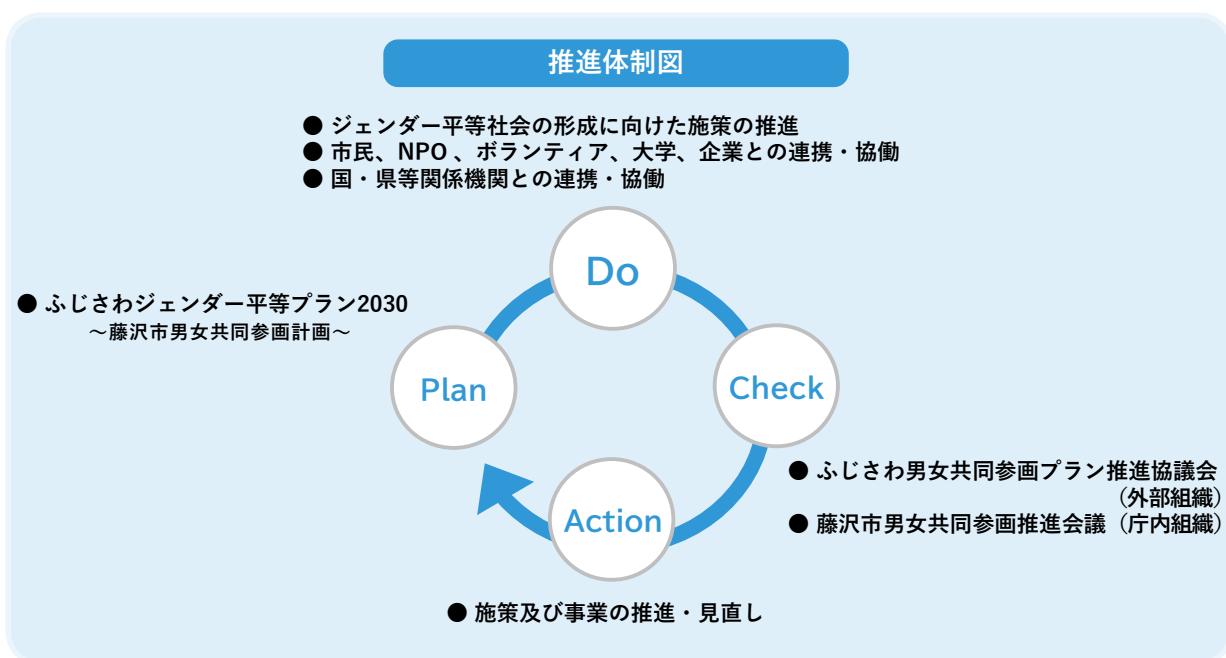
ジェンダー平等社会の実現には、市が実施する施策だけではなく、市民やNPO、ボランティアによる自主的、主体的な活動が重要です。市民による自発的な参加や活動を促し、多様な働き方やジェンダー平等についての理解が図られるよう、こうした活動を支援し、ネットワークを強化していきます。また、ワーク・ライフ・バランスの推進、次世代を担う若年層への意識啓発などの取組は、大学、企業などが担う役割が大きいことから、連携を強化し、協働して取組を進めています。

(4) 国・県等関係機関との連携・協働

「ふじさわジェンダー平等プラン 2030～藤沢市男女共同参画計画～」を着実に推進していくために、かながわ男女共同参画センターをはじめ、国、県などとの連携強化や情報収集に努めるとともに、国や県が広域的に実施すべき事項等については、積極的に働きかけを行います。また、茅ヶ崎市、寒川町との2市1町のネットワークや近隣自治体との広域連携による交流と情報交換などにより、効果的な施策の推進を図ります。

2 計画の進捗管理

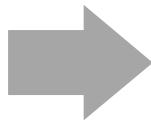
本計画において位置づけた各施策を着実に推進するため、年度ごとにP D C Aサイクルに基づいた事業の進捗管理を行います。



計画の改定についての基本的な考え方

市民意識調査等の実施

ジェンダー平等などの状況について市民の意識を明らかにするためおおむね5年ごとに実施します。



ふじさわジェンダー平等プラン2030 ～藤沢市男女共同参画計画～

社会情勢の変化、計画の進捗状況、市民意識調査の結果などを踏まえて、おおむね5年ごとの改定を予定しています。

3

ふじさわ男女共同参画プラン2020（改定版） 成果指標の達成状況

重点目標1 人権を尊重した男女共同参画社会づくり

指標内容	成果指標	改定時実績 (平成28年度)	最新値	目標値 (令和2年度)
■男女の地位の平等感 社会通念・慣習・しきたりで、「平等になっている」と回答した市民の割合 (藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査)		10.8% (平成25年実施)	9.7% (平成30年実施)	30.0%
■固定的な性別役割分担意識について 反対と思う人の割合 「男は仕事、女は家庭」という考え方に対して、「反対」「どちらかといえば反対」と思う人の割合 (藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査)		53.8% (平成25年実施)	61.2% (平成30年実施)	70.0%
■男女共同参画（社会）ということばの認知状況※1 (藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査)		64.2% (平成25年実施)	63.2% (平成30年実施)	100.0%

※1 内閣府策定第4次男女共同参画基本計画の成果目標

重点目標2 あらゆる分野への男女共同参画の促進

指標内容	成果指標	改定時実績 (平成28年度)	最新値	目標値 (令和2年度)
■市の政策・方針決定過程への女性の参画 地域を含めた藤沢市独自の審議会などへの女性登用比率 (藤沢市審議会等の女性の登用状況調査)		42.0% (平成27.4.1現在)	41.9% (令和2.4.1現在)	50.0%
■市内企業の管理職（課長相当職以上）に占める女性の割合※1 (産業労働課)		6.5% (平成26年度神奈川県男女共同参画推進条例に基づく事業所からの届出結果から算出)	10.0% (平成30年度藤沢市ワーク・ライフ・バランスにかかる企業調査結果)	15.0%
■地域活動に参加したことのある男性の割合（直近2年間） 町内会・自治会、PTA、地域での自主的なグループ・サークル活動などに参加したことのある男性の割合 (藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査)		49.3% (平成25年実施)	57.3% (平成30年実施)	70.0%

※1 内閣府策定第4次男女共同参画基本計画の成果目標

重点目標3 男女の仕事と生活の調和

指標内容	成果指標	改定時実績 (平成28年度)	最新値	目標値 (令和2年度)
■ワーク・ライフ・バランス推進の仕組みを導入している市内企業の割合 (産業労働課)	54.3% (平成26年度藤沢市労働施策にかかる企業調査結果)	83.7% (平成30年度藤沢市ワーク・ライフ・バランスにかかる企業調査結果)	65.0%	
■6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間※1 6歳未満の子どもを持つ夫婦における夫の1日あたりの「家事」「介護・看護」「育児」及び「買物」の合計時間(週全体平均) (藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査)	1日あたり67分 (平成23年度総務省社会生活基本調査)	1日あたり277.3分 (平成30年実施) ※総務省調査とは調査の方式は異なる	1日あたり150分	
■保育の充実度 待機児童数 (保育課)	83人 (平成27.4.1現在)	20人 (令和2.4.1現在)	0人	

※1 内閣府策定第4次男女共同参画基本計画の成果目標

重点目標4 性の尊重とあらゆる暴力の根絶

指標内容	成果指標	改定時実績 (平成28年度)	最新値	目標値 (令和2年度)
■ドメスティック・バイオレンス(DV)被害を受けた男女の割合 配偶者・恋人間で何らかの暴力(無視をする、怒鳴るなどの精神的暴力を含む)を受けたことのある男女の割合 (藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査)	女性: 27.0% 男性: 12.2% (平成25年実施)	女性: 24.7% 男性: 11.8% (平成30年実施)	女性: 20.0% 男性: 8.0%	
■DV相談窓口の認知状況※1 DV相談窓口を知っている人の割合 (藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査)	58.9% (平成25年実施)	41.3% (平成30年実施)	100.0%※2	
■セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント被害を受けた男女の割合 職場・地域・学校などでセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントを受けたことのある男女の割合 (藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査)	女性: 48.5% 男性: 18.1% (平成25年実施)	女性: 50.1% 男性: 20.0% (平成30年実施)	女性: 40.0% 男性: 12.0%	

※1 内閣府策定第4次男女共同参画基本計画の成果目標

※2 国の目標値は70%

重点目標5 男女の健康支援と安心して暮らせる環境づくり

指標内容	成果指標	改定時実績 (平成28年度)	最新値	目標値 (令和2年度)
■女性特有のがん検診の受診率※1				
①子宮頸がん検診の受診率	①26.8% (平成26年度実績)	①28.2% (令和元年度実績)	①50.0%	
②乳がん検診の受診率 (健康増進課／現：健康づくり課)	②20.3% (平成26年度実績)	②27.2% (令和元年度実績)	②50.0%	
■両親学級 (マタニティクラス) の参加者数 (子ども健康課／現：健康づくり課)	1,326人 (平成26年度実績)	1,291人 (令和元年度実績)	1,500人	

※1 内閣府策定第4次男女共同参画基本計画の成果目標

ふじさわジェンダー平等プラン2030 ～藤沢市男女共同参画計画～の指標項目

「ふじさわジェンダー平等プラン 2030～藤沢市男女共同参画計画～」に基づく取組を実施し、ジェンダー平等の社会を実現するために、取組がどのような成果をもたらすかを把握することを目的として、指標を定め、数値目標を設定します。

重点目標 1 人権を尊重したジェンダー平等の社会づくり

指標内容	成果指標	根拠調査等	現状	現状調査年度	目標値 (令和 12 年度)
■男女の地位の平等感 社会通念・慣習・しきたりで、「平等になっている」と回答した市民の割合	藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査（人権男女共同平和課／現：人権男女共同平和国際課）		9.7%	平成 30 年度	30.0%
■固定的な性別役割分担意識について反対と思う人の割合 「男は仕事、女は家庭」という考え方に対して、「反対」「どちらかといえば反対」と思う人の割合	藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査（人権男女共同平和課／現：人権男女共同平和国際課）		61.2%	平成 30 年度	70.0%
■「ジェンダー」ということばの認知状況	内閣府男女共同参画社会に関する世論調査		55.8%	令和元年度	70.0%

重点目標 2 あらゆる分野でのジェンダー平等の促進

指標内容	成果指標	根拠調査等	現状	現状調査年度	目標値 (令和 12 年度)
■市の政策・方針決定過程への女性の参画 地域を含めた藤沢市独自の審議会などへの女性登用比率	藤沢市審議会等の女性の登用状況調査（人権男女共同平和課／現：人権男女共同平和国際課）		41.9%	令和 2 年度	50.0%
■市職員の管理職（課長補佐相当職以上）に占める女性の割合	女性活躍推進法第 21 条の規定に基づく女性の職業選択に資する情報の公表		23.5%	令和 2 年度	30.0%
■市内企業の管理職（課長相当職以上）に占める女性の割合	藤沢市ワーク・ライフ・バランスにかかる企業調査（産業労働課）		10.0%	平成 30 年度	15.0%
■地域活動に参加したことのある男性の割合（直近 2 年間） 町内会・自治会、P T A、地域での自主的なグループ・サークル活動などに参加したことのある男性の割合	藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査（人権男女共同平和課／現：人権男女共同平和国際課）		57.3%	平成 30 年度	70.0%
■自治会における女性会長の割合	藤沢市 市民自治部 市民自治推進課調べ		13.8%	令和 2 年度	20.0%
■郷土づくり推進会議における女性の割合	藤沢市審議会等の女性の登用状況調査（人権男女共同平和課／現：人権男女共同平和国際課）		34.1%	令和 2 年度	50.0%
■藤沢市防災会議における女性の割合	藤沢市 防災安全部 防災政策課調べ		5.0%	令和 2 年度	15.0%

重点目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進

指標内容 成果指標	根拠調査等	現状	現状調査年度	目標値 (令和12年度)
■待機児童数	藤沢市 子ども青少年部 保育課調べ	20人	令和2年4月1日 現在	0人
■市の男性職員の育児休業取得率	勤務条件等に関する調査	1.9% (令和元年度実績)	令和2年度	30.0%
■男性の育児休業取得率	藤沢市男女共同参画 に関する市民意識調査 (人権男女共同平和課／ 現:人権男女共同平和国際課)	0.3%	平成30年度	5.0%
■介護休暇・介護休業の取得率	藤沢市男女共同参画 に関する市民意識調査 (人権男女共同平和課／ 現:人権男女共同平和国際課)	1.9%	平成30年度	5.0%

重点目標4 あらゆる暴力の根絶

指標内容 成果指標	根拠調査等	現状	現状調査年度	目標値 (令和12年度)
■DVを受けたことのある男女の割合	藤沢市男女共同参画 に関する市民意識調査 (人権男女共同平和課／ 現:人権男女共同平和国際課)	女性: 24.7% 男性: 11.8%	平成30年度	女性: 20.0% 男性: 8.0%
■DV相談窓口を知っている人の割合	藤沢市男女共同参画 に関する市民意識調査 (人権男女共同平和課／ 現:人権男女共同平和国際課)	41.3%	平成30年度	70.0%
■セクシュアルハラスメントや パワーハラスメント被害を受けた男女の割合	藤沢市男女共同参画 に関する市民意識調査 (人権男女共同平和課／ 現:人権男女共同平和国際課)	女性: 50.1% 男性: 20.0%	平成30年度	女性: 40.0% 男性: 12.0%
■「デートDV」ということばの認知状況	藤沢市男女共同参画 に関する市民意識調査 (人権男女共同平和課／ 現:人権男女共同平和国際課)	37.9%	平成30年度	60.0%

重点目標5 多様な性を尊重する社会づくり

指標内容 成果指標	根拠調査等	現状	現状調査年度	目標値 (令和12年度)
■セクシュアルマイノリティの人にとって生活しづらい社会だと思う人の割合 「思う」「どちらかといえば思う」の合計	藤沢市男女共同参画 に関する市民意識調査 (人権男女共同平和課／ 現:人権男女共同平和国際課)	76.8%	平成30年度	50.0%

重点目標6 誰もが安心して暮らせる社会づくり

指標内容	成果指標	根拠調査等	現状	現状調査年度	目標値 (令和12年度)
■女性特有のがん検診の受診率					
①子宮頸がん検診の受診率	藤沢市 福祉健康部 健康増進課調べ 〔現：健康医療部 健康づくり課調べ〕	28.2% (令和元年度実績)	令和2年度	50.0%	
②乳がん検診の受診率		27.2% (令和元年度実績)	令和2年度	50.0%	
■両親学級 (マタニティクラス) の参加者数	藤沢市 子ども青少年部 子ども健康課調べ 〔現：健康医療部 健康づくり課調べ〕	1,291人 (令和元年度実績)	令和2年度	1,200人 ※出生数の 減少及び 実施方法の 見直し等を 踏まえ設定	
■日頃運動をしている人の割合 週に1～2日以上運動している人の割合					
①20～39歳	元気ふじさわ健康プラン 藤沢市健康増進計画 (第2次)	女性：32.2% 男性：48.0%	平成30年度	54.0% ※目標値は 令和6年度	
②40～64歳		女性：45.5% 男性：48.9%		68.0% ※目標値は 令和6年度	
■自殺死亡率 人口10万人あたりの自殺者数	ふじさわ自殺対策計画 警察庁自殺統計	9.2	令和2年度	11.0以下 ※目標値は 令和5年度	

資料編

1

策定の経過

(1) 計画策定までの経過

年月	ふじさわ男女共同参画 プラン推進協議会	藤沢市男女共同参画 推進会議	庁内	その他
2018年 (平成30年) 11月				男女共同参画に関する市民 意識調査の実施 (11月12日～11月30日)
2020年 (令和2年) 2月	「次期ふじさわ男女共同 参画プラン」策定に向けて の意見提案（2月18日）			
5月	第1回会議（5月28日）		政策会議（5月21日）	
7月	第2回会議（7月30日）	第1回会議（7月2日）		
10月	第3回会議（10月8日）	第2回会議（10月15日）		パブリックコメントの実施 (10月13日～11月11日)
11月	第4回会議（11月26日）		政策会議（11月12日）	
12月				素案について市議会総務常 任委員会報告（12月4日）
2021年 (令和3年) 1月	第5回会議（1月22日）	第3回会議（1月21日）		
2月			政策会議（2月4日）	パブリックコメントの実施 結果公表 (2月10日～3月11日) 案について市議会総務常 任委員会報告（2月24日）
3月		策定		

(2) 男女共同参画に関する市民意識調査の実施

調査期間	2018年（平成30年）11月12日（月）から11月30日（金）まで
調査対象	藤沢市在住の満18歳以上の男女3,000人 ※無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収方式
有効回収数・有効回収率	1,149人 38.3%

(3) パブリックコメント（市民意見公募）の実施

①実施概要

件名	「(仮称) ふじさわジェンダー平等プラン2030（素案）」について
公募期間	2020年（令和2年）10月13日（火）から11月11日（水）まで
配布資料等	「(仮称) ふじさわジェンダー平等プラン2030（素案）」
配布資料の閲覧場所	人権男女共同平和課、市役所（本庁舎・分庁舎）総合案内、市政情報コーナー、各市民センター・公民館または市ホームページ
周知方法	広報ふじさわ9月25日号、市ホームページ
意見等を提出できる方	市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所などを有する方、その他利害関係者
意見公募方法	所定の意見提出書または任意の用紙に、氏名・住所・意見等の必要事項を記入し、郵送、ファックス、持参、市ホームページの専用提出フォーム（電子申請）の方法で人権男女共同平和課に提出いただきました。

②実施結果

意見提出者数及び件数	13人 42件
意見提出方法の内訳	【郵送】5人 6件 【市ホームページ】8人 36件
提出された意見の内訳	(1) 計画の基本的な考え方に関するもの 13件 (2) 藤沢市の現状に関するもの 6件 (3) 重点目標と課題・施策の方向性に関するもの 20件 (4) その他 3件
意見等の反映状況	(1) 計画に反映させる 2件 (2) 計画に考え方方が含まれている 18件 (3) 施策等として取り組んでいる 4件 (4) 今後の取組の参考とする 18件
実施結果の公表	2021年（令和3年）2月10日（水）から3月11日（木）まで市の考え方を付して公表しました。

2

ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会要綱

(目的及び設置)

第1条 男女共同参画の総合的な推進に資するため、この市にふじさわ男女共同参画プラン推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) ふじさわ男女共同参画プランの推進に関し必要な事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画を推進するために必要な事項

(委員)

第3条 協議会の委員の人数は、18人以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 男女共同参画に関する団体に属する者
- (3) 企業又は労働団体に属する者
- (4) この市が設置する審議会等の委員
- (5) 市民
- (6) その他市長が認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、議事その他の会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、市長の要請に基づき、会長が招集する。

2 協議会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、

説明を求め、又は意見を聞くことができる。

(専門部会)

第8条 会長は、専門的事項について審議する必要があると認めるときは、協議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、協議会の委員のうちから会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 部会長は、必要があると認めるときは、当該部会に諮って委員以外の者を部会に出席させて意見を聞くことができる。

7 第6条の規定は、部会の議事について準用する。この場合において、同条中「協議会」と

あるいは「部会」と、「市長」とあるのは「会長」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

8 部会長は、専門的事項の審議が終了したときは、その結果を会長に報告するものとする。
(審議結果の報告)

第9条 会長は、第6条第1項の要請に基づく審議を終了したときは、遅滞なく、市長に対し、当該審議の結果を報告しなければならない。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、男女共同参画に関する事務の所管課において総括し、及び処理する。

(委任)

第11条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営その他協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則 (略)

3

ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会委員名簿（第16期）

2020年（令和2年）4月1日～2022年（令和4年）3月31日

氏名	役職等	選出区分
東 浩司	特定非営利活動法人 ファザーリング・ジャパン 研修講師・理事	関係団体
飯島 薫	特定非営利活動法人 かながわ女のスペースみずら 事務局長	関係団体
井澤 美幸	藤沢市民間保育園園長会 藤沢ひばりっこ保育園園長	関係団体
(副会長) 井上 匡子	神奈川大学 法学部教授	学識経験者
小野 隆弘	藤沢市体育協会顧問	学識経験者
片岡 理智	フリージャーナリスト	学識経験者
(会長) 木村 麻紀	株式会社 T R E E SDGs. TV編集ディレクター	学識経験者
小林 朋子	藤沢市青少年指導員協議会委員	審議会等
高橋 晴子	市民公募委員	公募
田坂 宜文	藤沢市人権擁護委員会 委員	関係団体
富山 渉	市民公募委員	公募
樋浦 敬子	市民公募委員	公募
星谷 けい子	藤沢商工会議所女性会 会長	企業・労働団体
宮川 祥子	慶應義塾大学 看護医療学部准教授	学識経験者
宮城 宏之	NTT労働組合 湘南分会 分会長	企業・労働団体

敬称略・五十音順

藤沢市男女共同参画推進会議委員名簿

2020年（令和2年）4月1日現在

役職等	職　　名	氏　　名
会　長	副市長	宮治　正志
副会長	企画政策部長	佐保田　俊英
委　員	総務部長	林　宏和
	財務部長	松崎　正一郎
	防災安全部長	平井　護
	市民自治部長	藤本　広巳
	生涯学習部長	神原　勇人
	福祉健康部長	池田　潔
	保健所長	阿南　弥生子
	子ども青少年部長	宮原　伸一
	環境部長	宮沢　義之
	経済部長	中山　良平
	計画建築部長	奈良　文彦
	都市整備部長	川崎　隆之
	道路河川部長	古澤　吾郎
	下水道部長	鈴木　壯一
	市民病院事務局長	吉原　正紀
	消防局長	衛守　玄一郎
	教育次長	須田　泉
	教育部長	松原　保
	議会事務局長	黒岩　博巳
	監査事務局長	小泉　英明
	選挙管理委員会事務局長	新田　昌幸
	農業委員会事務局長	嶋田　勝弘

5

1975年国際婦人年以降の男女共同参画関連の動き

年	世界の動き	国の動き	神奈川県の動き	藤沢市の動き
1975年 (昭和50年) 国際婦人年	・「国際婦人年世界会議（第1回世界女性会議）」開催（メキシコシティ） 「世界行動計画」採択 ・国連総会1976年～85年の10年間を「国連婦人の十年」に決定	・「国際婦人年にあたり、婦人の社会的地位の向上を図る決議」採択 ・総理府に「婦人問題企画推進本部」「婦人問題担当室」設置	・県議会で「婦人の社会的地位向上をはかる決議」採択	
1976年 (昭和51年)		・改正「民法」施行（離婚後における姓氏統称号制度新設）	・知事室県民課に婦人関係行政の窓口設置	
1977年 (昭和52年)		・「国内行動計画」策定 ・「国内行動計画前期重点目標」発表		
1978年 (昭和53年)			・「新神奈川計画」に「婦人総合センター」（当時のかながわ女性センター）が位置づけられる	
1979年 (昭和54年)	・国連総会「女子差別撤廃条約」採択			
1980年 (昭和55年)	・「国連婦人の十年中間年世界会議」開催（コペンハーゲン） 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択、「女子差別撤廃条約」署名式（日本を含む51カ国署名）			
1981年 (昭和56年)	・国際労働機関「156号条約」「165号勧告」採択 ・「女子差別撤廃条約」発効	・改正「民法」「家事審判法」施行（配偶者の相続分1/3から1/2へ、寄与分制度新設） ・「国内行動計画後期重点目標」発表		

年	世界の動き	国の動き	神奈川県の動き	藤沢市の動き
1982年 (昭和57年)			<ul style="list-style-type: none"> ・かながわ女性元年 ・「かながわ女性プラン」決定 ・「かながわ女性会議」結成 ・県民部に「婦人企画室」設置、労働部に「勤労婦人班」設置 ・「婦人総合センター」(藤沢市江の島)開館 	
1983年 (昭和58年)			<ul style="list-style-type: none"> ・県審議会等への女性の参加推進要綱制定 	
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の十年最終年世界会議（第3回世界女性会議）」開催（ナイロビ） 「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略（ナイロビ将来戦略）」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正「国籍法」「戸籍法」施行（父母両系主義、帰化条件の男女平等） ・生活扶助基準改定（男女格差改定） ・女子差別撤廃条約批准（86年発効） 		<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人問題行政連絡会議」設置 ・「婦人問題講演会」開催
1986年 (昭和61年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」施行 ・改正「国民年金法」施行（基礎年金制度実施） 		<ul style="list-style-type: none"> ・「藤沢市新総合計画第二次基本計画（昭和61年～65年）」に婦人行政の推進を位置づけ ・「婦人問題に関する女性の意識と実態調査」実施 ・「藤沢市婦人問題懇話会」設置
1987年 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」決定 ・「所得税法」改正（配偶者特別控除制度新設）、施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新かながわ女性プラン」決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治文化部市民相談課に婦人問題行政窓口設置 ・婦人問題情報紙創刊（年2回）

年	世界の動き	国の動き	神奈川県の動き	藤沢市の動き
1988年 (昭和63年)		・改正「労働基準法」施行（週40時間制）		・市長室に「婦人企画担当」設置（課としての位置づけ） ・藤沢市婦人問題懇話会より「藤沢市女性行動計画の策定に向けて」提言 ・「藤沢市女性に関する行政推進会議」設置
1989年 (昭和64年/ 平成元年)	・「子どもの権利条約」採択			・「藤沢市女性行動計画推進協議会」設置
1990年 (平成2年)	・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しに伴う勧告及び結論（ナイロビ将来戦略勧告）」採択			・「ふじさわ女性行動計画」策定 ・女性問題情報紙（第7号から）年4回発行 ・「ふじさわ女性フォーラム'90」開催
1991年 (平成3年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第一次改定	・「新かながわ女性プラン改定実施計画」策定 ・「婦人総合センター」が「かながわ女性センター」に名称変更	・「第8回日本女性会議」開催（藤沢市民会館）
1992年 (平成4年)	・「環境と開発に関する国連会議」開催（リオデジャイネイロ）	・改正「育児休業法」施行		・第2期「藤沢市女性行動計画推進協議会」委員委嘱
1993年 (平成5年)	・「国連世界人権会議」開催（ウィーン） 「女性の人権擁護を強調したウィーン宣言」採択 ・国連「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・中学校家庭科男女必修開始 ・「パートタイム労働法」施行		

年	世界の動き	国の動き	神奈川県の動き	藤沢市の動き
1994年 (平成6年)	・「国際人口・開発会議」開催（カイロ） 「カイロ行動計画」採択	・「子どもの権利条約」批准 ・高校家庭科男女必修開始 ・総理府に「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」設置 ・内閣に「男女共同参画推進本部」設置 ・「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（インゼルプラン）」策定	・「第1回東アジア女性フォーラム」（現アジア女性友好交流会議）を「かながわ女性センター」にて開催	・「共に生きるフォーラムふじさわ'94」開催 ・「まちづくり市民意識調査」実施 「男女共同社会の実現」を特定課題として調査 ・第3期「藤沢市女性行動計画推進協議会」委員委嘱 「ふじさわ女性行動計画」後期計画見直しに向けて諮詢
1995年 (平成7年)	・「第4回世界女性会議」開催（北京） 「北京宣言」「行動綱領」採択	・国際労働機関 「156号条約」批准 ・改正「育児・介護休業法」施行	・「かながわ女性センター」の利用者が開館以来200万人を達成	・藤沢市女性行動計画推進協議会より「ふじさわ女性行動計画」見直しへの提言
1996年 (平成8年)		・「男女共同参画2000年プラン」決定	・「かながわ女性センターの今後の運営について」（答申）	・「ふじさわ女性行動計画」第一次改定版 「男女共同参画社会を実現するふじさわプラン」策定 ・第4期「藤沢市女性行動計画推進協議会」委員委嘱
1997年 (平成9年)		・「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」の一部改正	・「かながわ女性プラン21」決定 ・「かながわ女性センター」で女性総合相談窓口スタート	
1998年 (平成10年)				・女性問題啓発小冊子「これからは男尊女尊」発行 ・第5期「藤沢市女性行動計画推進協議会」委員委嘱 「新女性行動計画策定にあたっての総合的施策のあり方」について諮詢 ・「藤沢市男女平等に関する市民意識調査」実施

年	世界の動き	国の動き	神奈川県の動き	藤沢市の動き
1999年 (平成11年)		・改正「男女雇用機会均等法」施行 ・「男女共同参画社会基本法」施行	・「県民総務室人権・同和担当」と「女性政策室」を再編し「人権男女共同参画課」を設置	
2000年 (平成12年)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催（ニューヨーク） ・「ミレニアム開発目標(MDGs)」設定（目標3：ジェンダー平等推進と女性の地位向上）	・「介護保険法」施行 ・「ストーカー規制法」施行 ・「男女共同参画基本計画」策定	・「かながわ女性センター」で「女性への暴力相談」窓口設置	・藤沢市女性行動計画推進協議会より「新女性行動計画」策定への提言 ・第6期「藤沢市女性行動計画推進協議会」委員委嘱
2001年 (平成13年)		・内閣府に「男女共同参画会議」「男女共同参画局」設置 ・第1回「男女共同参画週間」実施 ・「DV防止法」施行 ・改正「育児・介護休業法」施行	・配偶者暴力相談窓口設置	・「ふじさわ男女共同参画プラン2010」策定 ・「ふじさわ総合計画2020」スタート
2002年 (平成14年)			・「県男女共同参画推進条例」施行 ・「配偶者暴力相談支援センター」開設 ・「かながわ女性センター」開館20周年記念事業開催	・第7期「藤沢市女性行動計画推進協議会」委員委嘱
2003年 (平成15年)		・男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 ・「次世代育成支援対策推進法」施行 ・「少子化社会対策基本法」施行 ・「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」施行（期限法：平成20年3月31日）	・「かながわ男女共同参画推進プラン」策定	・「男女共同参画啓発講演会」開催 ・「藤沢市女性行動計画推進協議会」を「ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会」に名称変更 ・「藤沢市女性に関する行政推進会議」を「藤沢市男女共同参画推進会議」に名称変更 ・「男女共同参画週間講座」開催 ・「藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査」実施

年	世界の動き	国の動き	神奈川県の動き	藤沢市の動き
2004年 (平成16年)		・改正「DV防止法」施行		・第8期「ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会」委員委嘱 「ふじさわ男女共同参画プラン 2010 後期見直しにあたっての総合的施策のあり方」について諮問
2005年 (平成17年)	・国連『北京+10』世界閣僚級会合（第49回国連婦人の地位委員会）開催（ニューヨーク）	・改正「育児・介護休業法」施行 ・「男女共同参画基本計画（第2次）」決定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	・「かながわ女性センター」に「かながわ女性キャリア支援センター」開設	・ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会より「ふじさわ男女共同参画プラン 2010」について提言 ・「男女共同参画週間公開講座」を生涯学習課と共に
2006年 (平成18年)		・「男女雇用機会均等法」改正 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	・「かながわDV被害者支援プラン」策定	・「ふじさわ男女共同参画プラン2010(改定版)」策定 ・第9期「ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会」委員委嘱
2007年 (平成19年)		・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		
2008年 (平成20年)		・改正「DV防止法」施行	・「かながわ男女共同参画推進プラン（第2次）」策定	・第10期「ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会」委員委嘱 ・「藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2009年 (平成21年)		・「育児・介護休業法」の一部改正 ・「男女共同参画社会に関する世論調査」実施	・「かながわDV被害者支援プラン」改定	・「男女共同参画課」に人権施策などを含めた組織として「共生社会推進課」を新設

年	世界の動き	国の動き	神奈川県の動き	藤沢市の動き
2010年 (平成22年)	・「第54回国連婦人の地位委員会(北京+15)」開催(ニューヨーク)	・男女共同参画会議「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」について答申 ・改正「育児・介護休業法」施行 ・「第3次男女共同参画基本計画」決定		・ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会より次期プランに向けた中間報告書の提出 ・第11期「ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会」委員委嘱
2011年 (平成23年)	・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)」正式発足			・「ふじさわ男女共同参画プラン 2020」策定 ・「藤沢市新総合計画」スタート ・「藤沢市外国人市民意識調査」実施
2012年 (平成24年)	・「第56回国連女性の地位委員会」開催 「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定		・第12期「ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会」委員委嘱 ・「ふじさわワーク・ライフ・バランス宣言」作成
2013年 (平成25年)		・「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」施行 ・「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」作成 ・改正「ストーカー規制法」施行	・「かながわ男女共同参画推進プラン(第3次)」策定	・「ふじさわDV防止・被害者支援計画」策定 ・組織改正により「人権男女共同参画課」設置 ・「藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2014年 (平成26年)	・「第58回国連女性の地位委員会」開催 「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・改正「DV防止法」施行 ・「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置	・「かながわDV防止・被害者支援プラン」策定 (「かながわDV被害者支援プラン」から名称変更)	・「藤沢市市政運営の総合指針2016」策定 ・第13期「ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会」委員委嘱

年	世界の動き	国の動き	神奈川県の動き	藤沢市の動き
2015年 (平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第59回国連女性の地位委員会（北京+20）」開催（ニューヨーク） ・「第3回国連防災世界会議」開催（仙台）「仙台宣言」採択 ・「UN Women日本事務所」開設 ・「持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）」採択（目標5：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女兒の能力強化を行う） 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画会議「第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方について」答申 ・「第4次男女共同参画基本計画」決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「かながわ女性センター」を県藤沢合同庁舎に移転、「かながわ男女共同参画センターかなテラス」に名称変更 ・「かながわ女性の活躍応援団」結成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会より「『ふじさわ男女共同参画プラン2020』改定に向けての意見提案」の提出
2016年 (平成28年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「G7伊勢・志摩サミット」開催 「女性の能力開花のためのG7行動指針」「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ（WINDS）」に合意 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性活躍推進法」完全施行 ・「女子差別撤廃条約」実施状況第7回及び第8回報告審議 		<ul style="list-style-type: none"> ・「ふじさわ男女共同参画プラン2020」改定 ・第14期「ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会」委員委嘱
2017年 (平成29年)		<ul style="list-style-type: none"> ・改正「育児・介護休業法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターかならいん」開設 ・「かながわリケジョ・エンカレッジプログラム」始動 	<ul style="list-style-type: none"> ・「藤沢市市政運営の総合指針2020」策定 ・組織改正により「人権男女共同平和課」設置
2018年 (平成30年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「候補者男女均等法」施行 ・「セクシュアル・ハラスメント対策強化について～メディア・行政間での事業発生を受けての緊急対策～」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・第15期「ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会」委員委嘱 ・「藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2019年 (平成31年/ 令和元年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「働き方改革関連法」施行 ・「労働施策総合推進法」改正 ・「婦人保護事業の運用面における見直し方針」検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・「かながわDV防止・被害者支援プラン」改定 	

年	世界の動き	国の動き	神奈川県の動き	藤沢市の動き
2020年 (令和2年)	・「第64回国連女性の地位委員会（北京+25）」開催（ニューヨーク）	<ul style="list-style-type: none"> ・改正「DV防止法」施行 ・「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」策定 ・改正「女性活躍推進法」等施行 ・「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」決定 ・「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」による緊急提言 ・男女共同参画会議「第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方について」答申 ・「第5次男女共同参画基本計画」決定 		<ul style="list-style-type: none"> ・ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会より「『次期ふじさわ男女共同参画プラン』策定に向けての意見提案」の提出 ・第16期「ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会」委員委嘱
2021年 (令和3年)				<ul style="list-style-type: none"> ・「藤沢市市政運営の総合指針2024」策定 ・「ふじさわジェンダー平等プラン2030～藤沢市男女共同参画計画～」策定 ・「藤沢市パートナーシップ宣誓制度」導入

《出典・参考》

- 内閣府・男女共同参画推進連携会議「ひとりひとりが幸せな社会のために～令和2年版データ」
- 神奈川県「かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）」「かなテラスのあゆみ」

6 男女共同参画社会基本法

平成11年法律第78号
平成11年法律第102号 改正
平成11年法律第160号 改正

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合はず、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにならぬ。

み、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一條 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (略)

ふじさわジェンダー平等プラン 2030～藤沢市男女共同参画計画～

【発行】 2021年（令和3年）3月

藤沢市 企画政策部 人権男女共同平和課

〔2021年（令和3年）4月から、課名が人権男女共同平和国際課になります。〕

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

電話 0466（50）3501／FAX 0466（50）8436

e-mail : fj-jinkendanryo@city.fujisawa.lg.jp



藤沢市

